

公害弁連第49回總會議案書

2020. 4. 4 東京

全国公害弁護団連絡会議

事務局

熊本県中央区京町2-12-43

熊本中央法律事務所

TEL 096-322-2515

FAX 096-322-2573

〔総会スローガン〕

- 1 裁判闘争を一層強化してすべての公害裁判に勝利し、全面解決闘争を前進させよう。
- 2 官僚司法を打破し、国民のための司法の実現をめざそう。
- 3 「規制緩和」に反対し、公害・環境行政の後退や大規模公共事業による公害・環境破壊を断固阻止しよう。
- 4 公害被害者・障害者・労働者・国民との連帯と専門家との連携を強め、公害根絶・環境保全・新たな被害者救済制度の確立・公害被害の完全救済・恒久対策の確立・公害地域の再生・薬害被害の救済と薬害の根絶のたたかいを前進させよう。
- 5 福島原発事故の責任を明確にし、未曾有の被害の完全救済、地域の再生・復興に公害のたたかいの教訓を生かして取り組もう。脱原発訴訟を推し進め原発のない社会の実現をめざそう。
- 6 実効性ある情報公開制度を確立させ、戦略的環境アセスメント法を制定させて、公害・環境対策の前進を勝ち取ろう。
- 7 廃棄物の適正処理を推進し、廃棄物の処理に伴う環境汚染を防止するとともに、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムの転換を勝ち取ろう。
- 8 史上最大の社会災害であるアスベスト問題の解決のために、国と大企業の責任を明確にして、アスベスト被害者の全面的な救済と抜本的な対策を勝ち取ろう。
- 9 真に地球環境保全に役立つ温暖化対策の確立を勝ち取ろう。
- 10 公害・環境問題における、アジア諸国をはじめとした国際的な交流・連帯を強めよう。
- 11 最大の環境破壊である戦争に向けた策動に反対し、米国と一体となった集団的自衛権行使を狙った憲法改悪を断固阻止しよう。

目 次

【一】基調報告

第一 公害・被害の根絶と環境保護を求めて	1
第二 公害裁判の前進と課題	
一 原発問題への取り組みと課題	3
二 大気汚染公害裁判の前進と課題	4
三 基地騒音裁判の前進と課題	6
四 海・川を守るたたかいの前進と課題	7
五 水俣病のたたかいの前進と課題	8
六 地球温暖化のたたかいの前進と課題	13
七 アスベスト訴訟の前進と課題	15
第三 公害弁護の今後の方向と発展について	17

【二】各地裁判のたたかいの報告

(原発)

[1-1]	福島原発被害弁護団の取り組み	福島原発被害弁護団	事務局長	弁護士	笹山 尚人	22
[1-2]	控訴審での審理が結審へ～「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟判決～					
	「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟弁護団	事務局長	弁護士	馬奈木厳太郎		24
[1-3]	国の責任を勝ち取る東京高裁での闘い					
		原発被害救済千葉県弁護団	事務局長	弁護士	滝沢 信	25
[1-4]	福島県田村市都路町の損害	原発被災者弁護団		弁護士	小海 範亮	26
[1-5]	浪江町支援弁護団の活動報告	浪江町支援弁護団	事務局長	弁護士	濱野 泰嘉	27
[1-6]	「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」弁護団の取り組み～汚染地域の環境復元と地域社会の回復を求めるたたかい～					
	「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」弁護団	事務局長	弁護士	白井 剣		28
[1-7]	原発賠償関西弁護団の一年間の活動について	原発賠償関西弁護団	事務局長	弁護士	白倉 典武	31

【特別報告】「福島原発避難者・かながわ訴訟」報告

	福島原発被害者支援かながわ弁護団 事務局長	弁護士 黒澤 知弘	32
[2]	原発なくそう！九州玄海訴訟	弁護団 幹事長 弁護士 東島 浩幸	34
[3]	福井の原発群の運転差止めを求める闘い	滋賀弁護士会 弁護士 井戸 謙一	35
[4]	浜岡原発	浜岡原発永久停止弁護団 弁護士 大橋 昭夫	37
[5]	川内原発訴訟の現状	原発なくそう！九州川内訴訟弁護団 共同代表 弁護士 森 雅美	38

(アスベスト)

(1) 大阪及び全国的なアスベスト被害救済の取り組み	大阪アスベスト弁護団	弁護士	伊藤 明子	40
(2) 首都圏建設アスベスト訴訟の報告～首都圏での勝利判決をめざして～				
	首都圏建設アスベスト訴訟弁護団	弁護士	森 孝博	44

(大気汚染)

〔1〕川崎公害裁判報告	川崎公害裁判弁護団 事務局長 弁護士	篠原 義仁	47
〔2〕西淀川大気汚染公害訴訟報告	西淀川大気汚染公害訴訟弁護団 弁護士	津留崎直美	49
〔3〕東京大気の大たたかい	東京大気汚染公害裁判弁護団 弁護士	原 希世巳	50
〔4〕みずしま財団の2019年度の報告	公益財団法人 水島地域環境再生財団 事務局長	藤原 園子	52
〔5〕あおぞら財団2019年度活動報告			
	公益財団法人 公害地域再生センター（あおぞら財団）事務局長	藤江 徹	54

(基地騒音)

〔1〕第2次新横田基地公害訴訟 報告	弁護士 小林 善亮	57
〔2〕第三次嘉手納基地爆音差止訴訟 報告	弁護士 川津 知大	58
〔3〕普天間爆音二次訴訟控訴審判決報告と三次訴訟に向けて	弁護士 赤嶺 朝子	60

(水俣病)				
[1] ノーモア・ミナマタ第2次国賠熊本訴訟の現状と展望	ノーモア・ミナマタ第2次国賠熊本訴訟弁護団	弁護士	板井 俊介	61
[2] 全ての水俣病患者の救済に向けて、「ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟」	ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟弁護団	事務局長	井奥 圭介	63
[3] ノーモア・ミナマタ第2次新潟訴訟のたたかい	新潟水俣病弁護団	団長	中村 周而	64
[4] ノーモア・ミナマタ第2次国賠東京訴訟の状況	ノーモア・ミナマタ東京弁護団	団長	弁護士 齊藤 園生	65
(リニア新幹線公害)				
リニア中央新幹線訴訟の現状	弁護団	共同代表	弁護士 関島 保雄	67
(薬害裁判)				
[1] 薬害ヤコブ病訴訟大津訴訟 報告	薬害ヤコブ病訴訟(大津訴訟) 弁護団	弁護士	中島 晃	69
[2] 薬害ヤコブ病訴訟報告	薬害ヤコブ病東京訴訟原告弁護団	事務局長	弁護士 阿部 哲二	70
[3] HPV ワクチン薬害訴訟	薬害ヤコブ病東京訴訟原告弁護団	事務局長	弁護士 阿部 哲二	71
(産業廃棄物問題)				
九州廃棄物問題研究会報告		弁護士	高橋 謙一	72
(海・川問題)				
[1] 熊本県下のダム問題の動向	川辺川利水訴訟弁護団	事務局長	弁護士 森 徳和	73
[2] よみがえれ! 有明訴訟	よみがえれ! 有明訴訟弁護団	弁護士	後藤 富和	74
【特別報告】石木ダム事件	弁護団	事務局	弁護士 平山 博久	76
【三】 特別報告				
神戸製鋼石炭火力発電所事件	神戸製鋼石炭火力訴訟弁護団	事務局長	杉田 峻介	78
全国公害被害者総行動実行委員会の報告	全国公害被害者総行動実行委員会	事務局長	中山 裕二	80
日本環境会議(JEC)の報告	JEC 理事長・一橋大学名誉教授		寺西 俊一	84
道路住民運動全国連絡会報告～45年目を迎え次世代に何を伝えるか～	道路住民運動全国連絡会(道路全国連)		長谷川茂雄	85
<公害・地球懇(JNEP)の活動報告>				
温暖化・気候変動の被害は「公害」気候危機・原発被害・公害総行動を一体的な運動に!	公害・地球環境問題懇談会(JNEP)事務局次長		清水 滯	88
全国基地爆音訴訟原告団連絡会議の活動	全国基地爆音訴訟原告団連絡会議	事務局長	福本 道夫	91
環境アセス法の動向		弁護士	藤原 猛爾	93
【四】 2019 年度 組織活動				
【五】 2020 年度 活動方針				
【六】 公害関係資料				
【七】 2019 年度 活動日誌				
【八】 公害弁連歴代人事一覧				
【九】 公害弁連規約				

【一】基 調 報 告

第一 公害・薬害の根絶と環境保護を求めて

第1 原発被害の責任と被害者への賠償問題

2011年3月11日に発生した東日本大震災、福島第一原発事故からすでに9年が経過した。その8年後に発生した熊本地震をはじめ、全国的に頻発する地震や集中豪雨による水害等を経験し、多くの国民が自然災害の脅威を強く意識するようになったといっていよい。

また、昨今の新型コロナウイルス問題では、大きく広がったグローバリズムの負の側面を見せつけられ、自然災害に対する脅威は国民生活全体を左右する問題であることも証明された。

この間、政府は、県外被害者に対する借り上げ住宅の無償提供を2017年3月に廃止し、同時期に福島第一原発付近の浪江町、飯館村、富岡町の居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除し、さらに、2018年3月末をもって避難指示区域の避難者への日常生活阻害慰謝料の支払いを終了し、原発問題の早期解決の世論誘導を図っている。そして同時に、高浜原発、川内原発に続き、本年3月には大飯原発、伊方原発も再稼働させるに至っている。

しかし、2016年にベトナムでの原発新設計画（三菱重工）が中止となり、2018年にはイギリスにおける原発計画も頓挫した（日立）。国際的には原発計画は完全に逆風が吹く情勢となり、経団連も原発以外のエネルギー対策に乗り出そうとしている。

全国21地裁、28件が係属している避難者が被った精神的苦痛に対する損害賠償訴訟の先陣を切って下された2017年3月17日の前橋地裁判決は、国の責任を断罪した。その後、同年9月の千葉地裁判決は国の責任を否定したが、同年10月の生業訴訟の福島地裁判決、原発賠償京都訴訟（京都地裁）、福島原発首都圏訴訟（東京地裁）、福島原発被害いわき避難者訴訟（福島地裁いわき支部）で、国の原発政策の誤りと東京電力の責任がより一層明確にされ、神奈川訴訟でも国の責任が肯定された。

各地の勝訴判決の積み重ねは、原発のコスト論に直接的に影響するものといえる。

このような情勢において、私たち公害弁連が果たすべき役割は、大きな国民運動の中で、とりわけ裁判闘争により闘いを切り開く諸団体と信頼関係をもって連携し、より幅広く法廷外における国民運動の形成のために尽力するという点に求められている。

第2 その他の闘い

1 アスベスト

2014年10月の大阪泉南アスベスト最高裁判決後、石綿工場における労働者の被害は訴訟上の和解による解決が進められているが、建設現場での暴露に基づく建設アスベスト訴訟は全国6地域で闘われ（福岡、大阪、京都、神奈川、東京、札幌）、2017年10月横浜地裁、同月の東京高裁判決によって7度目の国の責任断罪の判決が下されたが、さらに、2018年3月14日、国を8たび断罪する東京高裁判決、さらには同年8月31日、同年9月20日の2つの大阪高裁判決、さらに福岡高裁判決でダメ押しとなり、国に11連勝、一人親方等に関する責任も4連勝となり、今後、舞台は、いよいよ「一人親方」を含めた建設現場の労働者に対し、国、メーカー、及び事業者としてのゼネコンらによる基金制度創設に向けての取り組みが正念場を迎える。

2 水俣病問題

公式確認63年を迎えた水俣病問題は、熊本、近畿、東京のほか、新潟も含めて、1500名以上の原告団による訴訟が進行しているが、2017年11月29日、新潟水俣病における義務付け訴訟控訴審において、東京高裁は原告9名全てを水俣病と認める判決を下した。

しかし、熊本地裁における審理を中心とした闘い

が佳境に入ろうとしている中で、環境省が日本神経学会に対して、訴訟上の論点について意見照会をし、これに日本神経学会から、環境省の見解を追従する回答書が出され、それが証拠として提出されるという事態に至っている。さらに、2020年3月13日、福岡高裁が下した判決は、これまでの水俣病訴訟の積み重ねに逆行するかのような判決であり、今後、闘いは些かの予断も許さない状況である。

まさに闘いは法廷の内外に拡がり、これから正念場を迎える。

3 よみがえれ！有明訴訟

2010年の福岡高裁開門判決の確定と、その後の様々な判決の狭間で漁業者と営農者の対立が煽られている状況にある「よみがえれ！有明訴訟」は、確定した開門判決が行政によって無視され、かつ、間接強制金を支払い続けるという法治国家にとってあるまじき事態となっていたが、その後、2018年7月、福岡高裁において開門判決を事実上覆す判決が下されたが、その後、最高裁がこれを福岡高裁に差し戻す等、風雲急を告げている。これもまた世論喚起を背景にした闘いが求められる。

4 基地問題

基地問題については、2016年12月、第4次厚木基地騒音訴訟最高裁判決が「睡眠妨害の被害は深刻で軽視できない」旨認定しながら、一審・二審が肯定した夜間飛行の差し止めを覆し、将来分の賠償も退け、世論から批判された。しかし、第二次普天間基地爆音訴訟（福岡高裁那覇支部）、第三次嘉手納爆音訴訟（同）、岩国訴訟、第二次新横田訴訟で控訴審判決が下された。

また、宮崎では新田原自衛隊基地の爆音を対象とした新たな闘いが提起され注目に値する。

5 大気

かつての東京大気訴訟で勝ち取った成果を維持するため、国に医療費助成制度の創設を求め、2019年2月、全国の患者会が一丸となって、国及びトヨタをはじめとする自動車メーカー7社を相手方として、公害等調整委員会に対して、公害調停を申請した。

公害調停という土俵において、世論を動かす患者団体の運動が鍵を握っている。

第3 地球温暖化

産業革命以前（1850年以前）からの地球の平均気温の上昇を2℃を十分に下回る水準にすることを目的とし、1.5℃に抑制するよう努力するとして、今世紀後半に、温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを明記するパリ協定が、2016年11月、発効した（いわゆるCOP21）。

2018年10月にIPCC（国際気候変動に関する政府間パネル）が発表した「1.5℃特別報告書」によれば、現在の削減目標では将来の1.5℃達成は困難であるとされた。

今後とも、温暖化を招かない自然エネルギーへの転換に取り組みが重要になる。私ども公害弁連も、原発訴訟の推進と世論喚起を見据え、法廷の内外からその取り組みに携わっていきたい。

第二 公害裁判の前進と課題

一 原発問題への取り組みと課題

(1) 原発事故による放射能公害

2011年3月11日に発生した地震と津波により発生した福島第一原子力発電所事故は、大量の放射性物質を環境に放出する事態をもたらした。その危険性は、国際原子力事象評価尺度（INES）で「レベル7」という極めて深刻な事態に達した。

この事故によって、周辺の広範な地域が放射能汚染に見舞われ、深刻な被害が生じた。まさに「放射能公害」といふべき、未曾有の事態である。

この被害は、非常に多様かつ複雑であるが、その態様は「避難による被害」と「被ばく地域に居住・滞在していることによる被害」に大別される。さらに前者は、政府の避難指示による「避難区域内避難」（強制避難）と、居住者の主体的な判断に基づく「区域外避難」（「自主避難」とも呼ばれる）の2つに区別される。しかし、被害者自身の主体的な判断による避難も、被ばくによる健康被害のリスクを避けるためであって、「強いられた非難行動」であることに変わりはない。

元々被害地域の住民はいずれも、その地域において平穏な生活を営む権利と、有害な物質に脅かされない権利の両方を享受していた。当然のことである。ところが本件事故による放射能公害は、この当然の権利の両立を困難にし、理不尽な二者択一を強いられることになった。すなわち、地域に居住を続ければ、被ばくによる健康被害リスクがもたらす様々な損害を受けることになり、これを避けるために避難をすれば、元の地域における職業生活、家庭生活、地域生活などを含めた「生活を丸ごと」失うという損害を避けられないのである。

(2) 訴訟の提起と現状

これらの被害者は、加害者である東京電力と国に対して、損害賠償を求め、各地において訴訟が提起された。その数は、大規模な集団訴訟だけでも約30件にのぼり、

原告の数は1万2千人を超える。

事故発生後、本年3月で9年となり、各地の裁判は、これまでに14件で1審判決が言い渡されている（群馬、千葉1陣、生業、京都、首都圏、小高に生きる訴訟、いわき避難者訴訟、神奈川、愛媛、愛知・岐阜、千葉2陣、山形）。

各地の判決の内容は、昨年4月の報告のとおりであるが、その後に言い渡された愛知・岐阜訴訟と、山形訴訟の判決は、国の責任を否定するとともに、損害認定においても非常に不当・不十分な水準を示しており、これら「逆流」の総括と対応が、早急に求められている。本稿では、その詳細を展開することは到底適わないが、山形判決を例に、この「逆流」の要因を考えてみたい。

まず、国の責任についてであるが、判決は長期評価により、O.P.+10m以上の津波の可能性を認め、その被害が「極めて重大」であることまで指摘している。ところが、その危険性は「そこまで切迫したものとはいえない」とし、さらに予見できた事象は「明確に具体化」されたものではないから、予見可能性の「程度には限界があった」という。

そして、東電が結果回避措置をとっていても、「防止できなかった可能性も相応に残る」から、防止のための規制権限を行使しなかったことが著しく合理性を欠くほどの裁量の逸脱はないとして、免罪してしまう、しかし、巨大津波到来の可能性とは、現実には発生するまでは、滅多にあるものではない＝「切迫したものではない」だろうし、未知の津波が「明確に具体化」した現象であるはずもない。さらに結果回避措置の効果が確実であれば、何もしなくてよいはずはなく、現に「巨大な防潮堤」でなくとも、電源設備の移設や水密化によって、相当な効果が実現するのである。判決のこうした論旨は、極論すれば、「長期評価がどうあれ、誰も本気で心配しない程度のことだった。だから事故が起きても仕方がない」と言う開き直りに等しい、著しく偏った理屈（＝屁理屈）ではないか。

区域外避難者の損害の軽視にも、同様の暴論が目立

つ。「20mSv 論」を無批判に肯定して、「本件事故による被ばくで健康に有意な影響が出るとは認めることができない」と断定する態度、そして実際に避難した者が11%にとどまっているから、避難が社会的に相当ではないという不合理な判断、さらには権利侵害の全否定など、著しく偏った判断を重ねて、損害の全面否定（請求棄却）という結論に至っている。

この「逆流」の原因は、論理や事実認定以前の、「被害を否定する空気」の醸成・圧力がもたらしめているように思える。そもそも、事故から9年という年月が経過していることは、被害者の視点からすれば「長期化による被害の深刻化と固定化」を意味している。ところが加害者の立場からは、それは「被害の風化」と「黙殺・無視」であり、「復興神話」の宣伝こそ望ましい。この正反対の見方の相克が、現状の焦点ではないか。

そうだとしたら、この逆流を再度押し返すための力は、「被害の現状・現存」を粘り強く主張・立証していくことに尽きるように思われる。

(3) 控訴審判決へ

訴訟の今後の方向について筆を進めるならば、先行する訴訟においては、高等裁判所での控訴審の審理も進展して、3月12日に仙台高裁（いわき避難者訴訟1陣）、17日には東京高裁（小高に生きる訴訟）で、判決が言い渡される。いずれも区域内避難者が原告であり、東電だけを被告にしている。

さらに夏から秋にかけて、生業（仙台高裁）、群馬と千葉1陣（東京高裁）の控訴審判決が続く予定である。

これらの3訴訟は、いずれも東電とともに国を被告にしている。原審では千葉のみが国への請求を棄却していたが、この不当判決を覆すために、原告側は各弁護団が相互に協力し合って、望みうる最高水準の主張・立証を展開してきた。各高裁において、一致して国の責任を断罪することを求めて、その帰趨が問われている。

また、これら5件の高裁判決をもって、上記の3つのタイプの被害（区域内避難者、区域外避難者、滞在者）がすべてカバーされるので、それぞれについての被害救済の、高裁レベルの水準が示されることになる。それぞれの被害者について、生活や生産活動の再建と維持を可能とするだけの賠償が認められるかどうか。さらには原状回復が命じられるか否か。

本件事故による放射能公害の被害救済は、これからの5つの高裁判決の動向によって、相当に左右されることになる。

(4) 今後の課題

これらの高裁判決に加えて、地裁レベルでも、北海道訴訟、阿武隈訴訟、九州訴訟など、次々に判決が重ねられる。

上記に示した「逆流」の克服という観点からは、法廷の内外において、被害は現に続いていることを示し、安全神話に変わる「復興神話」が、いかに被害地域・被害者の被害回復・原状回復の妨げになっているかを浸透させることが、今後の活動として重要であろうと考える。

二 大気汚染公害裁判の前進と課題

はじめに

本項では新規救済制度の創設をめぐる取り組みについて論じることとし、道路公害対策をめぐる取り組みについては、別項の各地報告に譲ることとする。

1 公害調停申請

これまで大気汚染のたたかいでは、この数年来にわ

たって、国の医療費救済制度の創設を求めた運動が取り組まれてきた。すなわち、環境省との「勉強会」、国会に対する請願署名と国会要請行動、院内集会と、その一方で、公害総行動での自工会、石連交渉と宅配、コンビニ等関連業界への申し入れなど様々な運動が取り組まれてきた。

しかしながらなかなか突破口を見出すことができず、膠着状態が続いていた。

そこで新たな展開を切り開くことを目指して、自動

車メーカーに対する行動に本格的に取り組むとともに、これと一体として公害調停に取り組むこととなった。

すなわち昨年2月18日、東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪の喘息、慢性気管支炎等の患者94名と全国公害患者の会連合会が申請人となって、国（環境省）、自動車メーカー7社（トヨタ、日産、三菱、日野、いすゞ、UDトラックス、マツダ）を相手に中央の公害等調整委員会に公害調停の申請を行った。申請の趣旨は、次の3点である。

- ① 被申請人国は、公害患者の医療費救済制度を創設すること。
- ② 被申請人メーカーらは、救済制度につき相応の財源負担をすること。
- ③ 被申請人らは、損害賠償として1人100万円ずつを支払うこと。

2 公害調停のその後

この間7月17日、9月30日、10月21日（この日はメーカーのみ）、11月27日、1月24日と5回にわたる調停期日が開かれた。

申請人らはこれまでの大気汚染訴訟の到達点を踏まえて、公害被害の実態、ディーゼル排ガスと喘息等の因果関係、1970年代以降の自動車メーカーによる作為の不法行為であるディーゼル化、直噴化による加害行為とこれを長年にわたって放置し続けてきた国（環境省）の責任など自動車メーカー及び国の法的責任を裏付ける準備書面を提出してきた。

その一方で申請人らが求めるのは、生活補償等を含んだ完全な補償制度ではなく、医療費の自己負担分のみの助成を求めるささやかな要求である。その意味で、国はこれまでも、水俣病、アスベスト、薬害、大気汚染（公健法に先立つ特措法）において、民事責任とは切り離した医療費救済制度を創設してきた経験があり、今回もこれにならって社会的責任の見地から制度創設をはかることも十分に可能であることも主張してきた。こうした準備書面は、合計で9冊、1000頁をはるかに超えるところとなっている。

以上に対し、国は調停には真摯に対応するとして、申請人の主張に対して反論を行っているものの、自動車メーカーらはこれに対する認否、反論を行うことなく、制度財源として金銭負担に応じるつもりはなく、したがって本調停は成立の見込みがないので、直ちに

調停を打ち切れと主張している。しかし公害等調整委員会事務局編著の『解説公害紛争処理法』が「調停委員会としては、紛争の実情や手続きの経過等を十分に考慮して、安易に調停を打ち切ることがないようにすべきである」としているのとおり、紛争状態にある当事者間で、紛争解決の可能性があるかどうかを探るのが調停手続きであり、そのためには加害と被害の実態、両者の間の法的因果関係と法的責任の有無について主張、立証、反論、反証を行い、調停委員会も一定の心証形成を行い、その上に立って調停成立の余地を探るのが公害調停の本旨である。

こうした中、今後は、自動車排ガスによる発病、増悪の一般的因果関係の論点について、申請人、国のプレゼンテーションを行うところから具体的審理に入っていくことが見込まれている。

3 運動の取り組み

公害調停申請日当日は、昼休みに環境省前で集会の後、トヨタ前に移動して、300名での集会を成功させ、環境省、トヨタあてに要請書の提出も行った。

これを皮切りに昨年4月、8月、本年1月にトヨタ前行動を展開し、昨年6月の公害総行動トヨタ前集会では実行委員会としてトヨタへの申し入れ行動も行われた。

一方昨年10月26日には東京ビックサイトでの東京モーターショー2019会場にて、一大宣伝行動が組みまれ、音楽、キャラクターの被り物、風船、宣伝ティッシュ配りなどパフォーマンスを行い、この様子を取材したYouTubeニュース（<https://youtu.be/DVlq5RBa6yw>）が視聴1000回を超えるなど注目を集めるところとなっている。

ところで自動車排ガス規制をめぐるのは、海の向こう米国カリフォルニア州において、カリフォルニア州が先進的に取り組んできたZEV規制（ゼロ排出自動車規制）などの規制権限をトランプ政権が剥脱することが問題となり、加州がトランプ政権を提訴する事態となっている。これに際してトランプ政権の支持を表明したトヨタ、GM等のメーカーの新車購入を加州が停止することを決定したことが報じられている。この対象になったのが、トヨタ、日産、三菱、マツダ等本件調停で相手方となっているメーカーであるのに対して、本件でディーゼル車を生産しておらず、相手方から外

れている Honda は、加州でも購入停止の対象外とされており、全く同じ構図となっているのが注目される。

こうした海外の動向も注視しながら、世界的世論、

国内世論にもアピールして、これと一体として調停手続を進めていくことが求められている。

三 基地騒音裁判の前進と課題

1 基地騒音裁判の動き

基地騒音裁判においては、昨年は控訴審における判決ラッシュとなった。普天間、第2次新横田、嘉手納、岩国において、控訴審判決が出され、本年1月23日には第9次横田で控訴審判決が出たのである。しかし、その内容は前進どころか、残念ながら後退していると言わざるを得ないものであった。すなわち、それぞれ騒音の違法性は認め、引き続き過去の損害賠償額が認められるという最低限の内容は維持されたものの、飛行差止は認められず、将来の損害賠償請求も認められないという従前の基地訴訟判決を踏襲する判断に加え、普天間、嘉手納では損害賠償額が原審より減額されるという事態となってしまったのである。

この賠償額が減額されたのは、原告らの立証が不十分だったということは決してなく、控訴審判決はその理由さえ示さないという極めて異常なものであった（加えて言えば、普天間、嘉手納の控訴審判決では、直接被害を受けている原告らが多数出席し、判決要旨の朗読を裁判所に上申したにも関わらず、裁判所は主文の言い渡ししかしないという極めて不誠実、不親切な訴訟指揮であった。）。

確かに我々は、主位的には賠償を求めているのではなく、静かで安全な空が欲しいというのが目的である。しかし、甚大な爆音に悩まされているからこそその提訴であり、普天間・嘉手納の原審判決は、飛行差止は認めなかったものの、原告らの気持ちに少しでも寄り添う姿勢の表れとして過去最高の賠償額を認定したと思われる、そこに原告らとしては不十分とはいえ、一定の慰謝を受けた気持ちになることができたのである。ところが、控訴審判決は原告ら基地周辺住民の被害に正面から向き合わず、差止を認めるどころか原審より特段理由も説明せずに損害額を減額するという暴挙に出たのである。

また、最も原告らが切望している米軍機の飛行差止

については第三者行為論により判断しないという流れは変わらず、裁判を受ける権利を裁判所が蔑ろにしているとわざるを得ない。さらに将来の損害賠償請求も3年前の厚木の最高裁の流れを単に踏襲して認めないという判決が続き、今後も原告ら周辺住民に提訴の負担を負わせ続けることになった。

このように一連の控訴審判決においては、裁判所が司法の役割を放棄するという事態が続いているのである。

その他の基地訴訟においては、小松が昨年6月17日に結審し、今年の3月12日の判決の言い渡しを待っている状況である。また厚木は3年前の最高裁で高裁判決を破棄された無念のもと、すでに第5次訴訟を立ち上げて闘いを継続している。差止め訴訟を新たに立ち上げた新田原では第一審が順調に進行しており、更なる前進のために闘いがなされている状況である。

2 今後の展望

第三者行為論を打破しなければいくら騒音被害を受けていても賠償金で解決すればよいということになりかねない。しかも上述のとおり、福岡高裁那覇支部は賠償金を低くすることで原告ら基地周辺住民側の希望ではなく、国側の希望する解決に協力するかのような姿勢を取っている。

昨年控訴審判決を受けた各基地訴訟団は、上記第三者行為論を打破すべく、最高裁判所に対し、上告を申し立てた。正直3年前の厚木の最高裁判決を見れば、現在の最高裁判所が司法の砦という役割を果たしているとは言えず、厳しい闘いとなることが予想される。

しかし、各基地訴訟の弁護団は、全国基地爆音訴訟弁護団連絡会を中心に、我が国とは規定の異なる欧州諸国の米軍地位協定や飛行騒音と身体的被害に関する研究成果を踏まえて新たな方策を模索しているところである。

また、今年の3月12日には自衛隊が中心の小松基地において判決が出されることになるが、どのような判断が出されるか注目される場所である。特に小松で

は提訴以来、12年が経過し、その間健康被害の立証に努めてきた。その努力が報われる司法の判断が出されることを祈念してやまない。

四 海・川を守るたたかひの前進と課題

島国であるわたしたちの国は、海と川の水系が一体となって国土と生態系を形作っている。古来、わたしたちは、その水辺環境が生み出すめぐみを糧とし、海と川にはぐくまれながら生きてきた。

ところが、わたしたちの国土の海と川は、戦後、急速に破壊されてきた。ふるさとの海は干潟や藻場が埋立や干拓で失われ、岸辺はコンクリートで幾何学模様に固められ、川には次々にダムが建設されて、海と川が一体となった水系は寸断され、それぞれの水辺環境は破壊され続けてきた。

そうした破壊行為を主に担ってきたのは、無駄で有害な大規模開発型公共事業である。無駄で有害な公共事業はまた、いったん走り出したら止まらない公共事業でもあった。

地球環境問題の問題群のなかで、生物多様性の保全が重要な課題であることが認識されるようになるにつれ、多種多様な生物の生息地であり、生物多様性の宝庫たる海と川の水辺環境の保全は、持続可能な社会を構築する上で不可欠であると認識されるようになった。そして、これを破壊する愚行は、いま、国際的に反省されようとしている。

この間、われわれは、川辺川ダムの政府による休止表明を勝ち取り、荒瀬ダムは紆余曲折を経て撤去工事が始まった。荒瀬ダム撤去工事開始後、自然は驚異的な復元力を発揮し、われわれに自然復元の希望を与えている。

他方、2010年12月に確定した諫早湾干拓事業潮受堤防の開門を求める福岡高裁判決は、国による徹底したサボタージュと、開門阻止派の提起した開門阻止訴訟における馴れ合い的な対応のなか、2013年12月の履行期限が経過した今日でも国の開門義務は履行されていない。一昨年には、福岡高裁において、漁業権は10年で消滅するから開門確定判決で認められた開門請求権は履行期を迎えることなく消滅したなどという確定判決を実質的に覆す請求異議訴訟判決が出された。昨年

の最高裁判決ではこの不当判決を打ち破る破棄差し戻し判決を勝ち取り、この2月からの差戻審を契機にして、新たに運動が高揚しようとしている。

沖縄県においては基地のない沖縄を願う県民の意思を踏みにじって、生物多様性の宝庫である辺野古の海を埋め立てる新たな米軍基地建設の工事が強行されて、県民一体となった反対運動が展開されている。

長崎県の不要不急の石木ダム建設を巡っては地元住民の不退転の決意を基礎にした訴訟内外の大きな戦いが繰り広げられている。

わたしたちの国の海と川は、いまだ破壊から保全、再生へと歴史的な転換を果たし切れていない。海と川の破壊に対するたたかひは、裁判闘争と地域の生活者、自治体、市民、自然保護団体の運動が連携をとりながら進められてきた。わたしたちは、こうした戦いを着実に前進させ、海と川を破壊するあらゆる戦線において、破壊から保全、再生への転換を実現していかなければならない。

五 水俣病のたたかいの前進と課題

1 水俣病をめぐる闘いの概略

「水俣病は終わっていません」。2017年9月、スイス・ジュネーヴで実施された「水銀に関する水俣条約」の第1回締約国会議において、胎児性水俣患者の坂本しのぶ氏が世界に向かって訴えた。

水俣病をめぐる闘いは、政府が、いわゆる水俣病特措法（正式名称は「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」）の申請期限を平成24年7月末で打ち切った後、新たな闘いの土俵に移り、現在でも公害弁連傘下の訴訟のみならず、多くの訴訟が係属している。

いわゆる水俣病第三次訴訟における1996年5月22日の政府解決策を踏まえた和解を経て、2004年10月15日、最高裁判所は水俣病における国、及び、熊本県を断罪し、従来の水俣病認定基準を否定して感覚障害だけの水俣病を認めた。そして、この判決の後、続々と水俣病の認定申請を求める人が続出し、2005年10月3日ノーモア・ミナマタ（いわゆる1次）国賠訴訟が司法救済制度による解決方式の構築を求めて提起された結果、熊本、新潟、大阪、東京の各地裁において、裁判上の和解成立に向けた協議が行われ、2011年3月末には全ての裁判所における和解が成立した。

一方、政府は、訴訟を提起していない水俣病被害者らを対象とした水俣病特措法を2010年5月1日の54回目の水俣病公式発見の日を期に運用開始した。しかし、不知火海沿岸地域の健康調査が実施されない現状では、未だ多くの水俣病被害者が取り残されており、また、指定地域の問題、昭和44年12月1日以降に出生（曝露）した水俣病被害者の問題が取り残されたまま、環境省は2012年7月末を以て、同法の申請期限を打ち切った。2012年7月31日時点での水俣病特措法への申請者数は、熊本・鹿児島・新潟3県合計で65,151名に上っている（内訳は、熊本県42,961名、鹿児島県20,082名、新潟県2,108名、2012年8月30日毎日新聞）。

このため、2013年6月20日、水俣病被害者48名は、チッソ株式会社、国及び熊本県を被告として、総額2億1600万円（原告1名につき450万円（慰謝料400万円と弁護士費用50万円））の賠償を求めて、熊本地方裁判所に提訴した（ノーモア・ミナマタ第2次国賠訴訟）。

本訴訟は、チッソ、国、及び、熊本県を被告として慰謝料等450万円を請求するものであるが、訴訟を通じて目指すのは、「司法救済制度」の確立により、一時金のほか、月々の療養手当、医療費の支給を含む3点セットによる賠償を勝ち取ろうとするものである。

2020年3月17日現在、すでに熊本地裁では第13陣まで終え、熊本、東京、近畿、新潟の原告数は合計1,923名に達している（熊本1,550名、大阪140名、東京86名、新潟147名）。

一方で、メチル水銀中毒の症候2つ以上の組み合わせを求めるいわゆる昭和52年判断条件めぐっては、2013年4月16日、最高裁判所が、事案ごとに全証拠を総合的に検討して検討し、昭和52年判断条件に該当しない場合であっても水俣病と認定する余地があるとして、感覚障害しかない原告勝訴の判決を下した。その後、2013年10月25日には、国の公害健康被害補償不服審査会も上記最高裁判決を踏襲して感覚障害だけの患者を逆転認定する裁決を下したが、環境省は、2014年3月7日付けで、判断基準自体は見直さず、症状の組み合わせがない場合の総合的検討の在り方を整理するにとどめる通達を発し、被害者団体からは一斉に抗議が上がった。

2020年5月1日で公式確認から64年を迎える水俣病問題は、未だ多くの被害者が取り残されていることが明らかになり、さらに闘いは継続する。

2 司法救済制度の確立を求めて

(1) 司法救済制度とは何か

今日における水俣病被害者補償の議論の中心は、未認定患者のうち何らの補償も受けていない被害者（以下「未救済被害者」という）に対する補償をどう実現するかという点にある。

現在、熊本地裁、大阪地裁、東京地裁、新潟地裁に係属中のノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求訴訟は、未救済被害者のための制度構築として「司法救済制度」の実現を目的とするものである。

司法救済制度とは、「誰を水俣病被害者と認めるか」、「水俣病被害者に対していかなる補償をするか」の判断を、行政ではなく裁判所が行う制度である。

かつて、水俣病第三次訴訟では、「司法救済システム」と呼ばれ、ノーモア・ミナマタ（第1次）訴訟からは「司法救済制度」と呼ばれてきた。

この構想の出発点は、誰が被害者であるかを「加害者」たる行政（国・熊本県）に判断させることに對する被害者の拒絶感にある。すなわち、これまで、国、熊本県は、公害健康被害補償法（以下「公健法」という）の認定制度の下、多くの水俣病患者を患者でないとして切り捨ててきた。行政は水俣病患者に對する補償予算を可及的に少なくするため、医学的に間違った認定基準で患者を切り捨て、そのたびに司法の場で誤りを指摘され断罪されてきた。直近の最高裁による司法判断が、2013年4月16日の水俣病認定義務づけ訴訟（いわゆる溝口訴訟）最高裁判決である。にもかかわらず、従来の認定基準にこだわり、これを改めようとしない行政に對し、基準の改定を中心とした改革を求めることは当然、重要なことである。

他方で、仮に基準が緩和されるなどの改革がなされた場合も、公健法を司るのはあくまで行政（環境省）であり、患者切り捨ての実態がどれほど変わるのか疑問なしとしない。例えば、感覚障害だけの者も水俣病と認めると基準を緩和しても、行政が指定した医師の診断を絶対視し、民間の医師の診断を排除したのでは、予算の都合から「感覚障害なし」として切り捨てられる恐れが極めて高いというべきである。姫路獨協大学の宮井正彌教授が熊本県の認定審査会のデータを分析した結果、52年判断条件に合致する944名中205人しか認定されていなかったことが判明した（「熊本水俣病における認定審査会の判断についての評価」）。行政は自ら定めた狭過ぎる基準すら正しく運用せず、被害者を切り捨てていたのである。そこで、原告団は、患者か否かの判断権を司法に委ねる司法救済制度を求めているのである。

そして、司法救済制度は、期間限定ではなく、将来、水俣病被害者として訴え出た者も活用できるようにするという意味で、まさに恒久的な制度である必要がある。

(2) 司法救済制度の手順

このように、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟は、原告らを水俣病被害者として認めさせ正当な補償を勝ち取るのみならず、将来にも門戸を開いた制度の

確立を求めている。

同訴訟では、水俣病としての症候（感覚障害）の有無もさることながら、同症状を発症するに足るメチル水銀曝露の有無が大きな争点となる。そこで、行政がこれまでメチル水銀曝露はほとんどないとしてきた地域や年代でも水俣病を発症するに足る曝露があったことを明らかにする必要がある。

そして、これを前提に協議を行い、いかなる条件でメチル水銀曝露の推定を認めるかなどについて基本合意を裁判所で交わす。この基本合意を交わすことができれば、合意内容に沿って、症候や曝露の審査を進める。そして、原被告双方で一致した原告については、裁判上の和解を成立させ、不一致の原告については、所見ないし判決で解決を図ることとなる。このルールについても基本合意しておく必要がある。

もちろん、症候やメチル水銀曝露の推定については、様々な調査の結果をふまえて、基本合意の内容を改訂していくことも必要となる。

(3) 司法救済制度を確立するための課題

これまで水俣病について司法救済制度が実現しなかった背景には、①複数の被害者団体の中で、司法救済制度を求める勢力が多数派になれなかったこと、②被害の全貌が明らかでなく、予算の策定が困難だったこと、③先例に乏しく、制度のイメージを共有しにくかったこと、④訴訟の長期化により原告らが妥協を余儀なくされたことなどが考えられる。

しかし、①の点は、現在、補償を求めて活動している被害者団体では、水俣病不知火患者会が圧倒的多数（患者数7200人）を占めており、さらなる被害者の掘り起こしで原告を拡大していくことが制度確立のスピードを速めることになると考えられる。

次に、②の点は、行政が不知火海岸住民の健康調査を怠ってきたが故に被害の全貌がつかめず、予算の策定を自ら困難にしてきたという歴史がある。そこで、加害者らの責任で健康調査を実施させることが重要である。

さらに、③の点は、薬害スモンのほか、ハンセン病、B型C型肝炎、じん肺など、先例の積み重ねができ、当事者間及び裁判所においてイメージを共有しやすくなっている。

最後に、④の点についても、水俣病患者のために

その生涯を捧げた原田正純医師（2012 年没）は、「極端な力の差があるのに、通常の上訴権を強者側にも与えることが、本来の『法の下での平等』といえるだろうか」（『マイネカルテ』西日本新聞社）として疑問を呈していた。原爆症認定訴訟において、国（厚労省）は控訴しないとの合意を勝ち取った例もあり、被告らが一審判決前の基本合意を拒否し判決になった場合、控訴を許さない闘いが重要になる。

水俣病被害者救済については、これまで何度も判決や政治解決を重ね、それでも水俣病問題は終わっていない（馬奈木昭雄弁護士によれば「終わっていない」のではなく「終わらせない」、『水俣病裁判と原田正純医師』、花伝社、2013 年）。こうした現実を直視したとき、司法救済制度こそがもっとも現実的な解決策であり、これを支持する世論を形成していくことは十分可能である。

(4) 患者掘り起こし

水俣病訴訟においては、医師団やスタッフの患者掘り起こし運動と一体となった活動が必須である。

かつて、水俣病第三次訴訟では、民医連を中心として全国の医療スタッフに呼び掛け、1000 人大検診が追求された。

その後、いわゆる水俣病特措法における指定地域外の患者につき、熊本県民医連が中心となり、2009 年 9 月 20 日、21 日、全国から医師 140 名、スタッフ総勢 600 名を集めて実施した不知火海沿岸 6 市 2 町での 1044 名の大検診は 93 パーセントに水俣病の症状があることを浮き彫りにした。

また、特措法打ち切りを目前に控えた 2012 年 6 月 24 日、不知火患者会が中心となって水俣病一斉検診が実施されたが（住民健康調査実行委員会・藤野紘委員長）、そこでは、1396 名中 88 パーセントに水俣病特有の症状である四肢抹消の感覚障害（手足の先端のほうで触覚や痛覚などの感覚が鈍る症状）が見られたと指摘されている。

そして、2014 年 11 月 22 日から 23 日にかけて、医師 120 名、スタッフ 250 名規模で、447 名の大検診を実施し、428 名に水俣病の症状が認められた。

直近では、2015 年 10 月 31 日から 11 月 1 日にかけて、いわゆる水俣病特措法の対象地域外である天草市河浦町宮野河内地区で住民 108 名を対象に健康調査を実施した結果、75% にあたる 82 名に四肢末梢優

位の感覚障害の所見が見られたとする調査結果を発表している。

このように、多大なる医師や看護師、スタッフの協力により、今後とも、水俣病被害者の実態把握を解明する動きが継続している。

3 国（環境省）の動き

環境省は、多くの患者会の猛反発を受けながら、2012 年 7 月 31 日付けで、いわゆる「水俣病特措法」の申請を打ち切った。この打ち切りは、同法第 7 条 2 項で「救済措置の開始後 3 年以内を目途に救済措置の対象者を確定」すると規定されていることを逆手に取り「立法府の判断は重い」（細野豪志環境相・当時）との建前論で、2013 年 4 月末で対象者確定を終えるとして押し切ったものであるが、不知火海沿岸の住民健康調査も実施されない中で、「あたう限りの救済」が実現していないのは誰の目にも明らかであった。

その上で、政府は、2013 年秋、熊本で実施された第 33 回「豊かな海づくり大会」（水産資源の維持培養や海域環境保全の大切さを広く国民に訴えるとともに、水産業の振興と発展を図ることを目的として、昭和 56 年以降、毎年全国各地を巡りながら開催されている農林水産省が中心となって行われる行事）において水俣の海の再生をアピールし、国外的には、2013 年 10 月に熊本市において国連の水銀削減に関する水俣条約締結会議を開催して、水俣病問題解決の世論作りをアピールしようとした。

しかし、多くの水俣病被害者が取り残されている現実と新たな訴訟の継続、昭和 52 年判断条件を事実上否定する最高裁判決とその後も昭和 52 年判断条件の見直しを否定する政府に対する被害者団体からの反発により、環境省の策動は完全に破たんしている。

水俣病問題は、常に、「客観的に存在する広大かつ重篤な被害」を加害者側（政府・熊本県・チッソ）らが「小さく」見せようと躍起になった結果、いつまでも解決を見ない歴史が繰り返されてきたが、政府は、今回も歴史に学ばず大罪を繰り返したのである。

とりわけ、環境省が 2014 年 3 月 7 日付けで発した公健法に基づく水俣病の認定における総合的検討に関する通知は、2013 年 4 月 16 日の最高裁判決において総合的検討の重要性が指摘されたことを受け、1 年にわたって検討された結果であった。

しかし、同通知は、症状の組み合わせがなく感覚障害だけでも認定可能とする一方、水俣病の症状は、メチル水銀の「ばく露が停止してから長くとも1年程度まで」に発症するとし、これを超えてからの発症については、メチル水銀ばく露との因果関係がないとして切り捨てることとした。2004（平成16）年の水俣病関西訴訟最高裁判決が是認した大阪高裁判決は、魚介類の摂取を中止してから4年程度のいわゆる遅発性水俣病の存在を認めている。同判決が遅発性水俣病の発症時期を限定的にとらえている点で妥当ではないのであるが、同通知は、同最高裁判決にすら抵触するものである。

また、同通知は、中央公害対策審議会答申（1991年）を踏まえ、「昭和44年以降は水俣病が発生する可能性のあるレベルのメチル水銀ばく露が存在する状況ではなくなっている」としているが、今後認定審査を受ける者が昭和45年までの発症を証明することは、カルテの保存期間等を考慮すれば、事実上不可能であるし、さらに、2013年4月16日の水俣病義務づけ訴訟最高裁判決で勝訴した原告すら認定されない結果となり、その不当性は明らかである。

結局、同通知は、症状の要件を緩和したかのようなポーズを取りながら、因果関係の審査で厳しく絞り込むことで、水俣病患者切り捨て政策を継続する意思表示といわざるを得ない。

なお、2018年5月、環境省（特殊疾病対策室）は、日本神経学会に対し、「メチル水銀中毒症にかかる神経学的所見に関する意見照会」と題する文書を発し、これに対して、同学会が「水俣病のような神経疾患は神経内科医による診断が必要である」「メチル水銀中毒症では症状の変動はみられない」「メチル水銀曝露後長期間を経過してからの発症はあり得ない」との回答を行い、この回答書が法廷に提出されるという事件が発生した。日本神経学会あげて環境省に忖度する事態となり、このような態度に対しては、断固とした闘いを継続する必要がある。

4 熊本県の動き

熊本県（蒲島郁夫知事）は、2013年10月25日、国の公害健康被害補償不服審査会が同年4月16日の最高裁判決に沿った逆転裁決をして以降、「国の二つの機関において判断が食い違い、考え方が整理されていない」

として環境省を批判し、そのような状況が続くのであれば、国から委託を受けている公健法上の水俣病認定業務を返上し、国の臨時水俣病認定審査会（以下「臨水審」という）で代行する意向を示すとともに、公健法の補償制度を検証するよう求めていた。

しかし、そもそも上記通知のもとで臨水審を開催しても、患者切り捨ての場が県から国に移行するのみで、何ら解決にはならない。

熊本県の姿勢は、「国がかたくなな姿勢を変えないのであれば、県が単独でも調査を実施し、そこで得られた事実を国に突きつけ、あるべき救済制度を提言すべきでないか。弥縫策の繰り返しにピリオドを打つためにも、県がさらに一歩踏み込み、問題解決への主体的姿勢を示して欲しい」と指摘されている（熊本日々新聞2014年1月13日朝刊）。

現時点では、熊本県は、政府を追従するのみであり、それ以上の姿勢を見せてはいない。しかしながら、水俣病特措法で定められた健康調査の実施については、熊本県が旗振り役にならなければ、他にその役割を果たす者はいない。

5 チッソの動き

水俣病の原因企業であるチッソは、チッソ分社化と税制優遇措置を獲得するために、究極の加害者救済策である「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法」を引き出した。しかし、これは水俣病患者のみならず、水俣病問題という歴史自体を闇に葬り去ろうとするものである。除本理史教授によれば「チッソが分社化すれば被害者側は手も足も出せない状態になる。分社化は補償原資となる子会社の株式売却益がいくらになるかで補償総額が左右されかねない『応能負担の論理』であるが、この論理はPPPとは無縁。四大公害裁判後、明確になってきた日本の環境問題解決の原則とは大きく乖離する」と批判している（2009年3月4日熊本市内で開催されたシンポジウムより）。

しかし、このような批判があるにもかかわらず水俣病特措法が成立し、チッソは分社化により水俣病問題と法的に決別することが認められた。チッソの後藤舜吉会長は2010年社内報において「紛争その他水俣病の桎梏から解放される」という表現で、分社化のメリットを語っている。

その後、チッソは2010年7月6日、同法の「特定事業者」に指定され、同年12月15日、松本龍環境大臣（当時）はチッソの事業再編計画を認可した。2011年1月12日、チッソは100%子会社の「JNC株式会社」を設立し、同年2月8日付けで大阪地裁はチッソからJNC株式会社への事業譲渡を許可しており、同年3月31日までに事業譲渡が行われ、同4月1日から事業を開始した。今後は、チッソが保有するJNC株式の譲渡についての環境大臣の許可が問題となるという状況である。

この点について、環境大臣の許可の前提となる「救済の終了」の捉え方について、2017年9月30日、水俣条約の締約国会議における中川雅治環境相は「水俣病は解決していない」との認識を示している。ただ、2018年2月の選挙によって新たに市長となった高岡利治水俣市長は、「（水俣病特措法が定める）条件を満たせば、国に要望していく」と述べるなどチッソの意を受ける立場を示している。

しかし、全ての水俣病被害者への賠償義務を負うチッソが、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟を始め、公健法上の認定申請者が多数取り残されている状態で分社化を実行することが許されないことはいうまでもない。

報道では、水俣病特措法に関連してチッソが国から借り入れた債務993億円の返済猶予を受けたとされ（熊本日日新聞2018年3月5日朝刊）、公的支援を受ける立場としての説明責任を問う声もある。

6 水俣条約を巡る動き

2009年1月20日にアメリカ大統領に就任したオバマの政策転換により、同年2月20日、ケニアのナイロビで開催された第25回国連環境計画（UNEP）管理理事会において、2013年までに水銀規制条約を締結すること、及び、その条文の検討のために全5回の政府間交渉を実施する方針が確認された。

これを受け、2013年1月19日、ジュネーブ（スイス）での第5回会議で、水銀を用いた製品や輸出入を原則禁止し、大気や土壌への水銀排出を削減、金採掘現場での使用の削減等を謳った「水銀に関する水俣条約」につき、2013年10月、熊本市及び水俣市で採択・署名会議が開かれた。

2013年10月10日に熊本市内で開催された採択会議で水俣条約は成立し、条約の発効には50ヶ国の批准が必要とされているところ、アメリカが第1号の締結国

となった後、2年ほど遅れた2016年2月2日、日本政府はようやく23番目の締結国となる旨の閣議決定を行った。国内的には「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の成立となる。

その後、2017年8月16日、「水銀に関する水俣条約」は発効した。35の条文と5つの附属書からなる本条約は、水銀の採掘から廃棄まで全ての段階で規制措置を定め、水銀仕様製品を2020年までに原則製造・輸出を禁止した。

これを受け、2017年9月24日、スイス・ジュネーブで開催された水俣条約第1回締約国会議においては、今後、4年ごとに各国の水銀削減状況を報告することが確認された。

しかし、現在、発展途上国で問題となっている金採掘のための水銀使用は、その場所を特定することが困難であるほか、仮に水銀排出の技術移転に取り組んだとしても、「10年にかかるだろう」と指摘されている。

石炭火力発電所から排出されて大気中に出た水銀が海洋から魚介類を汚染し、食物連鎖によって人体に蓄積される例も多数認識されている。

また、水銀輸出問題については、同条約によっても「（水銀）輸入国の書面同意があれば輸出可能」との規程に基づき、我が国から外国への輸出は可能とされている。この点は報道においても、「環境省は、『日本の水銀が使われることで、輸出先での新たな（水銀）採掘防止につながる』という。現地で健康被害を起こし、国際市場に流れる可能性があるのに、その役割をなぜ日本が果たすのか。水俣病経験国の対応として大きな課題を残した」と批判されている（熊本日日新聞平成28年2月3日朝刊）。

*ノーモア・ミナマタ（第1次）訴訟の顛末については、『ノーモア・ミナマタ訴訟たたかいの軌跡』（日本評論社、2012年）を参照されたい。

六 地球温暖化のたたかいの前進と課題

2030 年までの 10 年が人類の未来を決める！—COP25 の結果と課題—

頻発する異常気象・災害

世界中で異常気象・異常事態が頻発している。2019 年 9 月に発生したオーストラリアの森林火災は、日本の 60%に相当する面積を焼きつくし、コアラやカンガルーなどの野生動物は 10 億匹が死んだと報道されている。

昨年 9 月には、瞬間最大風速は秒速 98 m という、カリブ海で発生するハリケーンとしても史上最強のハリケーン「ドリアン」がバハマを襲った。サイクロンが発生しても大型化しないと言われていたアラビア海で、昨年は立て続けにスーパーサイクロンが発生している昨年前半には、アルゼンチン、ウルグアイ、ブラジル南部で大洪水が発生した。

昨年 7 月の平均気温は観測史上最高を記録し、パリでは観測史上最高の 42.6℃を記録した。

日本も例外ではなく、9 月には瞬間風速 57.5 m の台風 15 号が房総半島を遅い、10 月の台風 19 号は各地で観測史上最高の降水量を記録し、71 河川、140 カ所の堤防が決壊した。

こうした異常気象・災害に気候変動が関わっていることは明らかである。

今や、「気候変動」ではなく、「気候危機」ともいうべき事態が進行している。

パリ協定

2015 年の COP21 はパリ協定に合意した、パリ協定の目的は、「平均気温の上昇を、工業化（1850 年頃）以前の平均気温から 2℃十分に下回るレベルに維持すること」とされ、1.5℃への抑制を「努力目標」としている。そして、そのためには 21 世紀後半に、温室効果ガスの排出を実質ゼロにしなければならない、すなわち「脱炭素社会」を構築すること必要であるとしている。

目指すべきは「1.5℃未満」

2018 年 10 月、IPCC は「1.5℃特別報告書」を発表した。報告書は以下のように報告しています。

- ・工業化以前（1850 年頃）に比べて、人間活動によって約 1℃世界の平均気温は上昇した。
- ・2℃の平均気温の上昇と 1.5℃では、その影響に大きな違いがある（別表）。
- ・現在の変化率で平均気温の上昇が続けば、高い確率で、2030 年から 2052 年の間に 1.5℃の上昇に到達する。
- ・1.5℃未満に抑えることは不可能ではないが、あらゆる分野での急速かつ広範囲な変革が必要となり、とりわけ 2030 年までの取組が決定的に重要である。「1.5℃特別報告書」が報告する、2℃と 1.5℃との影響の違いは表のとおりである。

1.5℃と 2℃の上昇との影響比較

熱波	1.5℃では世界人口の 13.8%。2℃では 36.9% が定期的な熱波に晒される。2℃では 1.5℃より 17 億人増加。
豪雨	1.5℃では極端現象が少なくなる。
極度の干ばつに晒される人口。	1.5℃では 1 億 1430 万人。2℃では 1 億 9040 万人で 7610 万人の増加。
洪水	1976 ～ 2005 年の水準比で、1.5℃では 2 倍、2℃では 2.7 倍。
海面上昇	2100 年までに、1.5℃では 26 ～ 77cm の上昇。2℃では + 10cm。1.5℃では海面上昇の影響を受ける人数は 1 千万人少なくなるが、上昇は数世紀に渡って続く。
サンゴ礁の消滅リスク	1.5℃では 70 ～ 90%。2℃では 99%。大規模なサンゴ礁は過去 3 年で 50%が消滅。
生物の多様性	1.5℃では、昆虫の 6%、植物の 8%、脊椎動物の 4%で生息域が半減。2℃では、昆虫の 18%、植物の 16%、脊椎動物の 8%で生息域が半減。
北極の海水	夏に海水が消失する頻度は、1.5℃では 100 年に 1 度。2℃では少なくとも 10 年に 1 度。

COP25 の結果と課題

昨年 12 月、スペインのマドリードで、COP25 が開催された。

現在の各国の削減目標を積み上げても、1.5℃未満はもちろん、2℃未満にも遠く及ばないことが明らかになっていることから、COP25 の最大の課題は、各締約国に対し、排出削減目標の引き上げを促す明確なシグ

ナルを発信することができるかどうかだった。同時に、2018年のCOP24において、合意できずCOP25に先送りになっていた、「市場メカニズム」、「各国の削減目標の共通の期間などの、パリ協定の運用ルールに合意することも課題になっていた。

COP25の評価

COP25は、削減目標の引き上げに対する明確なシグナルを発信することができなかつた。こうした結果になってしまったのは、中国、アメリカ、インド、ロシア、日本などの、温室効果ガスの5大排出国が、目標の引き上げに消極的な態度を崩さなかったからである。グテーレス国連事務総長は、「失望した。国際社会は削減目標を引き上げる重要な機会を逃した」とツイートした。

また、COP25に先送りになっていたパリ協定の実施ルールについては、合意ができず、今年11月にイギリスのグラスゴーで開催されるにCOP26に先送りになってしまった。ただ、これらの実施ルールについては、合意できないとパリ協定が実施できないという性格のものではなく、「市場メカニズム」などで「抜け穴」になるようなルールで合意するより、慎重に議論を重ね、実質的に温室効果ガスが削減できるルールに合意することが重要である。

日本は二度の化石賞

日本は、2050年温室効果ガス実質排出ゼロも、削減目標の引き上げも、国内の石炭火力のフェーズアウト（漸減）や海外の石炭火力への資金供与の停止も約束できず、世界から大きな非難を浴び、2回の化石賞を受賞した。二度とも、日本が石炭火力を進めようとしていることに対するものである。日本政府は、石炭火力についての現在の政策を抜本的に変えない限り、何をしても、何を言っても、受け入れられないことを自覚すべきである。

活発に活動した世界の若者たち

COP25には、これまでのCOPと比べても、多くの若者が参加し、活発に活動した。COP25はまさに「若者のCOP」だったと言ってよい。なかでもグレタ・トゥー

ンベリ存在感は圧倒的だった

グレタが始めた「気候のための学校ストライキ」は、世界の若者の共感と支持を得て、昨年9月の第3回「世界統一ストライキ」には、日本を含む185カ国で760万人以上の若者や市民が参加したとされている。COP25会期中の12月6日（金）にマドリードで行われた「気候マーチ」には50万人が参加した。

2030年までの10年が人類の未来を決める

今年から、いよいよパリ協定が実施の段階に入る。グレタは、2020年からの10年が「私たちの未来を決める10年」だと言う。まさにそのとおりで、日本を含め各国が、この10年にパリ協定の目的に沿った行動をするかどうか、人類の未来がかかっている。

七 アスベスト訴訟の前進と課題

1 建設アスベスト訴訟をはじめとする裁判の前進と課題

(1) 建設アスベスト訴訟の全国的な闘い

全国6地域で闘われている建設アスベスト訴訟は、2012年12月5日の首都圏建設アスベスト訴訟（東京1陣）・東京地裁判決以後、2017年10月27日の首都圏建設アスベスト訴訟（神奈川1陣）・東京高裁判決まで、7度にわたって国の責任を認める判決が勝ち取られ、建材企業責任も2地裁、1高裁で認められている。

しかし、一人親方や零細事業主に対する国の責任についてはこれを否定する判決が続き、建材企業責任の関係でも、各被害者の石綿関連疾患の原因となった建材企業の特定期間や、共同不法行為論をめぐる争いが続いていた。

こうした中、2018年3月14日の東京高裁判決（東京1陣訴訟）は、最重要課題である国の一人親方等に対する責任を初めて認めた。同年8月31日と9月20日には2つの大阪高裁判決（京都1陣訴訟と大阪1陣訴訟）が、さらに、2019年11月11日の福岡高裁判決（九州1陣訴訟）が、国の一人親方等に対する責任を認めるとともに、シェアと確率論を駆使して主要原因（ばく露）建材・企業を特定し、合計13社の建材企業の共同不法行為責任を認めた。2020年1月23日には、静岡地裁判決でも国の一人親方等に対する責任が認められた。

これで国に対しては12連勝、一人親方等に対する責任に関しても5連勝（うち高裁で4連勝）、建材企業責任についても2地裁、4高裁で認められ、被害者救済の流れは確実なものになった。

ところが、司法判断の流れが定着した状況になったにもかかわらず、国は、不当にも訴訟の早期解決にも救済制度創設にも背を向ける姿勢を取り続け、建材企業らも解決に向けて動き出そうとしていない。異常な事態と言わざるを得ない。

首都圏と関西、九州の5つの訴訟が最高裁に係属することになり、2020年中にも最高裁判決が予想される。まずは、2020年4月17日の東京地裁判決（東京2陣訴訟）を高水準で確実に勝利するとともに、

全面解決へ向けた闘いの強化、多様化が求められている。

(2) 泉南型国賠による和解救済

2014年10月の泉南アスベスト国賠訴訟の最高裁判決によって国の責任（1958年から1971年までの間、局所排気装置設置の義務づけを怠った違法）が確定し、同じ状況にあった石綿工場における労働者のアスベスト被害については、国が早期に訴訟上の和解に応じることを約束した。

その後、弁護士、原告・支援者、全国的な被害者団体などの働きかけによって、厚労省は、2017年10月から、いわゆる泉南型国賠の対象可能性のある元労働者・遺族ら2244名にリーフレットを個別送付した結果、2019年9月末時点での提訴者数は被害者単位で約800名（うち和解済約600名）、和解総額98億円に拡大した。この間、石綿製品の製造工場の労働者だけでなく、石綿製品を使用する多様な職種・作業について和解が成立しており、実質的にも救済範囲が広がった。提訴者数は通知対象者の3割強に止まっており、不十分な点はあるものの、質的・量的な救済範囲の拡大は、泉南アスベスト国賠訴訟の「政策形成訴訟」としての成果と言えるのではないかと。

また、2019年には生存被害者の遅延損害金の起算点問題や遺族への死者の個人情報不開示問題など、泉南最高裁判決後に顕在化した複数の論点も大きく前進した。

なお、地元泉南では、「泉南石綿の碑」に続いて2019年4月には「アトリエ泉南石綿の館」がオープンするなど、わが国の石綿被害の原点である泉南から、アスベスト惨禍を後世に伝え、救済・根絶を全国・世界へ発信する取り組みが続いている。

(3) アスベスト被害救済訴訟の概況

ここ数年、企業に対する損害賠償請求事件で判決に至るケースが少ない中、解体工事に伴う石綿飛散について周辺住民が市や解体業者に損害賠償請求を求めた事件（2019年4月19日神戸地裁判決）、住友ゴムの元従業員らのタルクによる石綿被害を認めた事件（2019年7月19日大阪高裁判決）が注目される。

前者は住民敗訴となったものの、判決は市や業者の対応の問題点を厳しく指摘している。

使用者の安全配慮義務違反による損害賠償請求事件については、相当数が訴訟外で解決していると予想されるが、曝露立証が困難な石綿肺がん事例や時効問題、CT画像問題などの他、予見可能性に関する特異な判断を示して企業責任を否定する不当判決など克服すべき課題は残されたままである。

この他、阪神・淡路大震災のがれき処理で中皮腫を発症した明石市職員の公災不認定問題（2018年1月15日に神戸地裁に提訴）など、行政による認定基準の恣意的運用が救済を大きく阻んでいる実態を見直させる取り組みを強める必要もある。

2 全てのアスベスト被害の救済と根絶に向けた全国的な闘いを

2018年10月には最高裁大法廷でアスベストが検出され、2019年2月からは大法廷の使用を中止し、石綿除去工事を行ったとされる。各地で解体・改修、除去工事現場での石綿飛散事故は後を絶たず、ずさんな対応が繰り返されている。2020年は阪神・淡路大震災から25年の節目であるが、これまで震災がれき処理などで少なくとも6名が中皮腫で亡くなっており、今後、被災地の市民やボランティアを含めた、災害アスベスト被害の本格化が懸念される。現在の不十分な対策のままでは、新たな石綿ばく露による将来の被害発生は防げない。

建物の解体・改修、除去時の石綿飛散は、建築作業従事者の職業ばく露の問題であると同時に、周辺住民の環境ばく露の問題でもあり、平時の災害アスベスト問題でもある。建設アスベスト訴訟の解決と全てのアスベスト被害の救済・根絶は連続しており、そのためにも同訴訟の早期解決が急務である。

今後も、アスベスト被害の全面的な救済と万全な防止対策を求めて、知恵と力を結集した大運動が必要である。

第三 公害弁連の今後の方向と発展について

——公害被害者の早期救済と公害根絶、地域再生への取り組みの強化を——

1 行政の横暴を許さず公害被害者の早期救済を

行政の「横暴」というべき姿勢がめだつ。住民の人権を無視・軽視し、被害者を切り捨て、自らの責任には頬被りしつつ、ゴリ押しする行政の横暴である。安倍自公政権になってその姿勢は、ますます顕著になっている。さまざまな分野においてそうである。

ゴリ押しの典型的なものは、司法から指弾されながらも「司法判断と行政判断は違う」としてゴリ押しを続けてきた、水俣病における患者切り捨て政策である。水俣病は、1956年5月の公式発見から64年が経過しようとしている。不知火海一円で早い時期に、行政が悉皆健康調査を実施していれば、多年にわたって訴訟で争われる事態にはならなかったはずである。行政は、いまなお本格的な調査を怠り、被害の全貌解明をおこなおうとせず、水俣病の判断条件を絞り込んで被害者救済に背を向けつつけている。その誤りは司法判断によってたびたび明らかにされてきた。それでも行政は被害者を切り捨て続けている。

同じ構図は、建設アスベスト被害において見られる。建設アスベスト被害は、現在進行形の被害である。各地で、解体・改修等の工事現場で、石綿飛散事故はあとを絶たず、ずさんな対応がくり返されている。被害者は年々増加している。被害救済の制度づくりが急がれるところである。ところが、行政は、連続12度にわたって司法からその責任を指弾されながら、被害救済制度の創設に背を向け続けている。

原発公害において、行政のゴリ押しの姿勢はとくに顕著である。「放射能汚染の心配のない安全な環境を取り戻したい。生業と日常の生活を返してほしい」という原発被害者たちの切なる願いは踏みにじられてきた。福島県の大部分は山林である。汚染された広大な山林は事実上放置されたままであり、農地の除染も不十分である。住宅地においても高線量の土壌汚染が残っている。それにもかかわらず、政府は帰還強要政策を推し進めてきた。当然のことながら避難指示が解除され

ても帰還者の割合はごく低いままである。地域コミュニティの再生にはほど遠いといわねばならない。避難指示のない地域からの避難者は、現に原発事故の被害者でありながら、当初から切り捨てられている。帰還困難区域では、ごくごく一部の例外を除いて、いつ帰還できるのかめども立たない状況がつづいている。避難者も帰還者も滞在者も、それぞれに原発事故によるさまざまな被害を強いられている。ところが、政府は被害を直視するのではなく、避難指示解除と帰還強要政策、賠償等の打ち切り、そして東京オリンピックを利用した復興キャンペーンにより、「被害者切り捨て・原発事故幕引き政策」を推し進めている。

各地の公共事業においてもまた、住民の声を無視してゴリ押しする姿勢が目立つ。今年度公害弁連総会の記念集会では、とくに国営諫早湾干拓事業問題とリニア新幹線事業問題をとりあげる。

諫早湾干拓事業問題は、戦後食糧難の時期の1952年「長崎大干拓構想」に始まる。食糧難が解消し、減反政策の時代になっても、行政は干拓事業をゴリ押しし続けた。「走り出したら止まらない公共事業」の典型である。諫早湾潮受け堤防の開門判決が2010年12月に確定したにもかかわらず、行政は、9年余りたった今もこの確定判決に従おうとしない。漁民＝開門派と農民＝開門阻止派という対立図式を創出して、責任逃れを続けてきた。しかし、いまこの対立図式には綻びが見え始めている。日本環境学会の研究チームが2020年3月に諫早湾干拓問題現地視察調査を実施し、本格的にこの問題にメスを入れようとしている。国営諫早湾干拓事業が、営農事業として欠陥公共事業であることが明らかにしようとしている。

リニア中央新幹線事業もまた、ゴリ押しされている無駄で有害な公共事業の典型である。必要性、安全性、環境問題、経済性のどれをとっても、あまりにも問題が大きい。現下の焦点は水問題と残土問題である。多数の水系を横切るため、地下水位の低下、さらに大井川を始めとする河川の水量の低下（ないしは枯渇）を

確実に招く。また、トンネル掘削の結果、大量の残土が発生する。これらの問題が地域住民、下流域住民の安全と生活に深刻な影響をおよぼす。リニア中央新幹線の工事実施計画の認可取り消しを求める行政訴訟が2016年5月に提訴され東京地裁で進行中である。

行政によるゴリ押しの最たるものが、沖縄の辺野古基地建設問題である。行政の横暴のために自然が破壊され、住民の生活が破壊される事態が進行しているのである。沖縄の辺野古基地建設の是非を問う沖縄県民投票が、2019年2月24日に県下全市町村で実施された。投票率は五割をこえ、有効投票総数6万1888票の71.74%にあたる43万4237票が建設反対であった。県民の意思は明確に示された。ところが、政府は辺野古移設が唯一の解決策とくり返し、建設を強行している。県民に「寄り添う」などと言いながら、ブルドーザーで民意を踏みにじっていく。そして、欠陥機であるオスプレーによる事故をはじめ、航空機事故や落下物の事故があいかわらず頻発して住民の生活は脅かされている。

被害者救済に背を向ける行政の姿勢は大気汚染公害でも変わらない。わが国の現状は世界の公害規制から大きく後退してしまっている。世界の趨勢は無公害車やEV化をめざす方向に転換しつつある。わが国は世界の趨勢に遅れており、むしろ逆行しているというほかない。現に、わが国では排ガス公害で苦しめられている患者が存在し、増加する傾向にある。東京都、川崎市を除いて医療費の助成制度がない。患者は十分な医療をうけることさえできない。国の医療費救済制度の創設を求めた運動が数年来取り組まれてきたが行政は応じなかった。大気汚染被害者たちは、2019年2月、国と自動車メーカー7社を相手に中央公害等調整委員会に公害調停の申請をおこない、運動と連携させながら審理を進展させている。

全国各地の基地公害問題もまた、行政が人権を無視し、住民の安全と生活を踏みにじるゴリ押しである。しかも、裁判所が司法の役割を放棄しているかに見える状況が続いている。2019年度は、5つの訴訟において高裁の判断が示された。5つの高裁判決は、いずれも過去の損害賠償は認容しつつ、飛行差し止めも将来の損害賠償も認めなかった。しかし、落ち着いて考えれば、損害賠償を容認することは違法状態を裁判所が確認することを意味する。その司法判断が多年におよんでくり返されている。司法判断がくり返されるたびに違法

状態はますます鮮明になる。それにもかかわらず、同じ違法状態が継続することを差し止めないのは明白な矛盾である。その矛盾が拡大し続けている。

全国公害弁護団連絡会議（公害弁連）の今年度総会は第49回総会である。創立以来48年が経過したことになる。これまで、公害弁連と各地の公害弁護団は、多くの研究者や支援団体の協力をえて、被害住民の苦悩に満ちたたたかいを支援してたたかってきた。さまざまな困難に直面しつつも成果をあげてきた。そして着実に前進をつづけてきた。

これからも公害弁連は、公害被害者の救済と公害根絶をめざして、被害者の要求を堅持し、専門家・支援者らと連携した不断のたたかいをいっそう充実させ発展させていく決意である。

2 福島第一原発の被害救済と脱原発に向けての取り組み

福島第一原発事故から9年が経った。福島第一原発事故被害者による集団訴訟は、全国各地の裁判所に約30件が提起され、訴訟をたたかう被害者の総数は1万2000人をこえるといわれる。

集団訴訟に限っても、地裁で少なくとも14件（群馬2017.3.17、千葉1陣9.22、生業10.10、小高2018.2.7、京都3.15、首都圏3.16、いわき避難者3.22、神奈川2019.2.20、千葉2陣3.14、愛媛3.26、愛知・岐阜8.2、山形12.17、福島中通り2020.2.19、北海道3.10）、高裁で2件（仙台高裁いわき避難者2020.3.12、東京高裁小高3.17）の判決が出されている（2020年3月22日現在）。

損害論の面では、仙台高裁が初めて、ふるさと剥奪損害を明示的に認めたことが特筆に値する。

国の責任については、国が被告になった判決は14の地裁判決のうち11件。うち4件が国の責任を否定したものの、7件では国の規制権限不行使の国家賠償法上の違法が認められている。この夏にも仙台高裁で生業訴訟の判決がでると予想されており、群馬訴訟、千葉訴訟の東京高裁判決とともに、控訴審裁判所の判断が注目される。

この数年のあいだの特徴は原発訴訟をめぐる横の連携・協力が急速に進んできたことである。全国各地原告団の連携と各地弁護団の連携が精力的にすすめられてきた。原発被害者訴訟原告団連絡会議（全訴連）と全国原発被害弁護団連絡会（全弁連）が結成されて

継続的に活動が展開されている。日本環境会議（JEC）にJEC 原賠研が発足し、学者・研究者による支援も強力にすすめられている。支援も原発支援ネットや東京・首都圏支援連絡会の支援者の組織化もすすみ、公害総行動実行委員会が全面的にバックアップして、東京電力や経済産業省などとの交渉も取り組まれてきた。院内集会の開催も回数を重ねてきた。今後は、これらの流れをさらに発展させるとともに、国会議員等への働きかけを強めていく必要がある。

一方、脱原発訴訟では、2つの弁護団が公害弁連に加入している。玄海・川内の各訴訟である。「原発なくそう！九州玄海訴訟」は1万人を超える多数の原告が玄海原発の全機の稼働停止を求めてたたかっている。本案訴訟が佐賀地裁でたたかわれている。「原発なくそう！九州川内訴訟」は原告数が3000人を超えた。

今後は、原発差し止め・脱原発のたたかいと福島原発事故被害訴訟との連携をつよめ、世論にいっそうアピールする努力を追求する必要がある。さらに、ばく露歴ある人々の全面的で継続的な健康調査の必要や「汚染土の再利用」問題など、世論にアピールすべき問題はすくなくない。公害弁連はいっそう役割を果たさねばならない。

3 アスベスト被害救済の取り組み

建設アスベスト訴訟は、各地の訴訟で連戦連勝であり、訴訟上は着実に成果を積み重ねている。これまで国の国賠責任を認めた司法判断は、地裁と高裁を合わせて連続12度におよぶ。一人親方等に対する国の責任も4高裁、1地裁で断罪されている。建材メーカーの企業責任も、2地裁、4高裁で認められている。もはや、国の責任は不動のものとなり、被害者救済の流れは確実となった。

このように司法判断の流れが定着しているにもかかわらず、国も建材メーカー各社も解決に背を向けたままである。

建設アスベスト訴訟は、一人親方をふくめたすべての建設作業従事者について「建設作業従事者にかかる石綿被害者補償基金制度」の創設と万全な被害防止策を最終目標としている。2018年から2019年にかけての訴訟上の大きな前進は、この最終目標に向けて、一人親方を含めたすべての建設作業従事者の救済の展望を切り開いた。そして、神奈川、東京、京都、大阪、九

州の5訴訟が最高裁に舞台を移している。最高裁での本格的検討は始まっており、2020年度のうちに最高裁判決が予想される。

建設アスベスト被害は、最大の労働災害であると同時に、ユーザーである一般市民に深刻な被害をもたらす公害でもある。各地で、解体・改修等の工事現場で、石綿飛散事故はあとを絶たず、ずさんな対応がくり返されている。まさに現在進行形の被害である。最高裁でのたたかいと、広範な世論に訴える運動の展開とで、国と建材メーカーを追いつめ、その姿勢を転換させていくことが期待される。

4 基地公害訴訟のたたかい

基地公害訴訟では、差し止めを認めず、将来請求も認めず、過去の損害賠償だけを認めるというのが多くの司法判断である。2019年から2020年にかけては各地訴訟の控訴審判決が相次いだ。一連の控訴審判決もまた、過去の損害賠償は認めつつ、差し止めも将来の損害賠償も認めなかった。

これまでも、下級審では自衛隊機の飛行差し止めや将来の損害賠償を認めるなどの前進を勝ち取ってきた。しかし、この判決を最高裁が破棄してしまったのは4年前のこと。最高裁が学者の批判をうけながらも解決への道筋を阻んでいるのである。米軍機の飛行差し止めを第三者行為論により判断しないというのは裁判所がその使命をみずから放棄するに等しい。くり返し騒音の違法性が認められ、損害賠償が認められてきている。国がどれほど違法行為をくり返しても、裁判所がそれをくり返し認めても、ただ「金を払えばよい」ということになる。損害賠償だけを認める判決がだされるたびに、理不尽な状況であることがますます明白になる。

この状況を打破するために、各基地訴訟の弁護団は、全国基地爆音訴訟弁護団連絡会に結集して、欧米諸国の米軍地域協定の調査研究や、飛行騒音と身体的被害に関する研究成果をふまえて、事態を開き直そうと奮闘している。

5 いま、あらためて公共事業を問い直す

今年度総会と連動して開催される集会では、欠陥公共事業として2つを取り上げた。諫早干拓問題とリニ

ア新幹線問題である。

国営諫早湾干拓事業が動き出したのは1985年。1989年11月に着工となった。1997年には諫早湾の潮受け堤防が閉め切られた。通称「ギロチン」と呼ばれるその映像は多くの人々に自然破壊の象徴として衝撃をもって受けとめられた。有明海に異変がおきるようになり、深刻な不漁が続いた。諫早湾近傍の漁民らが提訴した「よみがえれ!有明」訴訟は、佐賀地裁の勝訴につづき福岡高裁でも勝訴した。開門を命じるこの勝訴高裁判決は、2010年12月に確定した。ところが、国は確定判決を無視し続けた。そして、開門反対派に差し止め訴訟や仮処分を提起させたりして、なりふりかまわず開門義務の履行をサボタージュしつづけた。そして、国は請求異議訴訟を提起し、佐賀地裁では原告側が簡単に勝訴したものの、控訴審の福岡高裁は開門履行請求権を放棄する「基金案」を和解指針として押し付けこれに固執しつづけた。そして福岡高裁は、2018年7月、確定判決の執行力を取り消す不当判決を出した。共同漁業権は期限を過ぎて消滅しているという形式論であった。法律家であればだれもおかしいと思う、実態から乖離したへ理屈で漁民たちを負けさせたというほかない。さすがに、最高裁も、2019年9月13日この福岡高裁の不当判決を取り消した。

日本環境会議の寺西俊一理事長を中心に、日本科学者会議のメンバー十数名が2020年3月15、16日の2日間、現地調査を実施した。この4月にも「日本環境会議諫早湾干拓問題検証委員会」が立ち上げられる見込みである。あらためて被害の実態が浮き彫りになるとともに、国営諫早湾干拓事業が営農事業としても欠陥のある、壮大な無駄な事業であることが解明されることが期待される。

リニア中央新幹線訴訟は、原告783名がJR東海と国を被告に東京地裁でたたかっている訴訟である。国土交通大臣は2014年10月17日JR東海に対するリニア中央新幹線の東京一名古屋間の工事实施計画を認可した。その取り消しを求めて2016年5月20日に提起された行政訴訟である。国のほうは、原告適格を争って門前払い判決を求めたうえで、実体審理についても「広範な裁量論」を持ち出して争っている。原告適格のハードルを乗り越えて、新幹線の安全性欠如、環境破壊などのリニア中央新幹線の抱える本質的な問題にどこまで迫れるのか、これらに真摯に向き合う姿勢を裁判所から引き出すことができるのかの勝負であり、そのた

めには、法廷のなかだけではなく、法廷の外で社会的関心を喚起できるかが重要である。

6 裁判の成果をふまえて被害救済や公害地域再生の取り組みを

四大公害訴訟以来の水俣病や大気汚染のたたかいは、これまで多くの勝利判決や勝利和解を勝ち取ってきた。しかし、今なお大勢の被害者が耐えがたい被害に苦しんでいる。すべての被害者の救済と地域再生をめざすたたかいが続いている。

第2次ノーモア・ミナマタ国賠訴訟は、熊本・大阪・東京と新潟の各地域で係属している。公健法の認定基準として地域や年齢の制限をする不当な差別や、水俣病の診断基準を不当に狭めようとする行政の主張が現在もなお法廷で展開されている。1986年の熊本水俣病第二次訴訟高裁判決以来、くり返し司法で否定されてきたその議論を、水俣病公式確認から60年以上を経過した現在でも国は持ち出してくるのである。国が途中で打ち切ってしまった特措法については、救済が認められた公健法の認定区域外の被害者らについても、国は、水俣病と認定したわけではないと強弁して、徹底的に争う姿勢を続けている。「地域外」とされる原告らの多い第2次ノーモア・ミナマタ訴訟は、全国の原告団・弁護団・支援者がいっそう緊密に連携・協力しあって、国・県・加害企業に立ち向かっていく。

大気汚染公害の訴訟は、10年余り前の東京高裁の勝利和解をもってすべて終了した。しかし、現在、大気汚染公害を原因とする喘息等の公害患者に対し、医療費補助の救済制度があるのは川崎市と東京都にとどまる。そこで、この数年、全国公害患者の会連合会は、国による医療費救済制度の創設をめざして、国会請願署名運動、自治体決議、そして環境省との「勉強会」などに取り組んできた。しかし、環境省は態度を変えことなく膠着状態がつづいてきた。この状況を打開するために2019年2月18日、公害等調整委員会に公害調停の申請がなされた。全国各地の公害患者と全国患者会が一丸となって、国（環境省）と自動車メーカー7社を相手としておこなった申請である。公害調停の場で、公害患者の医療救済制度の創設をする決断を国とメーカーに迫ることになる。その決断を勝ち取るために、運動の力、世論の力が不可欠であり、継続した努力が必要である。

7 世界的に湧き上がる気候危機の声

2015年にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締結国会議（COP21）において、気候変動枠組条約、京都議定書に続く3番目の国際条約としてパリ協定が成立した。パリ協定では、工業化以前からの平均気温の上昇を2℃未満とし、今世紀後半に世界全体の温室効果ガスの人為的な排出と人為的な吸収を均衡させる（実質排出ゼロ）ことが合意された。さらに、1.5℃への抑制を努力目標として掲げた。2017年には、ドイツのボンで開催されたCOP23において、パリ協定の運用ルールの合意に向けた話し合いがおこなわれた。2018年10月、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）は「1.5℃特別報告書」を発表した。2℃の上昇に比べて、1.5℃上昇に抑えることに成功すれば、海水温の上昇、ならびにこれに関連する海洋酸性度の上昇および海洋酸素濃度水準の低下を低減させ、海洋生物多様性、漁業資源、生態系に対するリスク、そしてこれらがもたらす人間に対するリスクが減少するなどとされている。

2019年12月スペインのマドリッドでCOP25が開催された。現在の各国の削減目標を積み上げても、1.5℃未満はもちろん、2℃未満にも遠く及ばないことが明らかにしている。

グレタ・トゥーンベリが毎週金曜日にスウェーデン国会議事堂前で始めた座り込みは、世界の若者の共感と支持を得た。運動は大きなうねりとなって広がっていった。2019年には毎週、世界のどこかで学生ストライキがおこなわれた。2019年9月の第3回「世界統一ストライキ」には日本を含む185か国で760万人以上の人々が参加したといわれる。12月にCOP25開催中マドリッドでおこなわれた「気候マーチ」に50万人が参加した。

気候問題は、自分たち自身の生存・生活に直結する、「気候危機」ともいうべき問題であることが、若い世代を中心に多くの市民に意識されているのである。

日本では、安倍自公政権に削減目標を守らせることはもちろん、さらによりいっそうのCO₂削減を実施させる運動を強化する必要がある。そのためには、エネルギー政策を転換させ、再生可能エネルギーを一段と増加させなければならない。公害弁連も、公害・地球問題懇談会の一員として、地球温暖化防止の運動にいっそう取り組んでいく必要がある。

8 公害弁連のたたかいの経験をふまえて新たな取り組みを

公害弁連は、四大公害裁判の高揚のなかで、1972年に産声をあげた。各地の公害弁護団が参加して、被害者・弁護団・支援者らの団結の力で被害者救済と公害根絶、さらには環境再生をめざしてたたかってきた。現在も、四大公害訴訟以来の水俣病、大気汚染の取り組みがつづけられている一方で、大型公共事業の差し止めや基地騒音公害、アスベスト訴訟、そして原発賠償訴訟、原発再稼働差し止め訴訟が公害弁連に加入してきている。とくに、原発賠償訴訟や原発差し止め訴訟は、公害弁連に加入していない弁護団も多い。ひきつづき各弁護団に対する加入要請を進めていきたい。弁護団相互の連携、原告団相互の連携、そして支援の連携がはかられてきている状況のなかで、連携の強化のために公害弁連も力を尽くしていきたい。アスベスト訴訟についても、原告団・弁護団・支援者を中心に、基金制度の創設に向けて判決や運動が積み重ねられており、この流れを推し進めていくために公害弁連も役割を果たしたい。

公害弁連はこれまで、公害被害者らで構成する公害被害者総行動実行委員会はもちろんのこと、公害事件で多くの協力をえてきた学者、研究者を中心に構成する日本環境会議、日本科学者会議、公害被害者を支えて生きた日本民主機関連合会、公害弁連も参加している公害・地球問題懇談会、労働組合、婦人団体、農林団体とも連携して活動を展開してきた。また、今後も積極的に、日本環境法律家連盟、薬害弁連、じん肺・アスベスト弁連等とも協力して、公害環境訴訟、薬害訴訟の勝利をめざすために努力していきたい。さらに、公害弁連は、あらたな弁護団に加入を要請し、幅広い事件の弁護団を結集して、これまでの経験を活かして、被害者救済と公害根絶のためにいっそうの努力をしていかなければならない。

最後に公害弁連自身の組織強化についても述べる。全国各地の深刻かつ広範な被害の拡がり、それに対応する各地のたたかいの拡がり、発展をみると、公害弁連の組織の強化は喫緊の課題というべきである。活動を支える財政の拡大をはかるとともに、とりわけ事務局次長を充実させて、事務局体制の拡大強化をはかっていかなければならない。

【二】各地裁判のたたかいの報告

(原 発)

《原発避難者訴訟》

〔1-1〕福島原発被害弁護団の取り組み

福島原発被害弁護団 事務局長
弁護士 笹 山 尚 人

1 福島原発被害弁護団の活動

当弁護団は、「あやまれ、つぐなえ、なくせ放射能公害」をスローガンに、福島原発事故の被害の原状回復措置を求めて、政府や東京電力を相手に被害者とともにたたかう弁護団である。2011年10月16日、東京及び福島県いわき市で活動する弁護士を中心に結成。現在、80名の弁護団員が実働している。

被害者の集団としての力と運動を梃子に、福島原発被害によって受けた被害者の被害の原状回復を目指し、原状そのものの回復が難しい場合は、それに比して遜色のない生活の再建、再出発をすることが可能な賠償を国や東電に求めていく。具体的には、東電に対する集団請求、福島第一原発周辺地域から避難を余儀なくされた避難者が原告の「避難者訴訟」、いわき市民約1600名を原告とした「いわき市民訴訟」、南相馬市から避難を余儀なくされた避難者（その後南相馬市に帰還した者を含む）を原告とする「南相馬訴訟」、その他いくつもの個別事例についての訴訟及びADR（原子力損害賠償紛争解決センターによる紛争仲裁）申立を遂行中である（詳しくは、ホームページ<http://www.kanzen-baisho.com/> をご覧いただきたい）。

となって2012年12月3日、集団訴訟を福島地裁いわき支部に提訴した。この避難者訴訟には、その後南相馬市や川俣町山木屋地区、富岡町の住民などが大挙して参加し、2018年3月12日の第9次提訴まで追加提訴が続き、現在は、合計756名の原告団となっている。

(2) この訴訟は、2013年10月2日の第1回口頭弁論以来審理を重ね、第1次及び第2次提訴分原告までを第1陣として分離、2018年3月22日に判決を迎えた。私たちはこの判決を「不当判決」と評価し、仙台高裁に控訴。仙台高裁では15名の原告の尋問のほか、現地進行協議ということでの実質的な現地検証、そして関礼子教授、寺西俊一教授の専門家証人の尋問を実施し、2019年11月12日に結審、2020年3月12日に判決を迎える予定である。

他方、第3次提訴から第6次提訴分までの第2陣は、2017年12月6日から立証に入り、現在も本人尋問を継続中で、間もなく終了する見通しである。さらに、第7次・第8次提訴分は、第3陣訴訟とし、2018年4月の第1回の口頭弁論期日以降、11回の弁論を重ね、現在主張整理中である。

2 避難者訴訟の取り組み

(1) 双葉町、楢葉町などからの避難者39名が原告団

3 いわき市民訴訟と南相馬訴訟

(1) 他方、当弁護団は、福島県いわき市拠点におい

て相談活動を行っていたため、いわき市に居住し続けるいわき市民の要求にも対応してきた。いわき市は、福島第一原発の南側に位置し、最も近いところで同原発から30キロあまりに位置する。政策形成訴訟として、安心して住み続けることができるいわき市の確立をめざし、いわき市民が集団で生命、健康への心痛を被害として訴える「いわき市民訴訟」が、2013年3月11日に提訴された。同訴訟は、2回の追加提訴を経て、現在、合計1574名の原告団である。この訴訟は、2013年9月19日に第1回口頭弁論を開き、2019年1月からついに立証段階に入り、おおむね4名程度の原告本人尋問の期日を重ねている。原告本人尋問は合計30名程度行う予定で、高木竜輔准教授の専門家証人の尋問を行い、2020年5月に立証を終え、同年秋の結審と21年3月までの判決を目指している。

- (2) また、2015年9月15日には、弁護団は、南相馬市における避難者の賠償請求訴訟を提起した。

原告となったのは、南相馬市原町区に居住する47世帯151人の住民である。この原告団には、今は避難区域の指定が解除された原発から20キロ圏外にいる住民もあり、それらの住民は大部分が帰還している。そのような原告については、ふるさと変容慰謝料として、一律1000万円を請求することとした。また、避難慰謝料も、東電が、避難指示解除から相当期間として設定している2013年8月を終期としている。2018年10月に南相馬市の検証を行い、桜井元市長の証人尋問を行い、現在原告の本人尋問が終盤となっている。

4 避難者訴訟第1陣仙台高裁判決を巡って

- (1) 2020年3月12日、仙台高裁が判決を宣告する。2年前、福島地裁いわき支部は、主に緊急時避難準備区域の原告には各70万円、その他の地域の原告には各150万円の賠償を命じる判決を行った。私たちが注目するポイントは、この内容を上回る水準の賠償を認めるか、ふるさと喪失損害と避難慰謝料とを区分けする判断をするか、また、損害評価の事情として東電の過失を認めるか。
- (2) 私たちとしては、この判決は、いずれにしても

損害論に関する一つの基準を示す判決になる可能性が高いと考えている。同じく東電を被告とする「小高に生きる」訴訟が仙台高裁判決の5日後に出ること、両訴訟とも被告に国が入っていないことを考慮すれば、強制避難区域からの避難者の損害賠償について、これらの判決内容がリーディングケースになる可能性が高いと思われる。

私たちは、この判決をテコに、原発事故問題に関する解決への道筋を創る事業に進みたいと考えている。

5 今後に向けて

- (1) 他方、当弁護団は、いわき市民訴訟に向けては、今年は結審までに至る大事な取り組みを行うことになる。生業訴訟をはじめとした、被告に国を加えている訴訟と連帯して、国の責任を暴露し、いわき市民の受けた被害について真つ当な賠償を命じる判決を求めたいので、それに向けた活動に尽力したい。
- (2) 他方、今年は、運動が大事な一年になると考えている。高裁判決を受けて、原発事故問題の被害にはまだ終息はないという機運を創ること、世論を高揚させること、公害総行動といった運動とうまくリンクする活動をしていくことを目途に進めていきたい。

〔1-2〕 控訴審での審理が結審へ

～「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟判決～

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟弁護団 事務局長
弁護士 馬奈木 巖太郎

1 生業訴訟とは

2017年10月10日、福島地裁において、「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟（生業訴訟）第一陣判決が言い渡されました。全国の集団訴訟のなかで3件目の判決。国と東電双方の法的責任を認めたのは前橋地裁に続き2例目。国の指針を超える賠償を命じたのは、前橋地裁、千葉地裁に続き3例目となりました。

生業訴訟は、第一陣・第二陣合わせて約4500名の原告が、国と東電を被告として、事故の責任を追及するとともに、原状回復と損害賠償を求めている裁判です。原告は、原発事故当時、福島県と隣接県に居住していた方々で、居住地にとどまっている方（滞在者）と、居住地から避難した方（避難者）が、1つの原告団を構成しています。

2 控訴審でのたたかい

一審判決は、国の責任について、地震調査研究推進本部が2002年に発表した地震活動に関する「長期評価」は、「規制権限の行使を義務付ける程度に客観的かつ合理的根拠を有する知見」であって、その信頼性を疑うべき事情は存しないとして、それに基づき試算していれば、敷地高を超える津波を予見できたと指摘。そのうえで、国が津波に対する安全性確保を東電に命じていれば「全交流電源喪失による事故は回避できた」と結論づけ、規制権限不行使は「著しく合理性を欠く」と国の責任を断罪しました。東電についても、同様に予見可能な津波対策を怠ったとして過失が存すると断じました。

被害・損害については、国の指針の不十分さを明確にし、国や東電が主張してきた「年間20ミリシーベルト以下では被害はない」とする“20ミリシーベルト受忍論”を退けました。地域については、福島県のみな

らず、茨城県の一部にも拡大しました。

しかし、一審判決は、私たちの主張がすべて認められたわけではありません。より高い水準の判決を勝ち取るべく、控訴審でのたたかいは取り組まれてきました。

仙台高裁での審理は、2018年10月から始まりましたが、2019年5月には高裁が現地での進行協議期日という形を取って浪江町や富岡町に入りました。原発事故の被害者が救済を求める裁判で、高裁が現地に入ったのはこのときが初めてでした。

また、高裁での本人尋問も15名に対して行われました。とくに、原審は2017年3月に結審し、大規模な避難指示解除とその後の被害状況について判断が示されていなかったことから、避難指示解除後の被害状況に関する立証に力を尽くしました。

控訴審での審理は、2020年2月に終結する予定で、判決は夏頃に出るのではないかと見込まれます。国は“復興五輪”と称して、福島の被害がもう終わったかのような姿勢を見せていますが、そうした流れに対してカウンターとなる判決を取りたいと思います。

3 今後の課題

本年は、3月に東電のみを被告とした避難指示区域の方々を原告とした高裁判決が2つ出ることになっており、国と東電を被告とした高裁判決としては、生業訴訟が初めてのものとなる予定です。

高裁で国の法的責任を明確に認めさせ、その判断を定着化させることが、本年の課題の1つとなります。

また、賠償対象者を拡大させ、賠償水準も引き上げ、それに基づき国の指針の見直しを迫ることも、法廷外の取り組みの1つとして重要です。

さらに、国の法的責任を前提とした救済制度づくりに向けて、国会や福島県への働きかけも、本年はいよ

いよ本格化することになります。

生業原告団では、高裁結審後には原告団総会を開催し、自らの要求項目をバージョンアップさせ、それをベースに全体救済に向けた制度化づくりの取り組みを

各地の原告団とも連携しつつ進めていく方針です。

本年はさらに飛躍が求められる一年となります。引き続き、ご支援をよろしくお願いいたします。

〔1-3〕 国の責任を勝ち取る東京高裁での闘い

原発被害救済千葉県弁護団 事務局長
弁護士 滝 沢 信

原発事故国賠集団訴訟のうち、千葉1陣訴訟（原告数45名）は、千葉地裁民事第3部が、2017年9月22日に判決を言い渡し、周知の通り、国の規制権限不行使の責任を認めなかった。現在、控訴審である東京高裁民事22部（白井幸夫裁判長）で、これまで7回の口頭弁論が行われている。

周知のように、一審千葉地裁の責任論は敗訴である。一方、この千葉地裁判決は、原発被害者の避難慰謝料とは別に、いわゆる「ふるさと喪失慰謝料」を別途認定したことで、認定の額自体は低額ではあるが損害論での前進は勝ち得たものと評価できるものであった。この損害論の一審千葉地裁の認定につき、東電は控訴審での最大争点として位置付け、いわゆる中間指針を超える損害額の上乗せにつき頑強に抵抗しているという構図である。

従って、これまでも再三訴えてきたところであるが、控訴審で、私たち千葉原発弁護団の目指す判決は、損害論での一定の前進を維持して損害額のさらなる上積みと、国に対する責任を勝ち取ることにある。特に、後者については、東京高裁が本件原発事故の国家としての責任を認定することで、原発被害に対する賠償救済措置の抜本的構築を国の責任で行わせることに直結するものと位置づけられる極めて大きな成果となるものと確信している。

この控訴審において、東京高裁民事22部は、一審千葉地裁が却下した被害現地検証（進行協議）の申立を認め、2019年6月24日、東京高裁としては初めて3人

の裁判官が、飯館村、南相馬市小高区、浪江町の被災地を訪れ、復興とは程遠い原発被害の現状を確認するという大きな前進もあった。特に、浪江町の帰還困難区域では未だ全く人の住めない荒廃した状況をつぶさに見分した意味は極めて大きいと確信する。

千葉1陣訴訟は、2020年6月5日午後2時からの第8回口頭弁論期日をもって東京高裁の審理を終結し、年内には判決が言い渡される見込みである。同じような争点で高裁審理が行われてきた群馬訴訟の東京高裁民事第7部と生業訴訟の仙台高裁と併せて、今年中に3つの高裁判決が言い渡されることになるが、この3高裁判決の行方によって、福島第一原発損害賠償訴訟の趨勢が確定するといっても過言でないものと考えられる。

原子力発電所が一たび過酷事故を起こせば、大量の放射能によって地域やそこに暮らす人々の全てを一瞬にして奪い去ることは最早誰の注釈も要しない事実であって、実際に被害現地を検分した3高裁判事がその途方もない損害の実態を真摯に受け止めて、すべての原発被害者に希望をもたらし判決を言い渡すよう、私たちは来る高裁最終弁論で強く訴える所存である。皆様のご支援を最後までよろしくお願いいたします。

尚、原発損害賠償千葉2陣訴訟も、2020年5月25日午前11時から東京高等裁判所民事第15部で第一回口頭弁論期日が開かれますので、こちらもよろしくご支援を下さい。

〔1-4〕 福島県田村市都路町の損害

原発被災者弁護団

弁護士 小 海 範 亮

1 弁護団の活動

当弁護団では、現在、3つの地裁（東京地裁、福島地裁、福島地裁郡山支部）で4つの集団訴訟を担当している。いずれも、他の弁護団と同様、福島第一原発事故の損害賠償請求（慰謝料請求）を行う民事訴訟であり、これに加え、財物（土地、建物、家財）の損害賠償請求を行っている集団訴訟もある。

本件被害は、広域かつ多数の住民に及んでいる上、原発からの距離や放射性物質の拡散の経緯、国の避難指示区域の設定内容、国の支援策や中間指針に基づく賠償指針をも避難指示区域による区分けを行ったことによる地域格差、個々人の家族関係、就労・就学状況、財物所有状況等によって、被害の現れ方が千差万別である点が特徴的である。個々の被害実態を知ることから始めようと、当弁護団で当初取り組んできたのは、多数のADR申立による各被害者の個別損害の積み上げであり、特に避難に伴う実費損害や身体損害、慰謝料の増額、また強制避難区域における財物損害について、ADRの和解方針や東電の直接請求賠償の実務を前進させる（すなわち、他の被害者も同様の基準にて賠償を得ることができる）活動を行ってきたと思っている。

しかし、放射線被ばくによる健康被害を懸念しての避難継続の相当性や、多数住民の生活基盤が一瞬にして失われたことによる地域コミュニティの喪失などという、多くの被害者に共通する損害については、それがこれまでの損害賠償実務の歴史においても前例に乏しいが故に、和解的解決にすぎないADR申立ではもちろんのこと、訴訟においても容易に認められるものではなく、各地の弁護団においても課題となっているところである。

これら本件被害者に共通項となる被害が、いかに人間にとって普遍的価値を損なう重大なものであることを主張立証することが、集団訴訟の目的である。そのためには、住民の地域生活に着目した観点からのアピールが有用であろうと考え、当弁護団では、たまた

ま依頼を受けた地域毎、もしくは属性毎に、4つの集団訴訟に取り組んでいる。まだまだ共通被害の具体化には苦勞しているのが実情であるが、ここでは、審理が進んでいる2つの集団訴訟について紹介する。他に、福島地裁本庁にて審理している南相馬市小高区住民の集団訴訟（180世帯595名）と同市鹿島区住民の集団訴訟（135世帯335名）もあるが、紙面の関係から割愛する。

2 阿武隈会訴訟（東京地裁）

関東圏にて都会の生活を送っていたが、定年退職後などに、第二の人生として「田舎暮らし」を実現するために、福島県田村市都路町地域の山間に移住し、もしくは都会との二地域居住を続けながら将来の移住を予定していたという者らの集団訴訟である。原告数は30世帯61人である。

丘陵の里山が広がる都路町では、地元の不動産業者が、田舎暮らしをテーマにした雑誌への掲載やホームページの充実、地元住民も巻き込んだイベントの開催などで積極的にこのような者らを誘致してきた。建物、設備、管理が揃ったいわゆる「別荘」生活ではなく、原告らは、自分が好む家を建て、周りの雑木林から薪を切り出して薪ストーブを利用し、沢水を飲用したり、山菜やキノコを食したり、自家菜園を行ったりするなど自給自足の生活を目指し、ガーデニングや木工工作など生きがいの趣味を広げるなどして、思い思いに自然との共生生活を営み、終の棲家としてきた。

自然環境こそが、彼らが自己実現の地として都路町を選択した根拠であるから、放射性物質により汚染された現状では、帰還することができないのは想像に難くない。そのため、同地域は旧緊急時避難準備区域であって現状では財物賠償は一切認められていないのであるが、取得した財物が価値を失ったとして財産損害も請求している。

訴訟は、現地進行協議や全世帯尋問を終えて昨年結

審しており、今年4月にも判決となる予定である。

3 都路町訴訟（福島地裁郡山支部）

前項は移住者らの訴訟であるが、こちらは、福島県田村市都路町にて生活してきた住民らの集団訴訟である。原告数は、191世帯607名である。

開けた土地の少ない丘陵の山間に集落が点在する地域であり、この地域の住民は、山林と密接な生活を送ってきた。林業従事者が多いのはもちろん、森林所有者も森林組合に加入し、共有地も含めて森林を管理し、林業の利益を得るなどしてきた。しかも、森林組合の先導により（スギやマツなどの針葉樹ではなく）クヌギやコナラなどの広葉樹を人工林として植林してきたことは、全国的にも極めて珍しい人工林施業であり、しいたけ原木出荷が盛んであった。広葉樹林は生物多様性に富むため、山菜・キノコの採取や薪採取、イノシシ猟など、山林の中でのいわゆるマイナー・サブシステンス（副次的生業）も日常的であった。

本件原発事故後の除染計画は、森林を除外するもの

であるから、旧緊急時避難準備区域であるとはいえ、自宅周りの森林は未だ放射線量が高い。しいたけ原木の出荷は禁止されたままであって町の主要産業は失われ、広葉樹の人工林施業は崩壊した。高齢の住民は（他に住む場所がないから）帰還するものの、子どもや若い世代は著しく減少し、自然豊かなコミュニティは喪失し、過疎化が急激に進んでいる状況である。

審理においては、この地域の本件原発事故前後の林業を研究する林業経済学の早尻正宏北海学園大学経済学部准教授の証人尋問を行った。また、放射性物質による現実の汚染状況を立証するために、石井秀樹福島大学食農学類准教授監修の元で、原告と弁護団が共同で、665か所もの土壌を採取し、その調査報告書を提出した。平成24年8月31日時点（旧緊急時避難準備区域の慰謝料賠償終期とされた時点）でも、いわゆるチェルノブイリ法の土壌汚染度の基準下で移住の義務や避難の権利が認められる水準にある地点が、約400か所に上るとの結果である。現在、石井教授の主尋問が行われたところである。

〔1-5〕 浪江町支援弁護団の活動報告

浪江町支援弁護団 事務局長
弁護士 濱 野 泰 嘉

1 浪江町支援弁護団とは

浪江町支援弁護団は、馬場有前浪江町長と早稲田大学東日本大震災復興支援法務プロジェクトの呼びかけに応じ集まった弁護士で構成されている。東京の弁護士が多いが、福島、茨城、千葉、神奈川などの弁護士も参加している。

当弁護団は、原発賠償問題の迅速かつ一律の救済を望む浪江町からの依頼を受け、2013年5月に、原発ADRの集団申立を行った（浪江町集団ADR）。最終的には、町民の7割以上である約1万5700人が参加する

大規模集団ADRになった。

浪江町集団ADRでは、仲介委員から、2014年3月に和解案の提示を受けた。これは、①申立人全員に慰謝料月額5万円の増額、②75歳以上の高齢者にはさらに慰謝料月額3万円の増額を認めるもので、浪江町・町民が求める一律救済に応えるものだった。

しかし、浪江町・町民は早期に解決するならばと受け入れを表明したものの、東京電力は不合理な拒否を続けたため和解に至らず、その結果、2018年4月に浪江町集団ADRは打ち切りとなった。

現在、当弁護団は、この浪江町集団ADRの理念を引

き継ぎ、国と東京電力の責任を追及する「浪江原発訴訟」を闘っている。

2 浪江原発訴訟

(1) 訴訟の概要

2018年11月27日、浪江町民49世帯109名と当弁護団は、福島地方裁判所に「浪江原発訴訟」を提起した。その後も追加提訴を重ね、2020年2月末時点で、原告数は265世帯631名となっている。

訴訟の目的は4つ。①国と東電の原発事故における責任を明らかにする、②浪江町民の一律解決をめざす、③浪江町民の被害の甚大さを広く訴え、慰謝料に反映させる、④東電のADR和解案の拒否を許さない、である。これらは、3回の原告団準備会での意見交換を経て、原告団設立総会で決議したものである。

請求内容は、浪江町集団ADRを踏襲して慰謝料請求に限定し、①避難慰謝料の増額、②コミュニティ破壊慰謝料、③被ばく不安慰謝料、そして、④東電が「和解案尊重」を約束するも和解案を拒否した慰謝料（期待権侵害）である。

(2) 訴訟の経過など

口頭弁論期日は、2～3か月に1回の頻度で、第4回期日まで終了した。原告側が責任論、損害論総論

について準備書面を提出し、これに対し、国は主に責任論を、東電は責任論と低線量被ばくに関する知見について反論するという状況である。

傍聴席は、毎回、原告と町民、支援者などで一杯になっている。福島大学教授の縁で、学生が熱心に傍聴してくれており、報告集会における発言には原告団・弁護団ともに勇気をもらっている。

原告団は、団長1名、副団長3名、その他役員10名の体制で運営している。個性派ぞろいではあるが、積極的に意見陳述に名乗りをあげ、街頭宣伝を行うなど、頼もしい存在である。

(3) 今後の予定

2020年は、5月に第5回期日、9月に第6回期日が予定されており、より一層争点整理が進んでいくことであろう。毎回の意見陳述とは別に、原告から陳述書作成のための聴き取りも進めており、証拠調べの準備段階にも入っている。専門家証人についても同時に検討を進めている。

また、定期的に訴訟説明会を行い、今後も追加提訴を行っていく予定である。ただ、訴訟に参加したいものの健康上の理由などで説明会に参加できない町民も多くいる。そのような町民へのサポートは、今後の課題である。

引き続き、浪江町民とともに、原発事故被害者の被害回復に向けて精力的に活動していきたい。

〔1-6〕「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」弁護団の取り組み

～汚染地域の環境復元と地域社会の回復を求めるたたかい～

「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」弁護団 事務局長
弁護士 白 井 剣

1 浪江町津島地区（帰還困難区域）

津島地区は福島県双葉郡浪江町の一部です。浪江町

はハネをひろげたチョウに似た形状です。左右に長細いハネです。チョウの左のハネが津島地区にあたります。浪江町の西北側です。面積は9550ヘクタール。東

京の山手線内側のほぼ1.5倍です。そこに450世帯、約1300人の人々が暮らしていました。

日本テレビ系列の長寿番組「ザ！鉄腕！ダッシュ」をごぞんじでしょうか。番組に登場する「ダッシュ村」は福島原発事故以前、福島県双葉郡の浪江町津島地区にロケ地がありました。テレビ局が着眼するだけあって、周囲を5つの山に囲まれた美しい自然環境です。そして、地域のコミュニティーは強い絆で結ばれています。自然豊かで人情味厚い、桃源郷のような地域です。

ここに、高線量の放射性物質が降り注ぎました。2013年4月帰還困難区域（空間放射線量年間50 mSv以上）に指定され、立ち入りが厳しく制限されています。現在でも高い線量が計測されます。何世代にもわたって営々と続けられてきた生活が原発事故によって突然に断ち切られてしまいました。原発事故のために住民はすべてを奪われてしまったのです。

2 様変わりしたふるさと

立入許可をもらって自宅に戻るたびに住民たちが目にするものは、ふるさとの様変わりした姿です。家屋はわずかの期間に荒廃してしまいました。家の中も庭もネズミ、ハクビシン、サル、イノシシ、タヌキなどに荒らされ、足の踏み場もないほどです。田は柳が生い茂り雑木林のようです。畑も牧草地も荒れ野となりました。

無形の郷土芸能などもふるさとの大事な構成要素です。部落の祭りや神楽、踊り（田植踊り、三匹獅子舞）などの伝承芸能です。長い歳月をかけて紡いできた文化、伝統、歴史が原発事故のために危殆に瀕しています。

3 事故直後の高線量被ばく

津島地区は、その中心部が福島第一原発からは約30km離れています。情報がなかったので住民たちは事故直後も普段どおり生活していました。原発近辺の地域から8000名と言われる人々が避難してきました。津島地区の人口の5～6倍にあたります。住民たちは、避難してきた人々を受け容れて世話をし、地区内を駆けずり回っていました。

国も東電も津島地区住民に情報を隠していました。その結果、住民たちは高線量の被ばくをしてしまいました。なかには幼い子どもたちも赤子もいました。「子

どもたちを被ばくさせてしまった。外部被ばくも、内部被ばくも。この子たちの健康に将来影響が出るのではないか」。津島のおとなたちの多くが抱えている思いです。

若いお母さんの原告が法廷で意見陳述しました。「最近、長女は、『私たち結婚できるのかな。普通の子供できるのかな。』と話しています。甲状腺に小さい嚢胞（のうほう）がありますが陽性か陰性かはまだ分かりません。悩みは今でもなお尽きません。どうして子どもたちがこのような目に遭わなければならないのでしょうか」。

4 浪江町津島地区の住民の約半数が提訴

「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」は、原告の全員が、事故前、津島地区に居住していた人たちです。2015（平成27）年9月29日に提訴して始まりました。全国各地の約30の訴訟のなかでもっとも後発の訴訟のひとつです。

津島地区の住民の約半数679（228世帯）が提訴しています（2015年9月29日第1次、2016年1月14日第2次、5月20日第3次、9月23日第4次、2017年1月20日第5次、5月12日第6次、2018年11月30日第7次の各提訴）。

裁判所は福島地方裁判所郡山支部。被告は国と東京電力です。国の国家賠償法上の責任、東京電力の不法行為責任を追及します。

5 訴訟のメインは津島地区の環境復元

訴訟は、環境復元請求と被害回復請求の二本立てです。被害回復は環境復元を前提にしています。あくまでも津島地区の環境復元が請求の主眼です。

「生まれ育ったふるさとを事故前の状態に戻して返してほしい。安全な居住環境を返してほしい。安心して生活していた当たり前の日常を返してほしい」という原告たちの思いをストレートに形にして、この要求を中心にした訴訟を組み立てています。

環境復元請求は確認請求と給付請求の2項目を立てています。確認請求は、津島地区全域について原発事故以前の状態（毎時0.046マイクロシーベルト）に戻るまで放射線量を低下させる義務が被告らにあることの確認を求めています。給付請求は、津島地区全域について2020年3月12日までに放射線量を年間1ミリシー

ベルト（毎時 0.23 マイクロシーベルト）まで低下させることを求めています。年間 1 ミリシーベルトは平常時の一般公衆が被ばくする限量として ICRP（国際放射線防護委員会）が定めた基準です。

6 訴訟の進行状況

2018 年 9 月 27・28 日、裁判所による現地進行協議が実施されました。事実上の「検証」です。裁判所の合議体が土間地区に 2 日連続ではいり、熱心に被害状況の把握につとめました。2019 年 1 月から人証調べにはいりました。2 か月に 1 度のペースで、木曜と金曜の連続開廷がくり返され、1 年半にわたって尋問がおこなわれてきました。2020 年 5 月 28、29 日が最後の尋問期日です。専門家証人は 3 名（事故は回避できたことを証言した佐藤暁先生、土地に根ざした暮らしが奪われた被害を明らかにした環境社会学者の関礼子先生、放射線衛生学の木村真三先生）。5 月には木村証人の反対尋問が実施されます。原告本人尋問は 5 月予定者を含めてちょうど 40 名。原告全世帯の 2 割弱によるチャンピオン方式の尋問です。

その後、7 月 16 日までに基本的に主張と立証を尽くし、9 月 25 日に結審が予定されています。裁判所は、2021 年 3 月までに判決をだすという姿勢です。

7 先の見えないまま放置される津島地区

原発事故から 9 年が経ちました。はたしていつ帰ることができるのか、その目途もたない状況に津島地区はおかれています。

政府は、福島復興再生特別措置法を改正して帰還困難区域内の「特定復興再生拠点区域」の整備に関する規定を盛り込み、「福島復興再生基本方針」を改定して、復興拠点の設置に関する基準等を定めました。復興拠点を定めて、「先行して整備するエリア」と位置付け、規制を解除していく方針です。しかし、除染されるのは全体面積のわずか 1.6%（9950ha のうち 153ha）に過ぎません。ごくごくわずかの面積に絞り込まれてしまっています。それ以外の地域は、なんらの計画もないまま放置されています。

もちろん現在の除染のあり方を肯定するのではありません。除染とは、じつは「移染」でしかありません。しかし、その除染の努力さえせずに津島を放置して国

や東電に住民は憤っています。住民たちが諦めるのを待っているのだらうと思います。

福島県は総面積の 7 割が森林です。津島地区では 8 割を超えます。かつて原告たちはそれぞれに裏山の水源から引いた水を生活に使っていました。裏山は山菜やキノコの宝庫でした。「裏山も生活圏」。山林を含む地域全体が生活圏そのものです。山林を汚染されたまま放置するとすれば、それは地域全体を廃村にして切り捨てる政策にほかなりません。

8 「廃村・棄民政策」は許さない

このまま手を拱いていては明治時代の谷中村と同様、ふるさが「廃村」になり、自分たちは「棄民」にされてしまう。廃村・棄民政策は絶対に許さない。津島地区の住民たちの半数が訴訟に立ち上がったのは、そのような思いからでした。

国は、福島原発事故の汚染地域の環境を復元せず放置しておきながら、幕引きをはかろうとしています。廃炉を推進するのではなく、逆に再稼働を推進しています。こんなことが許されてよいわけはありません。

「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」原告団・弁護団は、東電と国の責任を明らかにし、東電と国がその責任で津島地区の地域環境を復元することを徹底して求め、ふるさとを自分たちの手に取り戻す決意です。

〔1-7〕 原発賠償関西弁護団の一年間の活動について

原発賠償関西弁護団 事務局長
弁護士 白 倉 典 武

1 原発賠償関西訴訟

関西訴訟は、福島第一原発事故によって関西に避難することを余儀なくされた者らが原告となって、国と東京電力に対して損害賠償を求めて大阪地裁に提起した事件です。国及び東京電力を被告として、大阪地方裁判所に、2013年9月17日、27世帯80人の原告によって1次訴訟が提起されました。現在、87世帯240人の原告で構成されています。

関西訴訟は、事故当時、中間指針追補にいう「自主的避難」等対象区域に居住していた原告やさらにその区域にも該当しない福島県県南地域、宮城県、茨城県及び千葉県に居住した原告が中心の訴訟です。また、原告の中には、特に放射線に対する感受性が強い子どもの被ばくを避けるために、母親が子どもを連れて避難し、父親は仕事を続けて家計を維持するために事故当時の居住地に残るといふ、いわゆる母子避難が多いことも特徴です。

2 審理の状況

原発賠償関西訴訟では、全世帯について訴訟救助の申立をしたことから第1回期日までに訴え提起から1年を要しました。そのため、当初から他地裁の審理より遅れて審理が進んでいます。関西訴訟では、全87世帯について慰謝料のほかに財産的損害について個別積み上げを行っていることから、個別立証のための陳述書を作成しており、今後、全世帯について原告本人尋問を行う予定です。

また、上記のとおり避難指示区域外に居住していた原告が多数を占めることから、事故時に居住していた場所に関する放射性物質による汚染の状況と放射線の健康影響についての立証にも力を注いでいます。避難元の土壤汚染の状況については既に専門家の助言と協力に基づき土壤の採取と計測を済ませて証拠提出をし

ています。また、放射線の健康影響については、京都弁護団と協力して京都地裁において専門家証人の尋問を行いました。さらに、大阪地裁においても新たに専門家証人の申請を行い尋問を実現すべく注力しています。

今後、今年中には、専門家証人の尋問を行うとともに、原告本人尋問が始まることが想定されます。

3 近畿における連携について

近畿では、大阪地裁に提訴している関西訴訟のほか、既に地裁判決がなされ、現在、大阪高裁において審理が行われている京都訴訟と、神戸地裁に提起されたひょうご訴訟の3訴訟があり、訴え提起の当初から3訴訟の原告、支援者及び弁護団が協力して活動をしてきました。

近畿3訴訟では、2014年10月12日に第1回の近畿訴訟団交流会を開催して以降、継続的に近畿訴訟団交流会を行っています。最近、近畿3訴訟団のみならず他地域の原告らにも参加を呼びかけて交流を図っています。2019年8月31日にも第8回の交流会を行いましたが、その際には、原告団全国連絡会の拡大役員会も同時に行いました。

4 今後の課題

関西訴訟では、国の責任を認める判決を得るべく国の主張に対して他の弁護団と連携して対応していくとともに、これから始まる専門家証人や原告本人尋問により、放射線被ばくによる健康影響や被害の実態を明らかにして賠償水準を引き上げることが課題の一つです。

また、放射能の影響は長く続き、被害はまだまだ終わりません。国の法的責任に基づき、被害者の生活基盤や医療体制の整備などの政策を実現するため、全国の訴訟団、支援者と連携していきたいと考えています。

【特別報告】

「福島原発避難者・かながわ訴訟」報告

福島原発被害者支援かながわ弁護団 事務局長
弁護士 黒澤 知弘

第1「横浜地裁判決概要」

2019（平成 31）年 2 月 20 日、横浜地方裁判所は、福島原発事故による被害者 60 世帯 175 名を原告とする訴訟において、被告国及び被告東京電力に対し、その法的責任を認め、連帯して、4 億 1963 万 7304 円の賠償を命じる判決を言い渡した。

その後、原被告ともに双方が控訴し、2019 年 12 月から東京高裁における審理が始まっている。

第2「ポイント 1 国の国家賠償責任」

横浜地裁判決は、国が徹底して争っていた国家賠償責任を認めた点は評価できるものであるが、その判決内容については大きな問題点も内包している。

本件事故の予見可能性につき、原告側の主位的主張は、2002 年 7 月に地震本部地震調査委員会の長期評価が策定されたことを受け、同年、遅くとも 2006 年には本件事故が予見可能だったというものであり、予備的主張は、東電が 2008 年に貞観地震と同規模の地震が発生すれば福島第一原発の敷地を越える津波が到来することを認識したことに基づく予見可能性であるが、横浜地裁判決は、主位的主張を退け、予備的主張を採った。控訴審においてはこの点を克服せねばならない。

第3「ポイント 2

現状の賠償基準の不合理さと完全な賠償」

1 賠償水準の前進

損害論における横浜地裁判決の特徴は、慰謝料額について、これまでの中間指針や東電の賠償基準によることなく、裁判所が避難指示等対象区域の内外を含め、全体の区域毎に一定の基準を定めた点にある。これは、訴訟の原告のみに限定されず、全ての

福島原発事故被害者にも広げることのできる考え方である。

2 横浜地裁判決の認定する慰謝料

横浜地裁判決は、慰謝料の内容について次のように整理している。

① 避難慰謝料

生命・身体の自由、生存権が侵害された場合、日額 2000 円のみを認める。

② ふるさと喪失慰謝料

生命・身体の自由、生存権侵害が構成でき、さらに、これのみでは評価しきれない平穏生活権や居住、移転の自由の侵害もある場合に生じると判示するが、その範囲を避難指示等が出された地域に限定している。慰謝料の金額は地域毎に設定している。

③ 自己決定権侵害慰謝料

生命・身体の自由、生存権侵害は構成できないが、これとは別に平穏生活権や居住、移転の自由の侵害がある場合とし、避難指示等が出された地域以外に認めている。慰謝料の金額は地域毎に設定している。

3 評価～一定の賠償格差の是正とその限界～

横浜地裁判決が認めた慰謝料額は、全ての区域において、中間指針や東電の賠償基準によるこれまでの賠償水準は超えている。

特に、避難指示区域のうち、富岡、浪江、小高等の居住制限・避難指示解除準備区域においてはこれまでの賠償水準よりも 250～550 万円が増額され、これまでの賠償における不合理な格差が一定程度是正されているが、なおも全体の賠償額の低さは大きな課題となっている。

特に、避難指示等対象区域外における慰謝料について、ふるさと喪失慰謝料は認めずに自己決定権侵害慰謝料のみを認め、その金額は低廉に留まっている。この点は、低線量被ばく者の健康影響の評価の誤りがその原因となっていると考えられ克服されなければならない。

第4「ポイント3 低線量被ばく者の健康影響」

1 原告側は、この点の主張立証に特に注力し、低線量被ばく者の健康影響に関する科学的知見の到達点、原爆症認定集団訴訟における司法判断の到達点を明らかにしてきた。

さらに、原告の事故時住所の空間線量や土壌汚染の状況を調査によって明らかにするとともに、原告が事故時住所に留まった場合の生涯累積線量も立証してきた。

2 もっとも、横浜地裁判決は、避難指示等区域外避難者の慰謝料を自己決定権侵害慰謝料と構成したため、正面から、こうした原告側の主張には応えず、「補足説明」において、低線量被ばく者の健康影響に関する原告側の主張を退け、あるいは、原告側の主張を判断せずに終えてしまっている。

横浜地裁判決は、自己決定権侵害慰謝料の額は社会通念に照らし、一般人を基準にした場合の「健康に悪影響を及ぼしうる放射性物質の飛来の可能性」の程度に応じて裁判所が公平の観念により量定すべきであるとし、この程度を判断する場合の考慮要素に関しては、放射線医学や疫学研究上の専門的知見は直接的な基準とならないとして、LNTモデル（しきい値なしモデル）をも基準から排除した上で、一般人ないし社会通念を基準として判断するとしている。

このように、科学的知見を排除し、いわば裸の社会通念によるというのは、これまでの司法判断の到達点をも無視するものとして極めて不合理である。

こうした判断の根底にあるのは、低線量被ばく者の健康影響の軽視であり、原告側は、控訴審において、科学的知見を踏まえた社会通念という判断枠組の設定を求め、これまでの司法判断の蓄積を強く訴えつつ、低線量被ばく者の健康影響について

の主張立証さらに力強く押し出していく。

第5 最後に

ようやく控訴審が始まった段階であるが、今後、上記の課題を克服していく必要がある。



〔2〕 原発なくそう！九州玄海訴訟

弁護士 幹事長
弁護士 東 島 浩 幸

1 私たちは、九州電力玄海原発の1～4号機の稼働差止等を求めて、国と九電を被告として訴訟をしている。2012年1月31日の提訴以来、圧倒的多数の住民とともに脱原発を目指すとして「1万人訴訟」を標榜してきた。2015年11月に1万人原告を達成し、現在総原告数10,350名の大訴訟団である。

2 2011年3月の福島第一原発での時間的空間的にも未曾有の被害、かつ取り戻せない被害に全国民が驚き、原発安全神話が幻想にすぎず、「フクシマを2度と繰り返さない」ということが国民の社会的合意となった。その社会的合意を確実なものとするには原発の稼働を差し止めるのが最も良いことは言うまでもない。

私たちは、①国策民営の下に進められた原発故、国をも被告とする、②圧倒的多数の人々とともに脱原発を目指す、③被害をもとに団結する（政治思想等で分け隔てをしない）、④科学技術論争を中心争点としないとの方針で闘ってきた。

3 福島第一原発事故による未曾有の被害は回復せず、いまだ復旧復興に至らない。いまだに4万人を超える避難、避難指示の解除後も帰還が進まないこと（特に若い世代）、子供甲状腺がんが200名をはるかに超えていること、原発に近いほど農業再開をしない人が多い、海面漁業も平均漁獲量は67%まで回復したが沿岸漁業の回復は11%でしかない等々。しかるに、政府は原発再稼働政策の裏面として、「年間20mSv受忍論」による被害の否定、賠償打ち切りなどを進め、「風評被害」論、リスクコミュニケーション戦略などでフクシマの被害を矮小化・否定化している。その仕上げが「復興オリンピック」である。

私たちは、ほぼ毎回の口頭弁論でフクシマ事故の被害者の意見陳述をしてもらうようにし、事故8年

後の被害を整理し、生業訴訟仙台高裁控訴審の現地進行協議の成果も主張して、被害がリアルにとらえられるようにした。今後も被害の「風化」に抗し、被害の徹底的な暴露と市民への伝達・理解を一層進める必要がある。

4 原発差止め判決を裁判所が安心して書くためには、原発が長年続いた国策ゆえ、脱原発への市民・国民の強い支持が必要である。「1万人原告」はひとつの大きな武器であるが、それだけで脱原発が実現するには至らない。東京女子大の広瀬教授らのアンケートでは、自民党支持層も含めて、原発再稼働反対、原発は危険だ、再生可能エネルギーを進めるべきというのが多数である。しかしながら、再生可能エネルギーで原発をなしにするということの支持は、自民党支持層で過半数を割り、野党支持層と大きな差がある。つまり、「今すぐ脱原発」ではなく「将来的に脱原発」に留まっており、「再生可能エネルギーは不安定」との原発推進派の宣伝に絡められているのである。したがって、「今すぐ脱原発」「再生可能エネルギーで脱原発にできる」とする世論形成をすべきである。

原発コストの上昇、福島第一原発事故処理コストの上昇、再生可能エネルギーのコスト低下、原発輸出政策の総崩れ、原発は急速に実現すべき温室効果ガス削減対策としては劣っていること（建設期間・コストが再生可能エネルギーの方が優れている）など、経済合理性の観点から脱原発の動きは進まざるを得ない。このことも追い風にしながら、経済界も含めて世論形成に資する活動をしたい。

もちろん、脱原発を志向する者同士の連帯を、地域的諸団体との連帯、フクシマ事故の被害者の人々との連帯などをより強めていく取り組みが必要である。

5 また、原発周辺の地方自治体への働きかけも重要である。私たちの原告団・弁護団では、2017年秋、2018年秋～2019年冬の2回にわたって、佐賀県内の自治体等へのアンケート・要請、首長との話し込み等を行ってきた。再稼働前には再稼働反対の首長も佐賀県内で3/20いた（福岡県長崎県も併せて30km圏内自治体8のうち、再稼働反対は4）。しかし、再稼働がされてしまうと自治体の目下の関心は避難できるのかに集中している。避難についての不安等が強いことは私たちにとって共闘の基礎であるが、自治体側はハード面での国への意見は出るがソフト面での意見が出にくいなどの問題点もある。毎年自治体訪問をすることで首長の本音もわかうため、この取り組みを継続していくつもりである。

6 司法での原発差止訴訟・仮処分は、福島第一原発事故後に、大飯原発に関する福井地裁樋口判決、大津地裁山本決定、伊方原発に関する広島高裁決定（2017年12月）という認容判断が下されたが、いずれも不服申立てによって取り消された。しかし、本年1月17日、伊方原発についての広島高裁決定（原審山口地裁岩国支部）が、①中央構造線にそった原発近傍の活断層調査不足、②火山噴火の降下破砕物

の想定が小さすぎることの2点で差し止めを認める決定をした（②は玄海原発にも当てはまるもの）。基準地震動の策定方法への不信などを理由とする樋口判決、火山の破局的噴火による火砕流被害の危険を理由とする2017年12月の広島高裁決定とも違う理由である。結局、原発危険原因の広がりがあり、原発差し止め訴訟の息の吹き返し及び逆転ののろしとなりうるものである。

なお、今回の広島決定は、人格権の中心の一つとして、これまで居住してきた生活環境を維持し、その意思によらずにその生活環境を一方的に奪われない利益を法的な保護法益と認めた。それは原発被害者の闘い（ふるさと喪失に対する闘い）の成果が反映したものであり、あらためてその闘いに敬意を表したい。

7 今後、当訴訟の法廷では、原発の必要性・公共性の喪失、樋口元裁判長の示唆もヒントに判断枠組についてそもそも原発（被害）とは何かという点から構築していきたい。

なお、当弁護団共同代表の板井優弁護士が本年2月に逝去されました。同弁護士のいわれていた「力ある正義」の実現のために奮闘する覚悟です。

〔3〕福井の原発群の運転差止めを求める闘い

滋賀弁護士会
弁護士 井戸 謙 一

1 福井県の若狭地方では、4機の原発（大飯3号機、4号機、高浜3号機、4号機）が運転を続けている（もっとも、高浜3、4号機は定期検査中）。更に、運転開始後40年を超えた3機の老朽原発（高浜1、2号機、美浜3号機）は原子力規制委員会の設置変更許可を得て、再稼働の準備が進められている。これらのすべての原発の事業者は関西電力株式会社である。

2 これらの原発に対しては、次の各訴訟が闘われている。

- (1) 大津地裁 高浜1～4号、大飯3、4号、美浜3号運転差止請求事件
- (2) 京都地裁 大飯1～4号運転差止等請求事件
- (3) 大阪地裁 大飯3、4号運転停止命令義務付け請求事件（行政訴訟）

- (4) 名古屋地裁 高浜 1、2 号運転期間延長認可等取消請求事件（行政訴訟）
- (5) 名古屋地裁 美浜 3 号運転期間延長認可等取消請求事件（行政訴訟）

3 なお、これらとは別に、大阪高裁に大飯 3、4 号機運転禁止仮処分却下決定（一審大阪地裁）に対する即時抗告申立事件が係属していたが、これについては、2020 年 1 月 30 日抗告棄却決定がなされた。この事件では、申立人らは、島崎邦彦東大名誉教授（元原子力規制委員会委員長代理）が提起した問題、すなわち、垂直の横ずれ断層の活動によって起こる地震の規模の推定に入倉・三宅式を使うと過小評価になるという問題に絞って主張を展開した。既に起こった過去の地震については断層の長さや幅をほぼ正確に把握できるから、これに基づいて入倉・三宅式を使えば地震の規模をほぼ正確に再現できるが、将来起こる地震の規模を予測する場合は、断層の長さも幅も分からないから、入倉・三宅式を使えば過小評価になるというのがその主張の趣旨である。大阪高裁は、入倉・三宅式は、熊本地震の解析結果とも一致しているなどとして、申立人の主張を容れなかった。申立人は、熊本地震という過去の地震の評価に入倉・三宅式を使うことを問題にしているものではなく、裁判所は、申立人の主張を正しく理解していないという外はない。

4 上記 2 の(1)(2)の事件では、関西電力が行った原発敷地の地盤構造の調査が不十分であること、反射法地震探査を三次元ですべきであるのにしていないこと、調査結果の評価が恣意的であること、したがって、これを前提に策定された基準地震動が過小であること等を主張している。また、2 の(1)の事件では、使用済み核燃料の問題を正面から取り上げ、原発の運転を続けることによって使用済み核燃料を増やし、今後 10 万年にもわたる管理の負担を将来世代に押し付けようとしていることを、人格権の一内容である「命をつなぐ権利」に対する侵害であると主張している。また、上記 2 の(3)事件では、重大事故対策の不備や火山対策が不十分であること等の議論が続いている。2020 年 1 月 17 日、広島高裁が伊方原発 3 号機

の運転の差止めを求める仮処分事件において火山の影響評価を理由の一つとして差し止める旨の決定をしたことは、追い風になると思われる。上記 2 の(4)(5)事件では、40 年を超える老朽原発の運転延長認可の是非がテーマであり、関西電力が原子炉容器の中性子照射脆化の危険を軽視している問題や蒸気発生器の減衰定数を恣意的に定めている問題等に取り組んでいる。

5 2 の(1)～(5)の訴訟は、いずれも終盤に入りつつあり、近く判決時期も見通せる段階になると思われる。近年、仮処分事件では住民の申立てを退ける司法判断が続いていたが、2020 年 1 月 17 日、広島高裁で上記の仮処分決定が出された。直ちに効力が発生する仮処分事件と異なり、確定してから効力が生ずる本案訴訟では、裁判官が原発の運転を差し止める判断をするについての心理的なハードルは低い。2 の(1)～(5)の事件はいずれも本案訴訟であり、今後の推移に期待したい。

6 関西電力の取締役らの裏金問題は、社会を驚愕させた。地元対策のため不透明な原発マネーが注ぎ込まれていることは推測されていたが、多額の原発マネーが関西電力の取締役らに還流していたことは想像を超える事態であった。憤激した 3000 人を超す人々は、2020 年 1 月 13 日、大阪地検に対し、関西電力の取締役らを被疑者として、特別背任罪、役員収賄罪等で捜査することを求める旨の告発状を提出した。1 月 31 日には追加の告発状提出がなされた。関西電力幹部のコンプライアンス意識の低さは目を覆いたくなるほどであり、これでは、原発を法令に従って厳格に運転することなど望むべくもない。今後、告発事件の推移や、第三者委員会の報告が注目される。株主代表訴訟が提起されることも予想される。2 の(1)～(5)の訴訟においては、この問題も主張しながら、闘いを続けている。

〔4〕 浜岡原発

浜岡原発永久停止弁護団
弁護士 大 橋 昭 夫

1 世界一危険であると言われている浜岡原発については、今、静岡地方裁判所本庁と、浜松支部で運転差止めを求める訴訟が係属しています。

私は、浜松支部の訴訟経過について報告したいと思います。

2011年5月27日、浜岡原発の立地する御前崎市、菊川市、掛川市の住民35人が第1次提訴を行いました。

その後、2011年6月14日、第2次提訴（焼津市、牧之原市、藤枝市、島田市の住民48人）、2011年10月3日、第3次提訴（磐田市、袋井市、森町の住民46人）がなされ、静岡県西部地方に居住する129人が、中部電力を相手どって訴訟を進行しました。

原告団は、もっとウィングを広げたいとの思いで、静岡県中部地方、東部地方からも原告を募り、2014年4月14日には204人が新しく原告となって、廃炉訴訟を戦うことになりました。

途中から、国も被告とし、現在まで10次に亘る提訴をし、静岡県内の12市1町の原告710人がこの訴訟を担っています。

2 2019年4月に裁判長が交替し、新しい合議係（川淵健司裁判長、荒井格、丸谷昂資）のもとで訴訟が進行していますが、毎回多くの傍聴人が参加し、口頭弁論がなされています。

原告は、既に準備書面（29）まで提出し、最近では、避難計画の不備について主張を展開しています。

私たち弁護団は、準備書面の作成にも原告に関与してもらい、法廷における口頭説明の一部も原告自身にやってもらうということで裁判を活性化させています。

当初裁判所はこの方式を嫌がっていましたが、最後には、時間を限定して、この方式を認めてくれました。

3 IAEAの定める安全基準の内、第5層の避難計画が住民の安全にとって最も重要なものであり、この第5層を切り離してしまった原子力規制委員会の「考え方」には全く道理がないことを原告自身が裁判所に訴えています。

東海地震の震源域の真上に立つ浜岡原発は、原発災害に備え、住民の安全対策こそ最も重要ですが、各地の自治体で実効ある避難計画が立てられていない現状を強調しています。

4 毎回の法廷で、中部電力は、安全対策工事の進捗状況、原子力規制委員会の第3号機、第4号機に係る審査の状況（第1、2号機については廃炉、第5号機については海水が流入し、再稼働の目途が立っていない。）を説明しています。

5 裁判所は、再稼働に向けた原子力規制委員会の審査の結果が出るまでは判決をしないという方針であると見受けられます。

弁護団としては、福島震災後の政府の要請により、浜岡原発の運転が停止している現状を踏まえ、原子力規制委員会の結論が出る前に、敢えて、裁判所の判断を求めないという方針を全員で合意しています。

川勝静岡県知事は、少なくとも、自分の在任中は、浜岡原発の再稼働は認めないと公式的に発言していますので、私たち弁護団や原告団は、知事の発言を信用し、内容のある立証をしていこうと誓っています。

次回期日は、2020年3月9日の予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により、期日が職権で取消になり、今回は、2020年7月が予定されています。

6 この訴訟を支える支援者の中には、地震等の研究

者もあり、月に1回程開催される原告団、弁護団の合同会議では、活発な議論がなされています。

私も原告団、弁護団は、法廷内の活動と、法定外の活動を重視しており、福島を忘れないと

いうことを常に心掛け、静岡県民の皆様に、今後とも浜岡原発の危険性を訴え、何としてでも浜岡第3号機から第5号機の廃炉実現を目指す所存です。

〔5〕川内原発訴訟の現状

原発なくそう！九州川内訴訟弁護団 共同代表
弁護士 森 雅 美

1 2011年3月の福島第一原発事故から9年経った。2012年5月の川内原発訴訟の提訴からは8年になるうとし、これまでに28回の弁論が開かれた。

2 これまで、原発事故における被害の甚大さや被害回復の不可能性を前提に、基準地震動、火山対策、避難計画の問題点を中心に主張を展開してきた。

しかし、福島第一原発事故による損害賠償訴訟においては、東電のみならず、国の責任を認める判断が続いているが、稼働差し止め訴訟における裁判所の判断は、福島の事故を忘れたかのような動きが続いていた。玄海原発における仮処分の棄却、行政訴訟の敗訴をはじめとした各地の裁判所の判断がそれである。

3 その中であって、1月17日の伊方原発運転差し止めの広島高裁決定は画期的であり、裁判所の良心が示されたというべきものであった。活断層の調査の不十分さを指摘し、安全性に疑問を呈した。また、火山対策について破局的噴火の発生の可能性については社会通念を理由に否定したものの、火山灰等の降下火砕物などについて想定の甘さを指摘し、安全性を重視して、事故の発生の可能性を問題とした。住民の生命、財産を守ることの重大性を考えると当たり前の判断であるが、政治に阿るかのような見地

からはなかなか辿り着けない判断である。

原発事故が発生した場合の被害を考えるならば、原子力規制委員会がよりどころとする専門家の見解とは対極の見解があり、安全性に疑問を呈する見解にそれ相当の根拠があれば、運転をさせないというのが、本来あってしかるべき、裁判所の職責というべきものである。今回の判決はその職責に答えるものであった。

この立場からすれば、川内原発においても当然、稼働は許容されるべきものでない。

4 世論調査では、現在でも原発稼働に反対、疑問を呈する声が多数である。福島第一原発での廃炉工事は遅々として進まず、事故原因の究明も中途のままで、廃炉への見通しは全く立っていないというのが現実だ。

事故による損害額は、時の経過とともにますます莫大な額に上がっている。廃炉の時期、そのために必要な費用は予測もできない。

福島第一原発事故を契機に、世界的に安全基準が高まり、建設のための費用は著しい増加傾向にある。原発の危険性を理由とする反対の声の高まりとともに採算がとれないと判断した各国は次々に原発建設計画を中止している。そのため、原発の輸出を重要な政策に掲げてきた日本政府の政策は、完全に破綻している。

自然エネルギーによる発電の割合は急速に伸び、そのコストは急速に下がっている。逆に原発のコストは上がり、自然エネルギー発電より高コストであることはもはや自明の理となっている。にもかかわらず、九電は太陽光発電の出力抑制を実施し始めた。稼働している原発は簡単には停止できないが、自然エネルギー発電分の送電を止めるのは容易であるためだ。

また、関西電力における役員らへの利益還元の実態、玄海町長の業者からの現金授受が相次いで明らかになり、原発の周辺におけるブラックな面も現実として浮かび上がっている。

5 原発に未来がないことはすでに明らかである。

川内訴訟では2019年7月31日の第13次提訴において、原告数は3000人を超えた。玄海原発訴訟の1万人には及ばないものの、目標としていた3000人に達したということは大きな力である。

川内訴訟は現在、被告らの反論に対する再反論をしているところである。その再反論が終了すれば、次に立証ということになる。現在重点をおくべきところはどこで、そのためにどう立証していくかを議論しているところである。

今後も全国で廃炉のために闘っている多くの人達と連帯、協力し、原発のない世界を実現すべく弁護団として一層力を尽くす所存である。

(アスベスト)

〔1〕大阪及び全国的なアスベスト被害救済の取り組み

大阪アスベスト弁護団
弁護士 伊藤 明子

1 関西建設アスベスト〔大阪・京都〕訴訟

(1) 建設アスベスト訴訟の意義と目標

アスベスト疾患に関する行政認定（労災認定、石綿救済法認定）の約半数は建築作業従事者に集中している。建設アスベスト被害は、労災認定だけでも毎年数百件、この10年間の行政認定件数は1万件近くに上っており、今後も2万人を超える被害発生さえ予測されている。わが国最大の労働災害であるとともに、最悪のユーザー被害（欠陥商品被害＝公害）でもある。

かくも被害が拡大した根本的な原因は、建材企業と国にある。すなわち、ニチアスやA&Aマテリアル（旧浅野スレート、旧朝日石綿）、太平洋セメント、ノザワなどの建材企業は、意図的にアスベストの危険性を隠しながら、長期に亘って大量の石綿建材を製造・販売し続けた。一方、国は、建築作業従事者の命や健康を守るための規制は行わないまま、建築基準法で不燃材・耐火構造に指定するなど、建材企業と一体となって石綿建材の普及促進を図った。もとより労働者に対する安全配慮義務を怠った使用者（ゼネコンなど）にも責任があるが、現場特定の困難等からその法的責任を追及できるケースは極めて限定される。また、建築現場では、労働者と同じ石綿ばく露実態がありながら、労働者性が認められない被害者（いわゆる「一人親方」）も多い。

建設アスベスト訴訟は、こうした一人親方の救済も含めた「建設作業従事者にかかる石綿被害者補償基金制度」の創設と万全な被害防止策を最終的な目標としている。建材企業と国の法的責任を明確にすることは、全てのアスベスト被害の救済にとっても、今後のアスベスト対策（最重要課題は建物解体改修

時の飛散防止）にとっても、決定的に重要である。

(2) 2018年からの大躍進

ア 東京高裁判決と大阪高裁ダブル判決

2018年3月14日の東京1陣訴訟・東京高裁判決（大段亨裁判長）は、一人親方等に対する国の責任を初めて認める画期的な判決を言い渡した。2008年の初提訴から丸10年、神奈川1陣訴訟・東京高裁判決（2017年10月27日・永野厚郎裁判長）まで7連続で国に勝訴しながらも超えられなかった壁を、裁判所と厳しく対峙しながら乗り越えた。一方、同判決は、建材企業の責任を一切認めず、この点では極めて不当な判決でもあった。

2018年8月31日の京都1陣訴訟・大阪高裁判決（田川直之裁判長）、2018年9月20日の大阪1陣訴訟・大阪高裁判決（江口とし子裁判長）は、一人親方等に対する国責任を認めたうえ、建材企業の責任も認めた。国に10連勝、建材企業に5勝となった大阪高裁ダブル勝訴判決は、従来の地裁判決、高裁判決をさらに大きく前進させる、建設アスベスト訴訟の重要な到達点を築くものとなった。もはや国の責任は不動のものとなり、シェアと確率論を用いて建材企業の共同不法行為責任を認める流れが定着した。

イ 九州1陣訴訟・福岡高裁判決

2019年11月11日、九州1陣訴訟・福岡高裁判決（山之内紀行裁判長）が言い渡された。

2018年の東京高裁判決、大阪高裁ダブル判決に引き続いて、一人親方等に対する国責任を認めるかが最大の争点であったところ、同判決もこれを認め、かつ建材企業の責任も認めた。国の責任に

については、東京1陣訴訟・東京高裁判決などと同様、違法期間を1975年から2004年とし、責任割合を3分の1としたが、特別教育実施の義務付け違反を全国で初めて認めた点が特徴的である。建材企業の責任については、被害者の職種を基本として、シェア20%を超える4社の共同不法行為責任を認めた。

同判決によって、国に対しては11連勝、そのうち一人親方等に対する国責任を認める高裁判決が4連続となり、建材企業責任についても2地裁、4高裁が認めるところとなった。これまでに責任を認められた建材企業は合計13社に及ぶ。最高裁判決を前に、一人親方等の救済の流れを確実にし、建材企業の責任を肯定する司法判断を固めた九州1陣訴訟・福岡高裁判決の意義は大きい。

ウ 静岡建設アスベスト訴訟・静岡地裁判決

2020年1月23日、静岡建設アスベスト訴訟・静岡地裁判決（小池あゆみ裁判長）でも一人親方等に対する国責任を認める判決が言い渡された。

この裁判は、静岡アスベスト被害救済弁護団が2010年11月に左官工1名につき国だけを被告として提訴したもので、建材企業は被告としていない。地裁判決では、初めて一人親方等に対する国の責任を認める判決となり、最高裁判決へ向けてより一層弾みが付いた。

(3) 最高裁勝利と全面解決へ向けた闘い

ア 最高裁要請と意見書・補充書の提出

全国の建設アスベスト訴訟は、5訴訟（神奈川・東京・京都・大阪・九州）が最高裁第1小法廷に係属している。すでに最高裁での本格的な検討が始まっており、2020年中ないし2021年初めまでの判決が予想される。

この間の判決の蓄積により、最高裁で克服されるべき課題・争点は明確となった。国関係では、一人親方等に対する責任のほか、違法始期、屋外作業者に対する責任、国の責任割合などについて、また、建材企業関係では、共同不法行為論のほか、改修・解体作業者に対する責任、違法始期、とりわけ吹付材メーカーが免責される不合理などである。これらについては、2019年1月以降、ほぼ毎月の最高裁要請時に意見陳述を行うだけでなく、

研究者の意見書や論文を引用する形で共通補充書を提出している。

特筆すべきは、淡路剛久教授、吉村良一教授ら不法行為法に造詣の深い民法学者4名の共同執筆による意見書「建設アスベスト訴訟における共同不法行為論」である。150頁にも及ぶ意見書の序論を、淡路教授は次のとおりむすんでいる。「司法は、これまで、大規模被害事件における被害者救済と権利保障が課題として提起されたとき、事件の特質を解明し、事案の実態に応じて法規範を適切に、そして創造的に適用し、解決をはかってきた。共同不法行為論はその典型的な例であるが、最高裁が、本件建設アスベスト事件の審理を進めるに当たっては、次章以下で述べる従来の共同法行為論の議論の蓄積、建設アスベスト事件に関するこれまでの司法判断と学説の議論を十分に理解され、正義と公平に適った結論を導かれることを期待申し上げたい」と。「法曹実務と学説、裁判所の広い意味での協働の成果」としての最高裁勝利を、何としても勝ち取りたい。

イ 3陣訴訟の提起と当面の課題

2008年5月に東京・横浜で提起された建設アスベスト訴訟は、全国6地域（北海道、東京、横浜、京都、大阪、九州）でそれぞれ1陣訴訟・2陣訴訟が係属し、原告総数は約900名、被害者総数は約730名にのぼる。被害者のうちすでに70%以上（2019年9月時点で約530名）が亡くなっており（うち200名以上が提訴後に死亡）、1日も早い全面解決が望まれる。

被害者はこの間にも続々と増えており、2020年3月から4月にかけて、全国6地域で合計約200名の被害者が3陣訴訟ないし2陣訴訟の追加提訴を行う。東北や静岡など新たな地域での提訴も検討されている。後に続く被害者・原告の存在は、国や建材企業に解決を強く迫るはずである。

2020年1月30日には神奈川2陣訴訟・東京高裁が結審して判決言渡し日が8月28日に指定され、3月11日には北海道2陣訴訟・札幌地裁が結審予定であるが、当面の最重要課題は、4月17日に予定されている東京2陣・東京地裁判決をより高い水準で確実に勝ちきることである。合わせて、最高裁判決が年内にも予想される局面のなかで、原

告以外の多数の被害者の救済をどう進めるのか、「早期に、高水準に、1人残さず救済する」という視点からの多様で柔軟な検討が現実的課題として迫られている。

国に12連勝、建材企業に6勝し、「建設石綿被害者補償基金制度」（仮称）創設への賛同議員が過半数を超える現状がありながら（2020年1月末現在衆参議員710名中406人/57.1%）、国も企業も動き出さない異常事態を打開する特効薬はどこにもない。建設アスベスト被害の救済は、最高裁判決だけでは解決しない。今後も、全面解決へ向けた広範な世論の支持を得るべく、国会内外の運動を強化、多様化しつつ、全国で連帯した闘いを続ける方針である。2019年9月、建設アスベスト訴訟全国連絡会は、原告に対する謝罪と賠償、補償基金制度の創設だけでなく、石綿救済法の給付水準引き上げや労災対象疾病の拡大、治療法研究への補助や診療体制の確立、建物改修・解体時の石綿ばく露防止対策の抜本的見直しなどが「全面解決要求」であることを確認した。建設アスベスト訴訟が、建築作業従事者のみならず、全てのアスベスト被害の救済と根絶を目的とすることを、広く世論に訴えたい。

2 大阪・泉南アスベスト国賠訴訟のその後

(1) 泉南型国賠による和解救済

2014年10月の泉南アスベスト国賠訴訟の最高裁判決によって国の責任（1958年から1971年までの間、局所排気装置設置の義務づけを怠った違法）が確定し、同じ状況にあった石綿工場における労働者のアスベスト被害については、国が早期に訴訟上の和解に応じることを約束した。

しかし、その周知は公務所でのポスター掲示等しかなされず、最高裁判決後の提訴者は2017年8月末時点で179名、和解した人は84名（被害者単位）に止まっていた。当弁護団で、地元の原告・支援者、全国的な被害者団体などと共に粘り強く要請した結果、厚労省は、いわゆる泉南型国賠の対象可能性のある元労働者・遺族にリーフレットを個別送付することを決定した。国が国賠訴訟を促す文書を救済対象者に個別送付した例はなく、極めて画期的な成果である。泉南最高裁判決から3年を迎えた2017年10

月以降、対象者2244名に個別通知がなされ、2019年9月に追加対象者72名に個別通知がなされた結果、全国各地で急速に救済が進み、泉南最高裁判決から5周年となる2019年9月末時点での提訴者数は、被害者単位で約800名（うち和解済約600名）、和解総額約98億円に拡大した。

これまでの和解例は、石綿紡織工場、石綿建材製造工場の労働者が多いが、それ以外にも、出入りの運送業者、モーター点検業務、守衛、研究職、自動車部品製造工場、自動車整備工場、化学製品製造工場や電車車両製造工場、ガラス製品製造工場、麻袋再生工場の労働者など、石綿製品を使用する多様な職種・作業について和解が成立している。局所排気装置の設置により石綿粉じんばく露を相当程度防げたといえるケースについて国の規制権限不行使の違法が認められるのは当然であり、泉南最高裁判決の正しい解釈により、実質的にも救済範囲が広がったと評価できる。

泉南アスベスト国賠訴訟は、当初、被害者8名が国を相手取って国賠訴訟に立ち上がり、紆余曲折があるなかで8年半をかけて最高裁で救済判決を勝ち取った後、個別通知などの国の積極的な対応を引き出し、最高裁判決を基礎にした司法救済システムを確立してきた。このような質的・量的な救済範囲の拡大は、不十分点はあるつつも、泉南アスベスト国賠訴訟の「政策形成訴訟」としての成果と言えるのではないかと。提訴者数は通知対象者の3割強に止まっており、まだまだ多くの被害者が埋もれていると考えられるものの、相当数の被害者が個別通知によって自らが救済対象であることを知り、提訴に踏み切った意義は大きい。建設アスベスト被害など今後の被害救済に向けても大いに参考になるものである。

2019年には、泉南最高裁判決後に顕在化した複数の論点がいずれも大きく前進した。①石綿肺がん生存被害者の遅延損害金の起算点問題は、行政認定日ではなく診断日であることが確定した。福岡、広島、神戸、大阪で争われていたが、2019年9月27日の福岡高裁判決が確定。国は6連敗し、仮執行を認める判決も出ていた。その後、国は、中皮腫や石綿肺についても対応を見直している。②遺族への死者の個人情報（労災記録）不開示問題については、当弁護団が担当した個人情報不開示決定取消訴訟について、2019年6月5日の大阪地裁判決（原告勝訴）が確定。

遺族が、情報公開制度に基づく当然の権利として、被害者の労災記録を個人情報開示請求できる意義は大きい。③和解後の症状悪化・死亡時の差額請求問題について、2019年11月11日札幌地裁で和解が成立した。当弁護士でも複数事案を提訴し、2020年2月に泉南1陣訴訟の原告を含む数名について和解が成立している。④良性石綿胸水の基準慰謝料額（泉南では対象者がいなかった）についても、他の石綿関連疾患と同様、死亡の場合2600万円で和解が成立した。⑤企業賠償金の充当方法等については、すでに原告主張による充当方法によることが確立している。

ちなみに、泉南地域では3陣訴訟として2019年8月時点で被害者67名が提訴し、62名が和解済である。1陣26名・2陣33名と合わせて裁判で救済される被害者は120名を超える。差額請求の対象者も含め、引き続き地元の原告・支援者とも連携して3陣訴訟の被害者を掘り起こし、最後の1人まで救済を図る所存である。

(2) 泉南石綿の碑と石綿の館

泉南アスベスト国賠訴訟の「原告団」と地元の支援団体「泉南地域の石綿被害と市民の会」は、2015年6月、新たに「泉南アスベストの会」を結成して、3陣訴訟の被害者掘り起こしや建設アスベスト訴訟の支援をはじめ、全国的な公害・じん肺・石綿被害者団体、韓国等との交流、石綿救済法見直しに関する要請など引き続き精力的に活動している。

2018年2月には、泉南アスベスト国賠訴訟の8年半の闘いを描いた原一男監督『ニッポン国 vs 泉南石綿村』が完成し、国内外で上映された。

最高裁判決から丸5年を迎えた2019年4月には、「泉南石綿の碑」に隣接する梶本医院の跡地に「アトリエ泉南石綿の館」がオープン。1953年に泉南地域で医院を開くと同時に石綿の危険性を訴え続けた異色の梶本政治医師は、亡くなるまで40年間、「イシワタキチガイ」と言われつつ警鐘を鳴らし続けた。アトリエは、泉南の闘いを支援してきた梶本医師の長男が、自宅の一部を資料館として提供したものである。各地から多くの来訪者があり、宮本憲一名誉教授もアトリエを訪れた。

泉南アスベスト国賠訴訟では1971年以降就労の労働者や家族・近隣曝露の被害者に対する国の責任が

否定された。これらの救済は、建設アスベスト訴訟の解決や石綿救済法の抜本的改正の中で見直されるべき大きな政治的課題でもある。わが国の石綿被害の原点である泉南から、アスベスト惨禍を後世に伝え、救済・根絶を全国・世界へ広げる取り組みが連綿と続いている。

3 アスベスト被害救済訴訟の概況

2019年は注目すべき2判決が言い渡された。①大学の校舎解体工事でアスベストが飛散したとして、周辺住民が西宮市や解体業者などに損害賠償を求めていた裁判で、2019年4月16日、神戸地裁（山口浩司裁判長）は、一定量のアスベストが周辺環境に飛散したことを認めつつ、健康に影響を及ぼす程とは言えないとして住民の訴えを退けた（確定）。判決は、解体業者には基準どおりに工事を行わなかった違法があること、西宮市には大気汚染防止法や兵庫県の環境保全条例上、解体工事における石綿飛散について積極的に調査する義務があることを認めるなど、市や業者の対応の問題点を厳しく指摘している。②2019年7月19日、大阪高裁（江口とし子裁判長）は、住友ゴム工業の元従業員ら7名の石綿被害について、使用者の安全配慮義務違反による損害賠償責任を認める判決を言い渡した（確定）。タルクによる石綿ばく露であるが、予見可能性を1960年とし、消滅時効の援用は権利濫用に当たるとして排斥。原審（神戸地裁）で敗訴した2名の請求も認め、賠償額も増額する画期的判決である。

ここ数年、企業に対する損害賠償請求事件で判決に至るケースは少なく、訴訟外の交渉において解決しているケース、代理人が就く以前に企業が一定の補償をしているケースが相当数あることが予想される。もっとも、曝露立証が困難な石綿肺がん事例や時効問題、CT画像問題などの他、予見可能性に関する特異な判断を示して企業責任を否定した不当判決など、克服すべき課題は残されたままである。

この他、びまん性胸膜肥厚と誤嚥による死亡との因果関係を認めて労災不認定を取り消した判決（2017年7月19日大阪地裁判決）、私立学校教員の中皮腫労災不認定を取り消した判決（2018年4月11日名古屋高裁判決）など、行政訴訟でも救済が図られた事例がある一方、石綿肺がんの労災不認定問題（2012年認定基準の合理性を争った2018年1月30日横浜地裁判決、2018年11

月 21 日東京高裁判決は原告敗訴)、公立学校教員の中皮腫公災不認定問題 (2018 年 8 月 29 日東京高裁で原告逆転敗訴)、阪神・淡路大震災のがれき処理で中皮腫を発症した明石市職員の公災不認定問題 (2018 年 1 月 15 日に神戸地裁に提訴) など、行政による認定基準の恣意的運用が救済を大きく阻んでいる実態を見直させる取り組みを強める必要がある。

4 全てのアスベスト被害の救済と根絶に向けた全国的な闘いを

2018 年 1 月には東京高裁・地裁で再び石綿飛散事故が発生し (東京高裁では 2015 年 12 月にも石綿飛散事故が発生)、同年 10 月には最高裁大法廷でアスベストが検出され、市民見学会が中止になった。2019 年 2 月からは大法廷の使用を中止し、石綿除去工事を行ったとされる。各地で解体・改修、除去工事現場での石綿飛散事故が後を絶たず、ずさんな対応が繰り返されている。2020 年には解体・改修時の石綿飛散対策として、大気汚染防止法、石綿則の改定が予定されているが、規制強化とは名ばかりで、韓国も含めた諸外国と比べても大幅に遅れている。

2020 年は阪神・淡路大震災から 25 年の節目である。2018 年には、被災地でわずか約 1 ヶ月救護・警戒活動

に従事し、悪性中皮腫で亡くなった警察官の公務災害が認定された。その他にも、震災がれき処理などで少なくとも 5 名が中皮腫で死亡するなど (うち 4 名が労災認定)、その被害が顕在化しつつある。東日本大震災、熊本地震、大阪北部地震でも倒壊した建物からのアスベスト飛散が問題となっており、被災地の市民やボランティアを含め、災害アスベスト被害がこれから本格化することが懸念される。

現在の不十分な対策のままでは、新たな石綿ばく露による将来の被害発生は防げない。後年、再び国の規制権限不行使が違法と判断される日が来るかもしれない。

建物の解体・改修、除去時の石綿飛散は、建築作業従事者の職業ばく露の問題であると同時に、周辺住民の環境ばく露の問題でもあり、平時の災害アスベスト問題でもある。建設アスベスト訴訟の解決と全てのアスベスト被害の救済・根絶は連続しており、そのためにも同訴訟の早期解決が急務である。私たちは、志半ばで斃れた多くの原告・被害者はもちろん、一緒に闘ってきた先達や仲間の遺志を心に刻みつつ、今後も多くの方々の知恵と力を結集して、アスベスト被害の全面的な救済と万全な防止対策を求める大運動を展開していきたい。

〔2〕首都圏建設アスベスト訴訟の報告

～首都圏での勝利判決をめざして～

首都圏建設アスベスト訴訟弁護団
弁護士 森 孝 博

1 建設アスベスト訴訟の概要

建設アスベスト訴訟は、石綿被害が建築業に集中的に現われているという状況のなかで、元建築作業従事者とその遺族が、「謝れ、償え、なくせアスベスト被害」

を合言葉に立ち上がり、石綿建材の製造・販売メーカーと国の責任を追及し、甚大な被害を救済させるため、全国各地で提起して闘っている。現在、5 最高裁、2 高裁、5 地裁に係属し、被災者原告数は合計 732 名 (2019 年 9 月 16 日時点) である。

【全国建設アスベスト訴訟の概要】

- ① 首都圏建設アスベスト東京第1陣訴訟（2012年12月5日東京地裁判決、2018年3月14日東京高裁第10民事部判決、最高裁に係属）
- ② 首都圏建設アスベスト神奈川第1陣訴訟（2012年5月25日横浜地裁判決、2017年10月27日東京高裁第5民事部判決、最高裁に係属）
- ③ 関西建設アスベスト京都第1陣訴訟（2016年1月29日京都地裁判決、2018年8月31日大阪高裁第4民事部判決、最高裁に係属）
- ④ 関西建設アスベスト大阪第1陣訴訟（2016年1月22日大阪地裁判決、2018年9月20日大阪高裁第3民事部判決、最高裁に係属）
- ⑤ 九州建設アスベスト第1陣訴訟（2014年11月7日福岡地裁判決、2019年11月11日福岡高裁第5民事部判決、最高裁に係属）
- ⑥ 北海道建設アスベスト第1陣訴訟（2017年2月14日札幌地裁判決、札幌高裁第2民事部に係属）
- ⑦ 首都圏建設アスベスト東京第2陣訴訟（東京地裁に係属）
- ⑧ 首都圏建設アスベスト神奈川第2陣訴訟（2017年10月24日横浜地裁判決、東京高裁第20民事部に係属）
- ⑨ 関西建設アスベスト大阪第2陣訴訟（大阪地裁に係属）
- ⑩ 関西建設アスベスト京都第2陣訴訟（京都地裁に係属）
- ⑪ 北海道建設アスベスト第2陣訴訟（札幌地裁に係属）
- ⑫ 九州建設アスベスト第2陣訴訟（福岡地裁に係属）

2 建設アスベスト訴訟の到達点

(1) 国の責任

このような全国各地での裁判の闘いのなかで、2017年10月以降、5つの高裁判決が言い渡され、下記表のとおり、いずれの高裁判決も国の責任（規制権限不行使の違法）を認めた。現在、国は建設アスベスト訴訟において11連敗であり、もはや国の責任を認める司法の判断は揺るぎないものとなっている。

【各高裁判決の比較】

	東京高裁 5民判決 17.10.27	東京高裁 10民判決 18.3.14	大阪高裁 4民判決 18.8.31	大阪高裁 3民判決 18.9.20	福岡高裁 5民判決 19.11.11
国	【規制権限不行使】 ①防じんマスクの着用 ②警告表示（安衛法57条） ③建築現場の掲示 ④特別教育の義務付け ⑤集じん機付電動工具 ⑥製造禁止	○ ○ ○ × × ×	○ ○ ○ × ○ ×	○ ○ ○ × × ○	○ ○ ○ ○ × ○
	【違法性が問われる時期】 ①吹付け作業の危険性 ②①以外の屋内作業の危険性 ③屋外作業の危険性 ④違法性の終期	— 1981年 × 1995年	1972年 1975年 × 2004年	1972年 1974年 2002年 2004年	— 1975年 — 2004年
	【5%以下の違法】 ①吹付け作業 ②①以外の全ての作業	× ×	— ○	○ ○ ○	— ○ ○
	【一人親方】	×	○	○	○
	【過失】 ①警告表示義務違反 上記義務違反の始期 解体工に対する警告義務 ②石綿不使用義務違反	○ 1975年 × ×	— — × ×	○ 1974年 × ×	○ 1975年 × ×
企業	【因果関係】 ①共同不法行為（719条） ②個別責任（709条）	○ ○	×	○ ○	○ —

しかも、東京高裁10民判決で、石綿粉じん作業に従事する労働者だけでなく、一人親方や中小事業主（以下、まとめて「一人親方等」という。）との関係でも国の責任が認められ、続く大阪高裁4民判決、大阪高裁3民判決、福岡高裁判決でも一人親方等に対する国の責任が認められ、一人親方等に対する国の責任も明白となった。また、基本的には国の違法事由、違法期間が拡大され、一層厳しく断罪されている。あらゆる違法事由（防じんマスク、警告表示・掲示、集じん機付電動工具、特別教育、製造禁止）が認められ、石綿工場での違法事由（局所排気装置）を含めると、国が行ってきた石綿粉じん曝露防止対策の怠慢さが明らかにされている。とりわけ、①大阪高裁4民判決が集じん機付電動工具の使用義務付けを怠った国の責任を認めたこと、②大阪高裁3民判決が、一審判決をさらに前進させて1991（平成3）年時点以降の製造禁止の規制権限不行使の違法を認めたこと、国が賠償責任を負うべき範囲も損害の2分の1と拡大したこと、③福岡高裁判決が特別教育の義務付けを怠った国の責任を認めたこと、も極めて重大である。

(2) 企業の責任

2012年12月5日の東京地裁判決では、メーカーらの注意義務違反は認めたものの、疾患の原因となった石綿建材および製造・販売企業の特定ができず、

加害行為と被害発生との因果関係が認められないことを理由に、メーカーらの賠償責任を認めなかった。その後、福岡地裁、大阪地裁、札幌地裁でも同様にメーカーらの責任を否定する判決が続いていた。

しかし、2016年1月29日の京都地裁判決で、初めてシェア10%以上の企業9社の共同不法行為責任（警告表示義務違反）の成立が認められ、2017年10月24日の横浜地裁判決（神奈川第2陣訴訟）でも企業の責任が認められた。

そして、高裁レベルにおいては、上記表のとおり、東京高裁5民判決、大阪高裁4民判決、大阪高裁3民判決、福岡高裁判決と、4つの高裁判決で企業の責任が認められた。

このように、国の責任とともに建設アスベスト被害に対する企業の法的責任も明確なものとなっている。

の責任とメーカーの共同不法行為責任が認められ、大きな勇気と確信がもたらされた。このような、建設アスベスト訴訟の流れに確信をもち、これらの判決を武器に、さらなる大きな運動を構築していけば、「建設石綿被害者補償基金」制度の創設をはじめ全面解決に向けて大きな前進を勝ち取ることができると確信している。これから出される判決も武器にさらなる大きな運動を構築し、建設アスベスト問題をこれまで以上に「政治問題化」し、「建設石綿被害者補償基金制度」を創設させ、建設アスベスト問題の全面解決を勝ち取るつもりである。

皆さまには、これまで以上のご支援をよろしくお願いいたします。

3 建設アスベスト訴訟の首都圏での勝利に向けて

(1) 本年5月で2008年の首都圏建設アスベスト訴訟の提訴から丸12年となるが、建設アスベスト訴訟の原告732名（患者単位）のうち531名（73%）が解決を見ずにお亡くなりになった。生存している原告はわずか27%であり、原告らの「生命あるうちの解決を」の声は極めて切実である。

そして、現在、建設アスベスト訴訟は最大の山場を迎えている。神奈川第1陣訴訟、東京第1陣訴訟、京都第1陣訴訟、大阪第1陣訴訟、九州第1陣訴訟の5事件が最高裁に係属しており、本年中に最高裁が判断を示す可能性もある。

こうした状況の中、本年4月17日に東京第2陣訴訟の東京地裁判決、8月28日に神奈川第2陣訴訟の東京高裁判決が言い渡される予定となっている。かつてない規模の最高裁闘争を構築するとともに、続く東京地裁と東京高裁の判決で、この間の高裁判決で築いた到達点をさらに前進させて、一日も早い全面解決を実現したい。

(2) 泉南国賠訴訟最高裁判決、建設アスベスト訴訟の各地裁判決、そして5つの高裁判決により、建設アスベスト被害における国とメーカーの法的責任は一層明確となった。また、東京高裁と大阪高裁に続き、福岡高裁でも、一人親方等に対する国

(大気汚染)

〔1〕川崎公害裁判報告

川崎公害裁判弁護団 事務局長
弁護士 篠原 義 仁

1 国道1号（京浜第二国道）の環境改善

- (1) 2018年4月開催の公害弁連第47回総会に向けて、国道1号の環境改善事業について以下のとおり報告した。

「車道を上下一車線削減して、歩道・自動車道を創設する課題については、たびたび報告してきたところであるが、現在は、国交省として遠藤町から都町に至るまでの約1キロにわたる区間について、前記整備に先立つ地下埋設物（ガス管、水道管等）の移設について、県警と川崎市及び関係事業者との間で時間をかけての調整を継続中で、とりわけ、一車線削減に伴う交通規制に係る諸設備・構築物の移設等につき、現在は関東地方整備局と県警との間で最終の調整に入っている段階となっている。

県警との関係では、2017年年末の12月8日の会議、そして2018年2月時点での2回目の会議を経て、そのメドが立った段階で全体の事業計画に係る地元説明会を、国交省と原告側（地元住民組織を含む）との共催形式で開催する予定となっている。」

すなわち、前記環境改善事業は、2018年の新年度から、工事着手の見込みとなっていた。それが何と2年間停滞。これが、今度は「本当の話」として事業着手となった。

- (2) 2019年のいわゆる「勉強会」の協議と道路連絡会の事前協議を経て、国交省関東地方整備局（横浜国道事務所）は、関係省庁（主要には、神奈川県警）との協議が整ったということで、地元要請（国道1号線問題協議会）と原告団・弁護団要求に基づいて、ようやく、2019年11月26日、前記協議

会と共催の形式で、国道1号の車線削減問題の地域説明会を開催した。

環境改善工事の内容は、役所用語のまま説明すると、まず第一に「国道1号遠藤町交差点から都町交差点間（約1km）において、単路部（自動車走行車線）で6車線の区間を対象に、上下線の第1車線にそれぞれ仮設ガードレールを設置して閉鎖し、4車線化を試行する」というもので、横浜国道事務所は、これを車線削減工事と呼ばずに「上記整備のことを『車線整流化』と呼ぶ」としてその工事（試行）を実施するというものである。この整流化工事を「令和1年度下半期」に行うとし、現地に工事広報用看板を設置して2020年1月6日から工事に着手した（2月末まで実施）。

そして、「車線整流化施行後の調査」として、①交差点別交通量調査（主要交差点での交通量調査）、②渋滞長調査（新たに著しい渋滞が発生しないかを調査）、③歩行者自転車交通量調査（歩行者や自転車の交通量調査）、④ヒヤリハット調査（自動車や自転車・歩行者に通行時に危険な状況が発生していないかの調査）を行うとし、調査時期は、仮設ガードレール設置1週間後、1ヵ月後に実施するとしている。

①ないし④の調査は、市民的同意を得るための、そして議会説明対策のいわゆる「社会調査（社会実験）」で、予めの予測ではクリアすることが当然、見込まれている。

この「仮設ガードレールの設置・車線整流化工事」と「交通実態調査」の完了後にこれら試行的工事内容を、当然利用することを前提として、第二の工事として、令和2年度及び同3年度の2年にわたって、①歩道拡幅工事、②車道舗装工事、③区画線

新設、④中央分離帯撤去・新設、⑤排水施設撤去・新設、⑥横断防止柵撤去・新設、⑦標識・信号移設等々の工事を行うということで、2020年4月早々に工事着手となる。

- (3) 2019年11月26日の地域説明会で、上記工事内容は概ね地元住民の理解を得たが、その一方で、更によりよい工事の実施を、ということで様々な意見が出され、それをうけて、12月23日に横浜国道事務所（8人参加）と地元協議会及び原告団・弁護団（同じく8人参加）とで合同して、地元要求（意見）に係る現地見分を実施した。

その結果、工事内容の大筋は変わらないものの、遠藤町交差点を中心に、これに神明町交差点等々を加え、可能な限り地元要求に添う改善工事を実施することが合意された。

以上の経緯を経て、前述したとおり2020年1月6日から第一段階の工事が着手された。

- (4) 国道1号については、大気汚染の激じん地点である尻手交差点(国道1号と県道尻手黒川線が交差)にも、遠藤町自排局（毎年全国ワーストテンに入っていた測定局）に加え自排局の設置を要求し、これについては関東地整も横浜国道事務所も、従前、設置につき確認済であったにもかかわらず、2019年11月29日開催の「道路連絡会」で関東地整の計画調整課長が後向き発言をしたため、自排局設置の再確認、ダメ押しということで、適正な設置場所の再度の現地見分を約するに至った。

その現地見分日が、2020年1月16日に予定され、その現地見分を経て、これも2年間棚ざらしになっていた状況を一気に打開すべく奮闘中となっている。

2 国道15号（京浜第一国道）の環境改善

国道15号の環境改善事業は、比較的順調に推移し、幅の広い中央分離帯を狭め（削減）、その削減分を上下線の歩道に割り付けし、その歩道上に歩行者用の歩道と分離して自動車道を設置（植樹工事を含む）させたことは、くり返し報告してきたとおりとなっている。

他方、道路構造上、中央分離帯の削減工事を実施できなかったハローブリッジ交差点（国道15号と市役所

道路の交差点）より東京寄り（川崎競馬場交差点）及び元木町交差点先から横浜寄りの区間については、歩道と自転車道とを区分した上での、自転車通行帯の工事は、やはりここ2年停滞していた。

2018年報告では、これについても

「当事者双方の同意に基づいて植栽された高木、中木、低木についていうと、低木の活着率の悪さが目立ち、その補植、除草、清掃がその課題となっている。

また、高木、中木についても、より多くの補植（植栽）が必要となっている。とりわけ、川崎市側からみての横浜寄り及び東京寄りの区間は、手がかかず未整備で、その区間での高木、中木の植栽と自転車通行帯の整備がきわめて重要となっている。これについては、2017年度中に2回にわたる合同現地調査が実施され、その具体化が当事者双方の共通の認識となり、他方、自転車のネットワーク化は国の法整備にともなって、地方自治体としてもその整備が要求されていて、国道15号の関係でも、JR・京急線の八丁畷駅から国道15号にいたる市道でもその検討が開始され、これと結合しての自転車ネットワーク化が急がれている。」と報告した。

これが、2年経ち、ようやく動き始めた。

関東地整（川崎国道事務所）は、2019年12月12日、まだ素案の段階で正式公表ではないが、としつつ、条件付きで国道15号の東京寄り及び横浜寄り区間についての「自転車道未整備区間」につき、その具体的素案を提示するに至った。

その自転車道整備計画（素案）は、原告団・弁護団としても概ね同意できる内容と回答し、それをうけて、2020年の新年度からその具体的工事着手の見通しとなっている。

なお、ひきつづく課題としては、国道15号の競馬場交差点（箱根駅伝で東京から多摩川に架る六郷大橋を下ってきた地点）から、それにリンクする国道409号を旭町方面へ向けての区間について、自転車道整備計画を延伸する計画の実施を迫る課題が提起されている。

国道409号の前記区間は、川崎縦貫道（アクアラインから浮島へ上陸し、そののち川崎北部地域を縦貫）建設用地としてすでに土地買収は完了し、しかし、同地域での川崎縦貫道計画は、実質上不可能となり、今は、暫定的に緑地化される等して現実の道路利用に供されていない。

川崎縦貫道計画の息の根を止めるいみでも、そして、自転車道のネットワーク化の実現のためにも、前記区

間の自動車道整備計画の推進は、必須のものとなっていて、新年度における喫緊の課題となっている。

また、従前実施された植栽についての補植、その充実、除草・清掃・管理の問題については、双方で現地見分し、具体的に補植等を実施すべき場所については確認済みで、川崎国道事務所も原告団・弁護団にその実施計画を提示し、順次、その実施を行うところとなっている。

ちなみに、自転車道の整備、それと結合しての緑化対策は、川崎国道事務所の責任で行うところとなっているが、工事完了後の緑化、植栽やその後の管理は、横浜国道事務所に移管し、横浜国道事務所の管理下に入るということで、原告団・弁護団としては川崎国道事務所、横浜国道事務所という2つの事務所を「両にらみ」する形での課題追及が必要となっている。

〔2〕西淀川大気汚染公害訴訟報告

西淀川大気汚染公害訴訟弁護団
弁護士 津 留 崎 直 美

1 はじめに

西淀川公害訴訟は、1995年3月に被告企業らとの間で和解し、解決金を得ると共にその一部で公害地域再生センター（あおぞら財団）を設立し、次いで、1998年7月に被告国・旧阪神高速道路公団（現阪神高速道路株式会社）との間での和解で、国・道路公団が西淀川における沿道環境の改善と良好な生活環境を形成するための新しい施策を含む取組を約束し、西淀川地区道路沿道環境に関する連絡会（西淀川道路連絡会）を開催していくこととした。

この2つの和解で、訴訟は終結し、弁護団の役割は一区切りを迎え、西淀川道路連絡会について構成メンバーとして参加している。

患者会としての願いと関心は、1つには、公害健康被害補償法を守り、未認定患者の救済にあり、もう1つは西淀川の大気汚染の改善である。

未認定患者の救済については、全国的な調停の取組等があり、そのことについて別に報告があると思うので、そこに譲り、ここでは、昨年度の西淀川道路連絡会について報告する。

西淀川道路連絡会は、これまで年1回の割合で行われており、2017年度では、西淀川区での測定局での二酸化窒素の日平均の年間98%値は、ほぼ環境基準値の

0.06ppm～0.04ppm内に収まってきた。しかし、もとの環境基準値が0.02ppmであることを考えれば満足できる状態ではない。また、PM2.5については、未だ環境基準値を達成していない。この点を国に対して認識させ、大型車の交通量を削減するという根本的な対策を取らせて、大気汚染の状況を改善させることが、西淀川道路連絡会の大きな使命である。

そのためには、まず、次々と担当者が代わっていく国（近畿地方整備局）に絶えず被害の実情を聞かせ、西淀川での具体的な対策として基本となる大型車を湾岸寄りに移していく環境ロードプライシングの充実を迫っていくことが、これまでの連絡会の大きなテーマとなってきた。

また、西淀川独自の問題として、歌島交差点で、交通流の円滑化、交通事故防止を理由として、従来の横断歩道が廃止され、地下歩道に変更されたことがある。この点は、交通量の増加、大気環境の悪化の懸念と同時に地元住民の日常生活での交通権の問題でもあり、横断歩道の復帰を強く、求めてきた。

なお、2015年10月からは、年1回の道路連絡会のほか、その間に双方の実務者による「道路連絡会ワーキング」が行なわれるようになった。

2 第22回西淀川道路連絡会について

2019年3月20日、西淀川患者会のあるあおぞらビルで原告団・あおぞら財団関係者、弁護団の参加で、国土交通省近畿地方整備局、国土交通省大阪国道事務所、阪神高速道路株式会社との第22回西淀川道路連絡会が行われた。

被害の訴えの後、原告団から道路連絡会を重ねる中で二酸化窒素の濃度が下がってきたことは望ましいことであるが、それに安住することなく、日平均の年間98%値は環境基準下限値の0.04ppm以下を目指しての対策の拡充を求めた。近畿地方整備局はそのこと自体は認め、現在よりも大気環境を良くするという方針でやっていきたいとの表明を行った。

原告団は、さらに目標時期をいつまでに決めるのかを強く迫ったが、この点について近畿整備局はその時期を決めるのは難しいとの回答に終始した。また、原告団は今後の具体的な対策を明らかにさせるために、二酸化窒素の濃度が下がってきた要因についてどう考えているかと迫ったが、近畿地方整備局は、車の単体規制や交通流対策などの総合的取組が効いているとして明確な要因について把握していないとの回答にとどまった。ただ、その中で、大型車を減らすことが要因の一つであることまでは否定できなかった。

これらのやり取りの中で、原告団からは大型車を減らすこと、そのための環境ロードプライシングを充実させることを強く求め、その具体化は今後の実務者間

のワーキンググループでの討議の中で煮詰めることとなった。

また、歌島交差点の横断歩道復帰の点については、原告団から大阪市が進めている自転車道整備と関係付けて強く求め、この点もワーキンググループでの討議にゆだねることとなった。

なお、23回西淀川道路連絡会は2020年3月26日に行う予定である。

3 西淀川道路連絡会ワーキンググループについて

第22回西淀川道路連絡会以後のワーキンググループでの討議は、2019年6月24日、11月26日、2020年1月23日の3回行われた。

これらの討議の中で、環境ロードプライシングについては、その拡充の具体化として事業所調査などが討議された。

また、原告団からは、3月一杯で終了する淀川大橋の工事、予定されている阪神高速道路リフレッシュ工事、G20サミットの交通状況といった地域の具体的な大気汚染への影響について、改善のための資料として調査するように求めた。なお、全国的に大気測定局の廃止が懸念されることから、西淀川でそのようなことが無いようにと念を押し、近畿整備局はそのことを約束した。

歌島交差点での自転車通行についての討議を行い、大阪国道事務所は大阪市と調整中との答えにとどまった。

〔3〕東京大気のたたかい

東京大気汚染公害裁判弁護団
弁護士 原 希 世 巳

1 「東京都ぜん息医療費助成制度」をめぐる

東京都のぜん息医療費助成制度の認定患者数は、新規認定を打ち切った2016年度4,922人減、2017年度6,001

人減、2018年度8,112人減、そして2019年度には12月末までで7,814人減となっており、最大時（2016年4月）90,197人の認定患者数は58,245人に減少している。

東京都（福祉保健局）は可能な限り患者の医療費自

己負担額を把握し公費助成の比率を把握していくことを患者会に約束し、毎月データが送られてくるが、患者の自己負担額については実際の半分程度しか把握し得ない状況が続いていると思われる。そのため公費助成比率は48%前後で推移している。

2 国に対する医療費助成制度創設を求める運動

昨年2月、公害等調整委員会に公害調停が申請された。東京患者会・弁護団は全国公害調停団・弁護団を支える中心的部隊として活動してきた。第2次申請を併せて104名の申請人患者のうち、東京・千葉・埼玉の患者72名を組織し、調停日行動、トヨタ攻め、環境省行動などに取り組んできた。

詳細は別報告に譲るが、今年はまさしくこのたたかいに決着をつける年として、頑張る決意である。

3 道路公害対策を求めるたたかい

(1) 道路連絡会・準備会

2019年度は次のように道路連絡会、準備会を行った。

2019.5.29 第11回道路連絡会
11.1 第19回道路準備会
2020.2.4 第12回道路連絡会

道路連絡会・準備会は東京大気訴訟の和解条項で、被告国・東京都・首都高（以下被告側という）が原告に約束した公害対策に関し意見交換（実質交渉）していくことを目的に、連絡会を年1回（公開）、準備会を原則年2回開催することとされた。2019年は公害調停申請の時期と重なったため、例年2月に予定されている連絡会を5月に延期し、準備会も年1回となった。和解成立から11年余で合計31回開催されている。

出席者は、被告側が国交省自動車局・国道事務所（東京・川崎・首都）、環境省水大気局、東京都環境局・都市整備局・建設局、警視庁、首都高会社から合計50～60名、原告側が患者・弁護団併せて20～30名程（患者の高齢化によって減少傾向）である。

交渉テーマは変遷しているが、近年は以下のよう

- ・自転車走行空間の整備
- ・排ガス規制の強化・・PMの排出個数規制（PN規制）

- ・電気自動車（EV）等低公害車の普及促進
- ・PM2.5環境基準の改定・強化
- ・激甚交差点の環境対策
- ・大気汚染観測体制の充実
- ・大型貨物自動車の走行規制の拡大
- ・各地域の幹線道路の環境対策（沿道緑化、自転車走行空間の整備など）

開催の6週間前に原告側が要請書を提出し、2週間前までに被告側が文書回答した上で本番に臨む。連絡会・準備会とも毎回概ね4～5時間かけて行っている。

交渉内容は、総合的な環境政策に関わる論争のみならず、患者の生活する地域からの具体的な要求実現を求めるものも多く、大きな成果を上げてきた。これまでの議案書でもいくつか紹介をしてきたが、以下当面の焦点となっているものをいくつか述べる。

(2) 自転車走行空間整備

2018年6月に国の自転車活用推進計画が作られたが、目標年度は2020年度までとされ、はかばかしい成果は上がっていない。オリンピック間に合わせ計画ではなく、系統的・実践的な長期的視野をも含んだ2020年度以降の自転車走行空間整備の計画を国、そして東京都に作らせることが当面の大きな課題となっている。

この間の交渉により、国・東京都は一定の自転車走行空間の整備を進めてきたが、歩行者と分離した（単なる歩道の色分けではなく）自転車走行空間をネットワークとして整備していく体制をどう現実化させていくかが問われている。

(3) PN規制

粒子状物質（PM）の規制はその排出重量（g/km）で行われているため、その対策は主要には粒子をフィルターで除去することによりなされてきた。しかしこの方法では規制を強化しても微小粒子（PM2.5）やナノ粒子はフィルターを通過してしまい、その除去は困難であった。そこで排出されたPMの個数を把握し、これを規制するのがPN規制である。

EUでは2014年9月よりPN規制（規制値6兆個/km）を開始しており、2017年9月には6000億個/kmへと大幅に規制強化されている。今日排ガス中の兆単位のPM個数を数える技術は確立しており、規制

導入には何の問題もない。

我が国でも環境省の排ガス専門委員会は2018年12月に導入に向けて検討すべきとの答申をしており、昨年は自動車メーカーへのヒアリングをしている。道路連絡会では毎回この問題を取り上げて、環境省の検討状況を確認・追及している。今年度には是非とも我が国でこれを実施させることを目指したい。

(4) 電気自動車など低公害車の普及

今日、欧米・中国等でも石油系燃料車の販売を規制して電気自動車（EV）など無公害車・超低公害車への転換を進めていくことが世界の趨勢となっている。

我が国では、2009年に環境省は「次世代自動車の普及目標」として、EVの販売については2020年51万台、2030年には73万台を目指すとした。ところが2017年のEVの販売台数は2万4000台にすぎず、目

標値とは桁違いに低迷している。

我々は、道路連絡会等でEV普及のための抜本的対策、例えば欧米等で進められている規制的手法が必要ではないかとの問題提起をしているが、環境省は「2013年に作った政府目標（2030年にハイブリッド車やクリーンディーゼルを含めた「次世代自動車」の販売量を5～7割にする）実現に向けて努力する。車種別の目標は持っていない」と平然と開き直っている。

上記のような世界の趨勢にことさら背を向け、ディーゼル車も含めた「次世代自動車」の普及を進めて、我が国を最後のディーゼル車販売市場として残していこうとする環境省の姿勢（詳細は昨年議案書参照）は厳しく批判されなくてはならない。

〔4〕みずしま財団の2019年度の報告

公益財団法人 水島地域環境再生財団
事務局長 藤原園子

はじめに

2000年3月14日、倉敷公害訴訟の解決金の一部を基金に、みずしま財団が設立されました。今年は20年という節目の年です。3月14日に記念行事を企画しましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、延期になりました。

みずしま財団は、公害の経験を伝え、環境再生のまちづくりをめざすこと、それをパートナーシップで実現していくという設立趣意に沿って、現在進めております。2019年度の中での活動の一部を報告します。

1 第7回公害資料館連携フォーラム in 倉敷

公害資料館ネットワーク（事務局あおぞら財団）が中心となって毎年一度開催している、「公害資料館連携フォーラム」は、新潟、富山、四日市、水俣、大阪、東京と重ね、2019年度は倉敷開催となり、川崎医療福祉大学を会場に12月14日、15日に開催しました。みずしま財団は現地事務局、前日13日のフィールドワーク、分科会を担いました。

フォーラムは行政、民間の枠を超えてネットワークしながら、資料の保存・活用や、公害教育の新しい展開を学びあい、社会へ発信するものです。

川崎医療福祉大を会場としてお借りできたのは、川崎医科大学衛生学の大槻剛巳先生のご尽力があったた

めです。大槻先生は10年以上前からみずしま財団のフィールドワークを医学生の学びとして活用くださり、患者さんの話や公害医療に携わった医師の話を直接聞くという内容を推進してこられました。大槻先生は倉敷大会の実行委員長も引き受けてくださいました。

基調講演には「学びを基点とした地域づくり、人づくり～人は物語を生きる動物～」と題して、船木成記さんにお話しいただきました。分科会は6つのテーマにわかれ、話し合われました。

[1日目]

- ・分科会 14-1 [公害入門] 公害に携わった医師の話を聞く
- ・分科会 14-2 [地域づくり] 多様な主体との協働による公害地域再生をどう進めるか
- ・分科会 14-3 [教育 1] 土呂久公害の経験を伝える

[2日目]

- ・分科会 15-1 [資料] 岡山・倉敷における公害資料の現状と課題
- ・分科会 15-2 [企業] 倉敷市水島における2つの“和解”を考える～公害裁判から協働にむけて～
- ・分科会 15-3 [教育 2] 岡山のNPOによるESDとしての環境学習の授業実践

2日目

最後の行程になる全体会では、倉敷市立短期大学の唐澤克樹先生が進行



公害資料館連携フォーラム in 倉敷フィールドワークにて、倉敷市の環境監視の仕組みの話を聞く参加者（於：倉敷市環境学習センター）

れ、分科会での学びの内容を共有しました。全国から109名が学び合う貴重な機会となりました。参加した大学生や留学生は、最後のまとめの会の中で、公害経験を学ぶことは貴重な学びであること、国を越えて経験を伝えあうことの大事さを述べ、印象深かったです。

2 宮本憲一先生が水島に！

みずしま財団設立20年記念行事の第一弾として、宮本憲一先生を水島にお招き、ご講演いただきました。

10月13日には、バスでのフィールドワーク「宮本先生とめぐる水島の旅」を開催し、宮本憲一先生と一緒に水島をバスでめぐりました。



開会挨拶をする石田正也理事長

講演会

10月14日には、水島公民館にて講演会を開催、60名の方が集まって、宮本先生のお話を聞きました。戦前の公害対策を戦後の企業が学ばなかったという指摘、さらには拠点開発方式の失敗への指摘は鋭いものでした。

講演会の終わりには、今後は地域の人々の学習が大事であることを強調され、「みずしま滞在型環境学習コンソーシアム」に期待を寄せられました。学び合いには水島だけでなく全国的な地域開発・地域づくりの学習も必要なことや、学習会をオープンな形で行って、内外から集まって、外国の人にも来てもらって開くこと。さらには倉敷の文化と結びついた水島の発展を提起され、住民参加・住民主体が何よりも大事であることを強調されました。

なお、宮本憲一先生の講演記録をブックレットとして作成中です。3月中旬に完成予定で、準備を進めております。詳細は事務局までお問合せください。



宮本憲一先生講演会の様子（於：水島公民館）

3 増刷「真実が勝った日～倉敷公害訴訟を闘った医師たちの記録～」(B5、340 ページ)

20 年記念行事の一環として、通称「赤本」と呼ばれる上記冊子を増刷をしました。医学論争の実相を知るためにぜひ、一読いただければと思います。公害の歴史の学習や研究にお役立ていただき、地域の未来を切り開く活動に生かしてほしいと、第2版の「はじめに」で、水島協同病院院長・みずしま財団理事里見和彦氏が述べています。こちらも詳細は事務局へお問い合わせ下さい。

4 地域における COPD 対策推進事業

慢性閉塞性肺疾患（COPD）の患者さんの早期発見、予防、呼吸リハビリテーションの普及啓発にとりくんでいます。倉敷市保健所、倉敷市連合医師会、医療従事者等と検討会を設置し、連携して肺年齢測定や講座

などを実施しています。今年度は、患者さん向けにスポーツウェルネス吹矢体験を実施しました。

おわりに

気候変動により、毎年、各地で自然災害が起きています。岡山県倉敷市でも 2018 年 7 月の西日本豪雨被害の経験があり、私どもがこれまで実施してきた環境学習の中に、防災・減災教育を位置づけて実施していく重要性を感じています。2020 年度、高校生・公民館と協力して実現していく予定です。

電話：086-440-0121、FAX：086-446-4620

URL：webmaster@mizushima-f.or.jp

<https://www.mizushima-f.or.jp>

ブログ随時更新中

〔5〕 あおぞら財団 2019 年度活動報告

公益財団法人 公害地域再生センター（あおぞら財団）
事務局長 藤 江 徹

2019 年度も、地域再生まちづくり、資料館・研修センター、国際交流など様々な活動に取り組んだ一年でした。ここでは、活動の一部を紹介させていただきます。

◆ 生活の中に防災を！ にしよど親子防災部

南海トラフ地震や地球温暖化の影響で、災害のリスクが高まっています。大阪市西淀川区は、海や川に囲まれ、地盤沈下の影響で海拔 0m 地帯となっており、災害に対して脆弱な地域です。防災においては災害を自分事としてとらえることが大事ですが、日々の生活の中で「防災」は後回しになりがちです。特に、子育て世代は、防災に対するニーズが高いにも関わらず、近

所とのネットワークが切れていたり、避難訓練に参加しづらかったりして、防災に取り組めていないという現状があります。

そこで、あおぞら財団が事務局をしている「にしよど親子防災部」では、親子が一緒に楽しく学びながら、防災に取り組んでいます。今年度は災害グッズづくり、防災食の試食や非常時のトイレ体験、防災デイキャンプなど、様々な取り組みを行いました。参加者からは「一人ではなかなか取り組めないことに取り組むことができた」、「日ごろから防災に役立ちそうな情報やグッズが気に係るようになった」、「災害に対して気軽に話し合える仲間ができた」といった感想がありました。次年度以降も、子育て世代も含めて地域の人みんなで共

に防災を学びあい、育てあえる環境づくりに継続して取り組みます。



にしよど親子防災部のメンバーで、液体ミルクなど防災食の試食会

◆ 「御幣島芸術祭・みてアート2019」開催 ／ものづくり×アート

大阪市西淀川区は、「公害のまち」と呼ばれた時代を経て、「ものづくりのまち」と「住まいのまち」が一体となった新たな魅力をもつまちとして歩んでいます。そんな西淀川区の人たちがアートをきっかけに交流するイベントが「御幣島芸術祭・みてアート」です。6回目の昨年は、メイン会場のもと歌島橋バスターミナルで、11月1日～5日まで「工のまちのアート」をテーマに11組のアーティストが区内のものづくり企業や団体とコラボレーションした作品を展示しました。2日と3日の2日間は、区内の店舗や施設、事務所、銀行など34ヶ所がアート展示やワークショップ、スタンプラリーの拠点となり、のべ約3,500人が参加しました。



メイン会場・もと歌島橋バスターミナルにてアーティストの皆さんと記念撮影

◆ 西淀川公害の現場でフィールドワーク 研修・見学の受入をおこなっています

西淀川公害、その後の地域再生の活動について学んでいただこうと、あおぞら財団では研修や見学の受入をおこなっています。2019年度は、医療従事者、NPO、

大学のゼミ、小学校・中学校・高等学校の授業、企業、司法修習生、環境省、教職員、中国の環境NGO、公害関係団体など、さまざまなグループの方々に、研修を受けていただきました。

国道43号、工場群、淀川河川敷堤防、大野川緑陰道路、デイサービスセンターあおぞら苑、姫里ゲストハウスいこね&くじらカフェ、歌島橋交差点などを見てもらうことで、少しでも、この西淀川地域を体感していただけたらと思います。また、公害で被害を受けた人たちの生の声を聞いてもらおうと、「西淀川公害患者と家族の会」のメンバーに「語り部」としていつも協力をいただいています。西淀川公害のことを知ることで、

現在、私たちが直面している課題の解決や未来に向けての対策につなげていく、そのような学びの場にできたらと思っています。



姫里ゲストハウスいこねにて、四日市市からの研修受け入れ

◆ 第7回公害資料館連携フォーラム in 倉敷

あおぞら財団が公害資料館ネットワークの事務局となって、7年目になりました。この間、各地の公害資料館との交流を通して、各地の公害の違いや強みを学びあい、自分たちの活動に生かしてきました。2019年度は、岡山の水島の大気汚染公害を取り上げ、公害資料館連携フォーラムを開催することとなりました。フォーラムの実行委員長は、川崎医科大学の衛生学教授の大槻剛巳先生が引き受けてくださいました。10年にわたってみずしま財団が川崎医科大学の学生のフィールドワークの研修を受け入れてきた縁があったからです。フォーラムの会場は川崎医科大学系列の川崎医療福祉大学で実施しました。

12月13日（金）に水島コンビナートをめぐるフィールドワークを行いました。日中のバス見学では、裁判の原因企業の一つであるJFEの工場見学と産業医を中心とした職員の体力づくりの取り組みを学び、夜には

水島コンビナートのナイトクルーズを行いました。12月14日15日は基調講演と分科会（資料・教育・企業・地域づくり・公害入門）が開催されました。

みずしま財団が行ってきた地道な地域づくり・環境教育の成果を見せる場となり、様々な立場の方々がゲスト講師として登壇してくださいました。裁判後20年経過するなかでの時代の変化、みずしま財団の公害地域再生の積み重ねを共有する場となったかと思います。



フォーラムの開会挨拶をする大槻剛巳先生

◆ 子ども自転車教室が広がっています。

あおぞら財団では「脱クルマ社会」を目指して、自転車まちづくりに取り組んでいます。2016年にデンマーク式自転車教室プログラムを学んだのをきっかけに、市民自転車学校プロジェクト（CCSP）をスタートさせ、2018年に法人化、あおぞら財団が事務局を担っています。特に、未就学児の子ども達を対象にした自転車教室は各地（京都市、堺市、滋賀県、大阪市阿倍野区など）に広がっています。また、奈良西養護学校の協力による障がい児向けの自転車プログラムの開発、視かく障がい者の方

々とともにタンデム（二人乗り）自転車の普及活動など、新たな自転車文化の担い手を育んでいます。



堺市での子ども自転車教室の様子

公益財団法人公害地域再生センター（あおぞら財団）

ホームページ：<http://aozora.or.jp/>

（活動紹介など随時更新中）

(基地騒音)

〔1〕第2次新横田基地公害訴訟 報告

弁護士 小林 善 亮

1 これまでの経過

2013年3月26日、横田基地周辺住民が航空機の飛行等の差止めと、過去・将来の損害賠償を求めて提訴しました（第2次新横田基地公害訴訟）。原告数はその後の追加提訴を含めて約1078名となっています。地域は東京都と埼玉の8市1町にまたがっています。

横田基地の飛行騒音については、1976年から裁判がたたかわれてきました。これまで、夜間早朝の飛行差止めと将来請求は残念ながら認められてきていません。しかし、2005年の新横田基地公害訴訟控訴審判決は、「騒音被害に対する補償のための制度すら未だに設けられず、救済を求めて再度の提訴を余儀なくされた原告がいる事実は、法治国家のありようから見て異常の事態で、立法府は、適切な国防の維持の観点からも怠慢の誇りを免れない」と長年にわたり騒音を放置した国の姿勢を厳しく指摘し、1年間に限り将来の損害賠償を認めました（将来請求は最高裁で否定されました）。

その後も、横田基地の騒音は収まっていません。そればかりか、2012年には、横田基地に自衛隊航空総隊司令部が移駐し「自衛隊横田基地」が設置されました。日米共同統合運用調整所も新設され、日米一体化が進み横田基地の機能強化がなされました。さらに、パラシュート訓練も行なわれ、2018年10月には、CV-22オスプレイ5機が正式配備されるなど、周辺住民は、騒音被害の増大や墜落や落下の不安も抱えています。

2 2017年第一審判決

2017年10月11日、東京地方裁判所立川支部において、第一審判決が言い渡されました。飛行差し止めと将来にわたる賠償請求は残念ながら認められませんでした。また、70W地域の原告については、75W以上の地域ほ

どの騒音や被害が認定できないなどとして過去分の損害賠償請求も認めませんでした。他方、75W以上の地域に住む原告については、違法な騒音被害に曝されていることを改めて認定し、賠償額をこれまでの裁判から3割程度増額しました。国が強く主張している住宅防音工事の効果は、部屋数に関わらず10%の賠償額減額の効果しか認めませんでした。国の姿勢についても、「被告が騒音による権利侵害を少しでも抜本的に解決しようとする努力を十分に果たしているとはいえない」として、騒音を放置してきた国の怠慢を厳しく指摘しました。

3 東京高裁でのたたかい

原告側と国側の双方が控訴し、舞台は東京高裁に移りました。東京高裁では、裁判長の訴訟指揮のもと、結審までの審理計画をあらかじめ立てて審理が進行しました。2018年5月の第1回期日から1年足らずの2019年1月に結審を迎える集中審理でした。

高裁では新たな取り組みとして低周波音被害の立証に力を入れました。横田基地では従前から大型のプロペラ輸送機とヘリコプターが常駐しており、原告から圧迫感や振動等の低周波音による被害と思われる訴えがありました。さらにオスプレイの飛行による振動被害の訴えが原告から強く出されていました。この被害を可視化すべく、琉球大学の渡嘉敷准教授に低周波音の測定・分析を依頼し（第9次横田基地騒音訴訟原告団と共同）、さらに、原告宅に測定器を持ち込んで4度にわたり独自調査も行いました。その結果、低周波音による物的影響や身体的影響について、環境省が定めた参照値を上回る低周波音が発生していることが明らかになりました。

4 2019 年高裁判決

2019 年 6 月 6 日に言い渡された高裁判決の結論は一審判決を踏襲したものでした。しかし、判決内容にはいくつかの点で前進面がありました。

まず、オスプレイの飛行について、「その安全性に懸念を表する見解がある」ことや「特に騒音を訴える者も少なからずいる」と指摘し、オスプレイが配備されたことを踏まえ、告示コンター策定時とは騒音状況が変化している可能性があることを認めました。低周波音被害については、弁護団の測定資料に基づき、横田基地周辺に環境省の参照値を超える低周波音が観測されていることと、当該低周波音による物的及び身体的影響が生じている可能性を認めました。さらに高裁判

決は、低周波音による被害が住民に生じる可能性があることを踏まえ、国が大規模測定調査を行い、その影響等について検討結果を公表し、対策を講じることが望ましいとの趣旨の判示を行いました。

5 たたかいは最高裁へ

原告らは、飛行差し止めと将来請求の実現を求め最高裁に上告及び上告受理申し立てを行いました。米軍の活動について、国民に被害が発生していてもこれを是正しようとしめない日本政府の姿勢と、第三者行為論や将来請求の否定によって、この日本政府の姿勢を追認する司法の在り方を追求し、静かな空の実現するために引き続き奮闘する決意です。

〔2〕第三次嘉手納基地爆音差止訴訟 報告

弁護士 川 津 知 大

1 第三次嘉手納基地爆音差止訴訟に至る経緯及びその内容

1982 年に提訴された第一次嘉手納基地爆音差止訴訟は、1994 年に第一審判決が、1998 年に控訴審判決がそれぞれ言い渡されました。

また、2000 年に提訴された第二次嘉手納基地爆音差止訴訟は、2005 年に第一審判決が、2009 年に控訴審判決がそれぞれ言い渡されました。

上記各判決は、いずれも、嘉手納基地から生ずる爆音を違法と認定し、国に対し損害賠償の支払いを命ずるものでしたが、差止については第三者行為論により認めませんでした。そのため、第一次訴訟の提訴から、現在まで、既に 35 年もの期間が経過していますが、嘉手納基地から生ずる爆音は、相変わらず、沖縄県内に轟き続け、住民に生活妨害や睡眠妨害、健康被害を及ぼし続けています。

私たちは、沖縄に静かな夜を取り戻すため、2011 年 4

月、那覇地方裁判所沖縄支部に対し、総勢 2 万人を超える原告が第三次嘉手納基地爆音差止訴訟を提訴しました。

2017 年 2 月 23 日、第三次訴訟の第 1 審判決が下され、原審は国に対し過去最高の賠償額を認めましたが、差止については代わらず第三者行為論を採用し、これまでと同様違法な爆音を放置しました。

これを不服として、2017 年 3 月 8 日、福岡高等裁判所那覇支部に対して控訴を申立て、2019 年 9 月 11 日、判決が下されました。

高等裁判所は、原審の判断を後退させ、合理的な理由もなく原審が認定した損害賠償額を減額し、変わらず第三者行為論により差止を認めませんでした。

これまで、裁判所は嘉手納飛行場から生ずる爆音を違法と度重なる判断をしているにもかかわらず、違法な爆音は放置され続けています。米軍機の爆音被害は、ただうるさいということに留まるものではなく、健康被害をもたらす、戦争の恐怖や墜落の恐怖まで思い起こさせる

ものです。最近では、2017年12月7日には幼稚園に米軍機の部品が落下し、同月13日には米軍機から小学校の校庭に窓枠が落下する事故が相次ぎ、不時着も頻繁に起こっています。

このような状況に県民の怒りは頂点に達しており、最高裁判所に対して飛行差し止めを求めて2019年9月24日、上告を行いました。

2 第三次嘉手納基地爆音差止訴訟の控訴審判決

2017年3月8日に福岡高等裁判所那覇支部に控訴した第三次嘉手納基地爆音差止訴訟は、2019年9月11日、判決が言い渡されました。

同判決は、原審と同様、米軍機の運航は、日本政府の指揮・命令権が及ばない「第三者の行為」であり、「その支配内になり第三者の行為の差止を求めるものであるから理由がない」として、米軍機の差止め請求を棄却しました。この判決は、過去の最高裁判例や同種判例を無批判に踏襲したものです。このような裁判所の判断は、住民らが、司法に対し、米軍機の騒音による被害の除去や未然防止を求める途を完全に閉ざすものです。後述する対米訴訟を却下し、国に対する差止も認めないのであれば、住民らは誰に求めれば違法な米軍機の飛行を止めることができるのでしょうか。人権の砦であるはずの裁判所は、その責務を放棄したものといえるべきではありません。

また、同判決は、防衛施設庁による航空機騒音区域指定（以下「防衛施設庁騒音コンター」）で75WECPNL以上の地域において発生する米軍機騒音による睡眠妨害、生活妨害、精神的被害等は、受忍限度を超える違法な騒音であるという点では原審の判断を維持する形になりましたが、合理的な理由もなく原審が認容した賠償額を大幅に減額しました。

原審が認容した損害賠償額は、W値75地域で月7000円、W値80地域で月1万3000円、W85地域で月1万9000円、W90地域で月2万5000円、W95地域で月3万5000円でした。

ところが、高等裁判所は、W値75地域で月4500円、W値80地域で月9000円、W85地域で月1万3500円、W90地域で月1万8000円、W95地域で月2万2500円としました。

第二次嘉手納基地爆音差止訴訟において認容された額や、全国水準を上回るものであるとはいえ、原審が違

法な爆音が放置され続けている状況に鑑み認容した損害賠償額であるにもかかわらず、高等裁判所が合理的な理由もなく大幅に減額した点は不当であると言わざるを得ません。

3 対米訴訟判決

2019年9月11日、第三次嘉手納爆音差止訴訟と同日、米国政府を相手に飛行差止と損害賠償を求めた、対米訴訟の控訴審判決が言い渡されました。

同判決は、原審と同様、「受入国の同意に基づき同国に駐留する外国の軍隊の主権的な行為につき裁判権免除を与えるという限度で国際慣習法が存在することは明らかである。そして、本件訴えが対象とする合衆国軍隊の航空機の運航等は、その活動の目的ないし行為の性質上、外国である被告の軍隊の主権的行為であることは明らかである」として、「本件訴えについては、裁判権を欠く」として訴えを却下しました。

この判決は、日本国の同意に基づき日本国に駐留する米国軍隊の航空機の運航等について周辺住民らの訴えは裁判権を欠くと結論付け、周辺住民らが米国に対して被害除去を求める途を絶ってしまいました。それにとどまらず、民事裁判権法の適用を否定しており、同法の存在意義を無意味なものとしてしまう判断をしました。

対米訴訟判決は、日本国政府追従、引いては米国追従の判決で、裁判所は司法の責務を放棄したとの誹りを免れません。

この対米訴訟に対しても、第三次嘉手納基地爆音訴訟と同様に、既に福岡高等裁判所那覇支部に対して控訴しており、2019年9月24日、上告を行いました。

4 今後の活動

2019年9月24日、対日及び対米訴訟いずれについても上告を提起し、現在最高裁判所の判断を待っているところですが、飛行差し止めを求めて、最高裁判所に対する運動を行ったり、署名を集めて提出する予定です。

また、同時並行的に、第4次訴訟についても提訴する準備をしています。爆音が放置される状況がこの先も続く限り、我々は戦い続けます。

〔3〕 普天間爆音二次訴訟控訴審判決報告と三次訴訟に向けて

弁護士 赤 嶺 朝 子

1 後退した控訴審判決

昨年の議案書の原稿執筆時は、控訴審が結審後、判決待ちの状態であったため、控訴審判決に期待したいと記載した。

しかしながら、2019年4月19日に下された控訴審判決は原審を後退させる内容であったのみならず、損害賠償額は一次訴訟の控訴審を後退する内容であった。

(1) 被害の矮小化と損害額の減額

控訴審判決は、原審が認定した被害について所どころでその内容を後退させた。

例えば、原審は、高血圧症状のリスクに関し、普天間飛行場の航空機騒音によって血圧の上昇及び高血圧症状のリスクが高まっていると評価することができ、血圧上昇及び高血圧発症のリスクの増加は当該地域で生活するに当たって決して軽微とはいえない、と判断した。これに対し、控訴審は、本件飛行場に航空機騒音により、血圧が上昇することがあり、ひいてはこれによる高血圧症状の発症をもたらし危険性がある状況で生活しなければならない状況にある。血圧上昇等の発生等の精神的苦痛による被害の程度は、生活妨害に伴う被害等に若干加味する程度のものととどまるとみるのが相当であるとした。

また、慰謝料額の算定の項目で、原審が騒音及び低周波音に暴露されることによって、原告らには様々な日常生活の妨害、精神的苦痛、睡眠妨害、高血圧発症のリスク増大という被害を被っていると判断したのに対し、控訴審は、「低周波音」を削除し、「高血圧発症のリスク増大」を「血圧上昇等の発症への不安感」に変更した。

慰謝料額は、W75は4500円（原審7000円）、W80は9000円（原審1万3000円）とそれぞれ原審を大きく下回り、一次訴訟の控訴審判決で認定された額よりも下回った。

控訴審は、違法性を検討するにあたり、原審の「今日に至るまで、アメリカ合衆国又は被告による抜本的な被害防止対策が取られ」ていないと認定した部分をわざわざ削除し、単に一次訴訟の判決が確定し

ているにもかかわらずという表現に修正した。また、原審が一次訴訟確定以降も、被害漫然と放置されている点について考慮すべきと判断した点についても、控訴審は削除した。

控訴審は、以上のとおり、判決の至るところで、原審の判断を後退させた。

一次訴訟で航空機騒音は違法であると判断された以降も、爆音被害が軽減されず、むしろ、オスプレイ配備により悪化したといえるにもかかわらず、慰謝料額が後退させたことは、控訴審は爆音の被害を直視していない現れといえる。控訴審は至るところで原審の判断を後退させ、控訴審は被害よりも「安全保障の問題」として捉えているように窺える内容である。

(2) 上告

差し止め及び普天間飛行場提供協定の違憲無効確認の点については、現在上告中である。

2 第三次訴訟に向けて

第三次訴訟は年内に提訴予定で準備を進めている。

ところで、普天間飛行場の爆音被害に関し、現在、我々の訴訟団以外に、飛行差し止めを求めないグループが2つあり、その内1つは第2次訴訟が係属中で、もう1つは原告募集の段階である。現在原告募集を行っているグループ（法律事務所）は大規模に宣伝を行っていることもあって、その法律事務所と我々の訴訟団と混同して、訴訟団に問い合わせがある。中には、これまで訴訟団に加入していない方で、お金だけをもらっても被害はなくなる、飛行差し止めが認められなければ、爆音被害はなくなる、として、第3次訴訟の加入を希望する方もいる。

しかし、多くの市民にとって、飛行差し止めを求める我々訴訟団と、飛行差し止めを求めないグループの差異を正しく理解することは容易ではない。このため、第3次訴訟の原告募集にあたっては、差し止めを求める意義や訴訟団・弁護団の活動を市民に広く届くよう工夫が必要である。

(水俣病)

〔1〕 ノーモア・ミナマタ第2次国賠熊本訴訟の現状と展望

ノーモア・ミナマタ第2次国賠熊本訴訟弁護団
弁護士 板 井 俊 介

1 2022年3月の一審判決へ向けた 高岡尋問の実施

現在、熊本地裁民事第二部（佐藤道恵裁判長）に係属しているノーモア・ミナマタ第二次訴訟は、2022年3月の判決言い渡しに向け、立証手続を積み重ねている。その皮切りとして、本年1月29日に実施された第31回弁論では、原告側証人として高岡滋医師の証人尋問が行われた。

なお、本年3月23日に予定されていた高岡医師に対する被告側反対尋問は、今般の新型コロナウイルスの余波を受け5月28日に延期されたが、今後とも、判決に向けた尋問に全力を挙げることになる。

2 すべての水俣病被害者への賠償実現のため

2013年6月20日、水俣病不知火患者会の会員48名は、チッソ株式会社、国及び熊本県を被告として、総額2億1600万円（原告1名につき450万円・慰謝料400万円と弁護士費用50万円）の賠償を求めて、熊本地方裁判所に提訴した。

国及び熊本県に対して、水俣病の拡大責任を認めた2004年10月15日の水俣病関西訴訟最高裁判決の後、「すべての水俣病被害者救済」を求めたノーモア・ミナマタ国家賠償等請求訴訟は、2011年3月、約3000名の原告が勝利和解を勝ち取り終結した。

しかし、いわゆる水俣病特措法の審査では、到底取得できないような過去の書類の提出がなければ、「曝露要件充たさず」として検診もせず非該当とされるなど、特措法の非該当処分はおよそ正当性なきものであった。にもかかわらず、熊本県・鹿児島県は環境省の意向に従い特措法の非該当処分に関する不服申立手続（異

議申立）さえ認めないという暴挙に出た。

また、国が、2012年7月、患者団体の強い反対を押し切り特措法の申請期限を締め切ったことにより、未だ申請に踏み切れなかった潜在被害者が多数残された。

さらに、2013年4月16日、最高裁は、2名の水俣病患者を認定すべきとして、国の認定制度の運用を断罪したが、その後も認定制度の改善が見込める状況ではなく、認定制度において被害者が救済されることも困難である。

一方で、熊本における水俣病の原因企業チッソは、水俣病特措法におけるいわゆる分社化の手続途上にあるが、被害者を放置して加害責任を免れさせるわけにはいかない。

2020年5月1日には、水俣病は公式確認64周年を迎える。

原告らは司法の場において、地域や年代での不合理な線引きを突破し、「すべての被害者救済」を実現すべく、本訴訟を通じて「司法救済制度」を確立し、裁判所に救済対象者の判断権を与えた上で、一時金のほか、月々の療養手当、医療費の支給を含む3点セットによる賠償を勝ち取ろうとするものである。

3 環境省による日本神経学会に対する照会問題

ところで、2019年1月の第27回弁論において、国側は、日本神経学会による「メチル水銀中毒症に係る神経学的知見に関する意見照会に対する回答」なる書面を証拠提出した。

これは、①「水俣病のような神経疾患は神経内科医による診断が必要である」から原告らに関する共通診断書は信用できない、②水俣病のような「メチル水銀中毒症では症状の変動はみられない」から症状の変動

がある原告らは水俣病ではない、③メチル水銀曝露後長期間経過してから水俣病が発症することはない、という内容のものであり、まさに訴訟の争点に関するものである。

長年にわたって争われ、十分に解明されたわけでもない水俣病に関する争点について、学会内での見解の統一も図られないまま、一部の会員によって作成されたものである。

これに対して、ノーモア・ミナマタ被害者弁護団全国連絡会議として、2019年1月28日付けで公開質問状を提出したのに対し、日本神経学会が行った回答によれば、「環境省から平成29年から学会として意見を出すことについて当時の代表理事（高橋良輔氏）が口頭であった」「ワーキンググループで作成した文書を理事会で承認した」「『意見』は定説に基づいて作成されているため、必要な教科書や資料以外に論文は引用していない」「訴訟に関しては学会は一切関知していない」というものであり、無責任というほかない文書である。

これは、国が国に都合のよい「専門家」を巧みに利用し水俣病行政を進めてきたことの現れである。国が認めた専門家の意見・見解であるから医学的根拠が示されていなくても正しいという国の水俣病行政におけるスタンスそのものである。

「学説は学会レベルで統一できるものではない」にもかかわらず、日本神経学会が被告国の意見照会に対しあたかも学会の総意であるかのような回答をしたことに憤りを禁じえない。

2019年1月25日の第27回弁論において、村山雅則弁護士が行った意見陳述では、「日本神経学会は、水俣病に関わりを持とうという態度を示したからには、水俣病特措法の結果を真剣に分析・検討すべきです。特措法の救済措置における一時金等対象の該当者は、熊本県と鹿児島県で3万人を超えています。一時金等対象に該当するためには、公的検診、すなわち国が指定する神経内科専門医の検診を受け、四肢末梢優位または全身性の感覚障害の所見が得られないといけませんので、一時金等対象該当者が不知火海沿岸で3万人を超えたということは、神経内科専門医が四肢末梢優位または全身性の感覚障害を認めた人が不知火海沿岸に3万人以上もいたということになります。」「国は、日本神経学会と密に連絡を取り合える関係をいかして、特措法の結果の分析・検討こそ依頼すべきなのではないでしょうか。」と真正面から批判した。

かつて薬害イレッサ訴訟でも同様の事象が起きたというが、このような現状において、法廷の内外を問わず、国の姿勢を批判し、日本神経学会の不誠実な態度を乗り越えることが要求されている。

4 追加提訴

現在、熊本訴訟は、第13陣追加提訴まで終え、原告団は1,550名となった。

多くの追加提訴では、その約8割が対象地域外、あるいは、昭和44年以降に生まれたため対象外となる者であり、さらに、自分の身体被害が水俣病に基づくものであることを知った時には、すでに水俣病特措法の締め切り（平成24年7月31日）後であった者も含まれている。

このように、対象地域外、年代の制限、特措法の不当な申請打ち切りなど、水俣病特措法の運用の不当性を通じて、水俣病問題が孕む多くの論点が本訴訟で問われることになる。

5 世論の現状と一審判決後を見据えて

2020年3月13日、私どもとは別個の訴訟を展開している水俣病被害者互助会訴訟において、福岡高裁は、原告8名中3名を水俣病被害者と認めた熊本地裁判決を取り消し、原告ら8名全員を水俣病ではないとする逆転敗訴判決を下した。同判決は、原告8名のうち2名は、胎児期や幼少期にメチル水銀暴露を受けたとはいえず、残る2名については高濃度のメチル水銀暴露はあったと認めつつ、症状が他疾患による可能性がある」と指摘して原告ら全員を水俣病ではないとしたものである。これ以上ない不当判決であり、「原告らを含む多くの被害者に毛髪水銀値などのデータが残っていないのは、行政がやるべき調査をしなかったせいだ。そのことで被害者が不利になるとすれば余りに酷で、これまでの水俣病訴訟の判例からも大きく外れた判断ではないか。水俣病事件の歴史的経過をきちんと踏まえた判決とは思えない」と厳しく批判されている（熊本日日新聞令和2年3月14日朝刊）。

同判決が、熊本地裁での私どもの訴訟に対する影響を意識したものであることは明らかであり、私どもは、さらにこの不当判決に対する批判の世論を喚起する必要がある。

一方で、近時、アメリカ映画俳優として著名なジョニー・デップが企画主演して、写真家ユージーン・スミスを演じた「Minamata」がベルリン国際映画祭で上映されるなど、水俣病問題が決して我が国だけのことではなく、産業発展の負の側面として世界共通の普遍的な問題であるとの社会的認識は高まっている。

私たちは、今後、2022年3月の一審判決に向けて全力を挙げるほか、一審判決の後、いかに世論喚起をして控訴断念につなげるかという歴史的使命を負っている。

関係各位のご理解、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

〔2〕 全ての水俣病患者の救済に向けて、 「ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟」

ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟弁護団 事務局長
弁護士 井 奥 圭 介

1 2011年3月のノーモア・ミナマタ第1次訴訟の勝利和解により、ノーモア・ミナマタ近畿訴訟においても、300名近い原告が救済を受けることができた。その後は、特措法の申請並びに判定結果を見守る状況が続いたが、その特措法の申請が2012年7月末に締め切れ、近畿においても、申請が間に合わなかった患者や、非該当の通知を受けた患者の存在が明らかになってきた。

2 そして、2013年6月の熊本におけるノーモア・ミナマタ第2次訴訟の提訴を受けて、近畿においても第2次訴訟提訴に向けての動きが始まり、2013年12月1日には大阪と名古屋において、同月7日には岡山において、裁判を希望する患者に向けた説明会を開催し、3会場合わせて30名以上の患者が出席した。

3 2014年に入ってから、検診の態勢を整えるために、民医連への要請を行い、5月17日には民医連近畿水俣病集団検診実行委員会が再結成され、6月29日に同実行委員会による1回目の集団検診が大阪市西淀川区内ののぞと診療所で実施された。その受診者

の中から19名が第1陣の原告となり、2014年9月29日に大阪地裁に提訴し、民事9部に係属した。

4 そして、2015年2月6日には、大阪地裁の202号大法廷において初回口頭弁論が開かれ、原告2名が証人席に立って被害を訴えた。これにより、ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟が動き出した。

5 その後、原告は、2019年2月26日までに12回にわたって追加提訴がなされ、現在、原告総数は134名を数えるに至っている。また、裁判の口頭弁論も、2020年2月21日に20回目の期日が開かれ、既に主要な主張は終えている。

6 また、個別原告の不知火海産魚介類の摂取状況、水俣病の症状や被害等の立証のため、2018年12月の弁論期日から、毎回30名程度の原告の陳述書を提出し、原告全員の分を提出し終えた。

そして、今年は、7月1日の期日に原告側医師の証人尋問を実施することが決まり、いよいよ証人尋問

が始まる。

次訴訟をてこに、熊本、東京、新潟の他の水俣病訴訟と連携して、「県外被害者を含めた全ての水俣病被害者の救済」という目的を実現したいと考えている。

7 近畿弁護団は、このノーモア・ミナマタ近畿第2

〔3〕 ノーモア・ミナマタ第2次新潟訴訟のたたかい

新潟水俣病弁護団 団長
弁護士 中 村 周 而

1 はじめに

2020年1月20日、今年最初の弁論が開かれた。弁論に先だって第17陣原告1名の提訴があり、提訴原告が合計156名となった。2013年12月の第1陣提訴から6年余が経過したが、この間、15名の原告が亡くなられた。原告の平均年齢は71歳を超え、裁判に出席できない原告も増えている。「生きているうちに救済を」の声はまさに切実なものとなっている。

これまで原告は、法廷で度々訴訟促進を訴えてきたが、19年11月21日の弁論では、1陣から4陣までの原告を分離して審理し、あわせて水俣病の総論証人の尋問に入り、21年末までに4陣までの原告について結審を求める意見陳述を行った。これについては2で詳述する。

被告の国と昭和電工から個別原告についての準備書面の提出が続いているが、これに対する反論も重要である。原告は次回3月11日の弁論から個別原告に関する被告の反論書面に対する原告の反論を開始し、裁判所が分離判決の方針を明確に打ち出すよう求める予定である。これについては3で詳述する。

20年1月20日の弁論では、準備書面を提出して原告の疫学に対する国の反論主張に反論し、あわせて阿賀野川流域の阿賀野市の曝露地域の救済割合についての意見陳述を行った。これについては4で詳述する。

2 4陣までの原告について審理の分離を求める

18年7月12日の弁論で、裁判所は原告の反対を押し切り、国と昭和電工が申請していた原告の医療機関に対するカルテ等の取り寄せ申請を採用した。国と昭和電工は、取り寄せたカルテ等をもとに個別原告の主張に対する反論書面を作成することになった。反論書面の提出は、19年9月19日から始まったが、毎回の弁論で提出される昭和電工の書面は10名分程度であり、昭和電工に関する限り全原告についての反論が終了する時期は現時点においても不明である。

弁護団は原告団とも協議し、訴訟促進のためには分離判決が必要であることを裁判所に訴えることにした。そこで、19年10月31日付け訴訟進行に関する意見書を提出し、この意見書に基づいて19年11月21日の弁論で、訴訟促進のため、①原告のうち1陣から4陣までの原告52名を分離して審理すること、②被告らは20年4月末までに52名の原告に関する個別反論準備書面等の提出を終え、原告らはそれに対する反論を同年8月までに終えて個別原告に関する主張等を終了すること、③20年3月から水俣病に関する総論証人の尋問を行い、現地検証を実施し、すみやかに個別原告に関する証人尋問と原告本人尋問を行い、21年末までに結審を目指すことを求める意見陳述を行った。

この日の弁論に先だて行われた進行協議で、国は審理の分離の提案に反対したが、昭和電工は反対せず、裁判長は「検討する」ことを言明した。

3 審理の分離に向けての当面の課題

20年1月20日の弁論で、国は個別原告の反論書面を32名分（累計で57名分）、昭和電工は10名分（累計で25名）提出してきた。昭和電工の提出分はいずれも4陣原告までのものである。

裁判所は、審理の分離については「検討する」という姿勢で、明言を避けているが、4陣までの個別原告の反論書面の出方や、これに対する原告の反論書面がいつ時までに提出されるかを注目しながら、一定の時期に審理を分離するかどうかの判断を示すものと考えられる。

原告は、次回3月12日の弁論で、病像論総論の準備書面と個別原告の主張に関する総論的な準備書面を提出し、あわせて水俣病の総論証人の証人申請と現地検証申請書を提出する予定である。そして、次々回5月21日の弁論で、被告らの個別原告の反論書面についてある程度まとまった数の原告についての反論書面を提出する予定である。

4 明らかになった阿賀野市の曝露地域の救済割合

20年1月20日の弁論で、原告は、疫学に関する国の主張に反論する準備書面を提出し、あわせて阿賀野川流域の阿賀野市の曝露地域の救済割合についての意見陳述を行った。

意見陳述では、阿賀野市の各地域（字単位で26地区）の公健法認定患者、95年政治決着による総合対策医療事業一時金対象者、水俣病特措法一時金該当者の各人数が新潟県からの調査嘱託に対する回答で明らかになったこと、65年（昭和40年）当時の人口が判明している9地域について各地域の全住民に占める患者（救済対象者）が極めて高い割合になっていること（とくに分田、千唐仁、小浮、小松、嶋瀬、布目地区は21%から58%という極めて高い割合）、この救済対象割合（有病率）は熊本の高岡滋医師が報告した水俣市の濃厚汚染地区の対象割合と同じ程度の極めて高い割合であることを指摘し、阿賀野市の曝露地域の多くの住民が水俣病の救済対象になっていることを明らかにした。

〔4〕 ノーモア・ミナマタ第2次国賠東京訴訟の状況

ノーモア・ミナマタ東京弁護団 団長
弁護士 齊藤園生

1 2つの裁判体で審理が進行

東京訴訟では、2018年1月に第5陣の併合を拒否した東京地裁民事10部の3人の裁判官を忌避し、最高裁まで争った結果、半年以上裁判は空転した。結果として忌避は認められず、2018年秋から10部での審理は再開となった。一方、5陣以降の原告らの事件が継続した42部の事件も、2019年4月に第1回弁論が開かれた。

10部と42部が並行して審理が進行するので、およそ2カ月ごとに交代で期日を指定してもらうようにしている。そのため、それぞれの事件でいうと、およそ4カ月に1回、年間では3回程度しか期日が開かれず、か

なりゆっくりした進行とならざるを得ない。

10部では、2019年11月の弁論から、鈴木正紀裁判長から徳岡治裁判長に交代し、新しい裁判体で審理が継続することになった。

また2020年1月27日（42部での第3回弁論期日の日）には、第7陣4名の追加提訴を行った。原告らの思いは「全員一緒に10部で審理してほしい」というもので、あえて10部での併合を求めた。しかし、10部の徳岡裁判長は現状での10部での併合は難しいとし、第7陣は42部の事件に併合されることになった。

現在、原告数は10部で1陣から4陣の67人、42部は5陣から7陣まで19人、合計86人である。

2 疫学を中心とした主張

先行している10部の事件では、再開後、原告側はメチル水銀汚染と症状との因果関係の立証に、疫学的知見を活用すべきであるとの主張を中心的にしてきた。新潟水俣病についての平成29年11月29日東京高裁判決は、疫学的知見を有力な間接事実として、因果関係を判断していると評価できる。この判決を最大限参考にすべきであることを主張し、津田敏秀・岡山大教授の3分冊の意見書を提出し、疫学が因果関係判断の重要な間接事実であること、個別原告の因果関係判断にも用いることができることを主張してきている。原爆訴訟等では活用された疫学的因果関係の考えは、こと水俣訴訟では、なかなか裁判所に認めてもらえない、という経過があるが、ここをどこまで認定させるか、が1つの対決点になると思われる。

さらに、原告らの症状が確実にあるとの心証を裁判所にとってもらうことが重要だろう。国は、日本神経学会に意見照会を求め、神経学会からの回答を証拠として提出した。回答の内容は、神経系所見は神経内科の認定医でないと困難であるとか、遅発性の水俣病というのは医学的に考え難いとか、症状が変動するのは水俣病では考えにくいなど、従来の方の主張そのままの回答であった。それもそのはずで、国からの意見照会は「(国は)……と考えていますが、貴学会はどう考えますか」式の照会で、要するに国の見解にお墨付きを与えろ、と言わんばかりの照会であった。内容的にも手続的にも回答書は問題である。今後原告側は、医師意見書等で、原告らの症状が水俣病に基づくことを立証していく。

3 熊本・近畿に引き続いて判決を求める

すでに熊本では2020年1月から、近畿でも7月から、原告側の高岡医師の尋問を皮切りに、人証調べが始まる。さらに熊本では2022年3月までの判決を裁判所が明言しているが、本件の解決には、熊本、近畿、東京での、連続した勝利判決の積み重ねが必要であることからすれば、前記2地裁にそれほど遅れない時期に、判決を求めていくことが必要だろう。

弁護団では、遅れている陳述書作成に力を注ぎ、あと1年をめどに原告側の主要な主張を終え、被告の反論への再反論をへて、証拠調べに入りたいと思っている。

この訴訟は、「すべての被害者救済」を合言葉に、取り残された水俣病被害を救済するため提起した訴訟である。個人的には水俣病をめぐる、今度こそ最後の闘いになると思っている。

(リニア新幹線公害)

リニア中央新幹線訴訟の現状

弁護士 共同代表
関 島 保 雄

第1 ストップ・リニア中央新幹線訴訟の提起とその後の経緯

2016年5月20日、リニア中央新幹線沿線住民を中心とする北は北海道から南は九州までを含む原告759名が、国を被告にして、2014年10月17日に国土交通大臣が全国新幹線鉄道整備法（以下全幹法という）に基づいて行ったJR東海に対するリニア中央新幹線の東京名古屋間の工事実施計画（その1）（主として土木工事）の認可取り消しを求める行政訴訟を東京地裁に提訴して約3年半が経過した。JR東海も国側の参加人として訴訟に参加している。

その後、国土交通大臣が、2018年3月2日、JR東海に対し、全幹法に基づいて、リニア中央新幹線の東京名古屋間の工事実施計画（その2）（主として電気設備関係工事）の認可を行ったので、この認可取消を求める訴訟を2019年3月13日第2次訴訟として原告67名で提訴した。この二つの訴訟は現在併合されいずれも東京地方裁判所民事第3部（行政部）で審理されている。

裁判は、これまで18回の弁論が行われ、東京から愛知県まで1都6県のリニア沿線住民の被害の予測と環境影響評価手続きの杜撰さを裁判所で明らかにしてきた。

現在、静岡県知事は、リニア中央新幹線トンネル工事でトンネル内に湧水する全量を大井川水系に戻さない限り工事着工に同意しないという立場でJR東海と対峙している。

このためJR東海は静岡県内のトンネル工事に着手できない状況が続いている。其の他の都県でも残土置き場の確保が進んでいないため、工事の進行は予定より大幅に遅れている。2027年までの名古屋開業は困難である。特に残土捨て場の確保は容易ではない。台風に

よる残土置場の崩落の危険性など静岡県のような戦いを他の県でも取り組めば、リニア計画が白紙になる可能性は高い。

第2 工事費の負担問題

工事費用約10兆円はJR東海が全額負担するという前提で工事計画は認可された。しかし、その後国は名古屋大阪間の工事を8年前倒しするという名目で国の財政投融资から3兆円がJR東海に低利子で貸与された。全額JR東海が工事費用を負担するという認可の前提が崩れた。リニア中央新幹線は国の工事と同列となった以上国民の監視を受けざるを得ない事業となった。

第3 裁判での法律的争点

1 原告の主張

工事計画認可手続きの違法性と環境影響評価手続きの違法性。

- (1) 工事計画の認可など諸手続きは鉄道事業法によるべきで全幹法に基づく手続は違法である。具体的には①既存の新幹線とネットワークを形成できず全幹法の対象事業ではない②民間のJR東海が建設を進める点で「新幹線」とは言えない③経営の健全性、需要供給の見通し等本来鉄道事業法に基づく厳格な諸手続きをすべきにも関わらず全幹法の簡易な手続きで認可をしている④輸送の安全性を欠く。超伝導方式自体未確定な技術で安全性が確保されていない上に、トンネル構造の為、直下型地震の際の危険性、事故及び事件発生時の乗客の避難対応など安全性の確保が不十分

(2) 環境影響評価法違反

- ① 建設する施設などの具体性を欠いたまま環境影響評価が行われ違法である。駅などの構造、非常口の構造等も抽象的、車両基地、保守基地も抽象的で具体的な構造は不明である。
- ② 工事計画認可後に具体的な工事計画を明らかにしたり、計画を認可後に一方的に変更して事後アセスで済まそうとしている。全体で約 6358 万 m³もの巨大な残土が発生するが、重大な環境への影響を与える残土処分場は殆ど決まっていなのに工事計画を認可した点で手続きが違法である。

具体的事例

ア 相模原市の関東車両基地の具体的概要を示されたのは認可後。

イ 大井川源流部の毎秒 2 トンの減水対策は、環境アセス段階はトンネルからの湧水のポンプアップ案で大井川に戻すから環境影響はないとしていた。工事計画認可直後に導水路トンネルを掘り約 12 km 下流の大井川に自然流下で約 7 割復水し、残り 3 割はポンプアップするという案に一方的に変更。しかもその後ポンプアップで戻す約束も撤回するなど曖昧な態度を続けている。

ウ 大井川源流部での 360 万 m³の残土置場は、工事計画の認可後に燕沢に高さ約 65m、幅 300m、長さ約 600m の巨大な盛り土をする案を提示して事後アセスで済まそうとしている。大井川源流部に重大な環境悪化を与える危険性が高い。

2 国や JR 東海の主張

(1) 原告適格の不存在の主張

原告らに原告適格が無いので訴えを却下すべきと主張している。

輸送の安全性や南アルプスの自然の保護を要求する権利は、個別原告の権利ではなく、国民一般公益の問題ありで原告適格を有しない。不動産の権利者も、工事認可段階では不動産の権利を侵害するものではないので原告適格が無い。生活環境等人格的利益の影響に関しても、全幹法の手続きには沿線住民の生活環境を配慮する

手続規定が無いので、原告適格が無い。

- (2) 輸送の安全性、経営の健全性、需要見通しについては、本件認可以前の建設主体及び営業主体の指名、整備計画の作成、建設を指示した過程で、輸送の安全性、経営の健全性、需要見通し等鉄道事業法の営業許可と同種の審査が行われている。

(3) 施設の特定性について

新幹線は長大で、施設等の熟度が至っていない段階で計画を認可することから、特定性は鉄道事業法のように詳細なものは要求されていない。

(4) 環境影響評価における施設等の特定性について

環境影響評価において、施設等の特定性は仮定の施設の形状等で必要な範囲の環境アセスを行っているので問題はない。環境保全措置に関しても国土交通大臣の広範な裁量が認められている。

第4 裁判所は原告適格に関して中間判決を下すと決定

裁判所は昨年 12 月 20 日の弁論で 3 月 30 日に原告適格に関する中間判決を出す旨を決定した。原告を絞ることで立証範囲を狭めようとしている。

どのような中間判決になるのか、例えば輸送の安全性や南アルプスの自然を護る原告だけを切り捨てるのか、土地立木等不動産の所有者も切り捨てるのか、生活環境の影響を受ける原告の中で一定の距離範囲以外の原告まで切り捨てるのか、今後の裁判の闘いは重大局面を迎えた。

(薬害裁判)

〔1〕薬害ヤコブ病訴訟大津訴訟 報告

薬害ヤコブ病訴訟（大津訴訟）弁護団
弁護士 中 島 晃

1 薬害ヤコブ病全面解決とたたかいの到達点

- (1) 1996（平成8）年11月、大津地裁に我が国で最初の薬害ヤコブ病訴訟が提訴された。硬膜移植が原因で、CJD（クロイツフェルト・ヤコブ病）に罹患した患者谷たか子さんとその夫が、硬膜の輸入販売を承認（許可）した国とこれを輸入して販売した企業などを相手どって提起された損害賠償訴訟がそれである。

その後、薬害ヤコブ病訴訟は東京地裁にも提起されたことにより、大津と東京の2つの裁判所に係属することになったが、提訴以来5年4月を経て、2002年3月25日、原告・弁護団と厚労大臣、被告企業らとの間で「確認書」が調印され、全面解決が図られることになった。

- (2) 同日、大津、東京両地裁で、判決対象原告について、和解が成立した。

和解内容は、①患者1人当たり一時金として平均6000万円を支払う、②国は全ての患者に対して、1人当たり一律350万円を負担する、③1987（昭和62）年以降に移植手術を受けた患者に対しては、350万円の外に一時金の3分の1を国が負担する、というものであった。これは、国の負担で全ての被害者の救済を実現するという点で、積極的な意味をもつものである。

この第1次和解で、11名について和解が成立した後、大津地裁では順次、和解が成立し、2007（平成19）年3月まで、第2から第18陣までの和解成立により、この時点での提訴患者42名全員について和解が成立した。

しかし、その後も新たな患者の発症が判明した

ので、その都度、新しく追加訴訟を提起し、現在まで57名の患者について訴訟を提起している。

2 大津訴訟の昨年1年間の経過

2018（平成30）年1月に提訴した第29次訴訟（患者1名）と同年7月に提訴した第30次訴訟（患者1名）について、裁判所で和解協議が行われた。

3 この1年間のたたかいと今後の課題

- (1) この1年間、弁護団は未和解患者の早期和解成立に向けて、奮闘してきた。しかし、被告らは、さまざまな理由をつけて和解成立を遅らせてきた。弁護団はねばり強く努力を積み重ねる中で、これまで提訴患者55名について和解成立を勝ちとったが、なお2名の患者については、いまだに和解が成立せず、現在に至っている。

- (2) ヤコブ病は、硬膜移植から発症まで期間が20年を超えるケースもあることから、今後も発症する可能性のある患者も残されており、引き続き潜在患者の掘り起こしが必要である。このため、サポート・ネットワークを中心とした相談活動が今後必要とされている。また、薬害ヤコブ病の患者家族と遺族の精神的ケアも含めてサポート活動を更に充実強化していくことが重要であり、この点で、医師・研究者や看護師、メディカルケースワーカーなどとの連携協力が必要とされている。

- (3) さらに、薬害ヤコブ病訴訟で「確認書」が調印された以降、肺ガン治療薬イレッサの副作用によっ

て、我が国で既に 800 人以上もの死者が出るなど、深刻な薬害の発生がいまも続いている。

今年は薬害ヤコブ病の確認書調印から 18 年を迎える。この機会に、あらためて、薬害ヤコブ病の教訓を多くの人々に伝え、2 度とこうした悲惨な薬

害を繰り返してはならないという警鐘を鳴らすことによって、薬害根絶に向けて引き続き監視を強めることは、今後ますます重要な課題となっている。

〔2〕薬害ヤコブ病訴訟報告

薬害ヤコブ病東京訴訟原告弁護団 事務局長
弁護士 阿 部 哲 二

1 薬害ヤコブ病訴訟は、クロイツフェルト・ヤコブ病（以下「ヤコブ病」という）という不治の病の病原体に汚染されたヒト乾燥硬膜製品「ライオデュラ」を脳神経外科手術で移植され、後にヤコブ病を発症した被害者・家族が国やドイツのメーカーである B ブラウン社などに損害賠償を求めた訴訟である。1996 年 11 月に大津地方裁判所に提訴され、1997 年 9 月には東京地方裁判所にも提訴が行われた。

2001 年 7 月に大津、東京の両地方裁判所から和解が勧告され、2002 年 3 月 25 日、原告団と被告国及び被告企業らとの間で薬害ヤコブ病問題の全面解決に関する「確認書」が調印され、同日、両地方裁判所で患者 20 名の「第一陣和解」が成立した。

2 その後も、大津、東京の両地方裁判所では確認書にもとづく個別和解や追加提訴が続きましたが、2017 年 7 月までに両地方裁判所に係属している合計 136 名すべての患者の和解が成立して一旦訴訟手続が全て終了した。

3 薬害ヤコブ病は、ヒト乾燥硬膜からヤコブ病発症までの潜伏期間が 29 年超となっており、2017 年の訴訟の終結は、全ての解決ではなくその後、大津で 2 件、東京で 1 件、新たに訴訟を提起した。

現在、和解交渉中であるが、感染の原因となった脳外科手術から既に 30 年前後の時が経過し、医療記録の保存などで問題もでている。

原告弁護団としては、引き続き体制を解くことなく、被害救済に取り組んでいく。

4 2020 年 3 月の状況

2020・3 現在			
	東京	大津	計
提訴済患者	82	57	139
和解患者	81	55	136
未和解	1	2	3

〔3〕 HPV ワクチン薬害訴訟

薬害ヤコブ病東京訴訟原告弁護団 事務局長
弁護士 阿 部 哲 二

1 訴訟

2016 年 7 月、HPV ワクチン（「子宮頸がんワクチン」）の副反応被害者は、国と製薬企業 2 社（グラクソスミスクライン社・MSD 社）を被告とする損害賠償請求訴訟を、東京・名古屋・大阪・福岡の各地方裁判所に、一斉に提訴しました。

この訴訟は、国と企業の責任を明らかにして、賠償はもとより、被害者が将来にわたって安心して生きていけるようにすることや再発防止を実現することをめざしています。

HPV ワクチンは、HPV（ヒトパピローマウイルス）の感染によって起こるとされている子宮頸がんの予防を目的として開発されたワクチンです。

日本では、2009 年にサーバリックス（グラクソスミスクライン社）、2011 年にガーダシル（MSD 社）が承認されました。そして 2010 年には公費助成の対象となり、2013 年の 4 月から中学生・高校生に対する定期接種が行われました。

しかし、深刻な副反応報告が相次ぎ、同年の 6 月から、厚労省は接種の積極的な勧奨を一時中止しており、現在の接種率は 1% 未満です。

2 副反応

ハンマーで殴られたような激しい頭痛、関節痛、しびれ、不随意運動、歩行失調、脱力、睡眠障害、光過敏、視野欠損、嗅覚や味覚の障害、全身倦怠、無月経、そして、学習障害、記憶障害など、多様な症状が出る場合があります。

一人の被害者が複数の症状をもち、多くの場合、時とともに重層化します。治療法は確立していません。進路の変更を余儀なくされ、将来の見通しが立たない被害者が多数います。

同様の被害は海外でも報告されています。

子宮頸がんは、検診により、癌になる前の細胞の異常状態を早期発見・早期治療できれば、予防することが可能です。

HPV ワクチンを接種しても、子宮頸がん予防のため

には検診を受ける必要があります。

検診は、安全で、ウイルス型による限定もなく、がんの発生率や死亡率を下げる効果が高いことが明らかになっています。

3 国と企業の責任

HPV は、感染してもそのほとんどは自然消失し、がんになるのは、感染者の極一部です（グラクソスミスクライン社は、HPV 感染から子宮頸がんに至る割合を 0.15% としています）。もともとワクチンを接種しなくても子宮頸がんになるリスクは極めて低いのです。

検診という安全な予防手段があるにもかかわらず、有効性が限定的で、深刻な副反応がある HPV ワクチンを承認・製造販売した国と企業には重大な責任があります。

公費助成や定期接種によって接種を勧奨することで被害が拡大したため、この点においても責任は重大といえます。

裁判では、本件ワクチンを承認した責任、ワクチンに公費を助成し積極的な勧奨を行って被害を拡大させた責任、被接種者へ十分な情報提供を行わなかった責任等を追求し、とりあえず 1 人 1500 万円の慰謝料請求をしています。

4 情勢

訴訟は、提訴から 4 年が経とうとしていますがまだ弁論が続いています。

昨年 7 月に追加提訴し、原告は全国で 160 名を超えました。提訴当時未成年だった多くの原告が成人となりながら、就職もままならない状況があります。

産婦人科学会や小児科学会はワクチンの積極勧奨再開を求め、自民党の有志を中心とした再開を求める議連も活動しています。

裁判での解決前に、再び同様の被害が生じかねません。2 月 5 日には参議院議員会館講堂で、被害を知ってもらおうと院内集会が行われ議員本人 20 名、秘書 30 名の参加を得て 250 名以上の集会も行われました。

闘いはこれからです。

(産業廃棄物問題)

九州廃棄物問題研究会報告

弁護士 高 橋 謙 一

- 1 九州廃棄物問題研究会とは、九州各地の廃棄物処理施設に対して、住民・市民の側に立って戦う団体である。現在、主として、①新設産業廃棄物最終処分場阻止、②一般廃棄物処理施設設置・操業阻止、③既設産業廃棄物最終処分場是正、の三つを柱として活動している。
- 2 まず、①に関しては、これまで民間業者の設置は認めさせていなかった。しかしここ数年、住民側に高い立証責任を押し付けることにより、敗訴する事例が増えてきた。これに対して、訴訟で勝つためにどのような活動をしていくかを真剣に検討すると同時に、そもそも訴訟で勝てなくても目的を達成するためにどうすればよいかといういわゆる「運動論」も再検討されている。
- 3 ②については、「公共性」の高い壁に阻まれ、設置・操業の差止に成功はしていない。
しかし、従来から行っている「操業者にプレッシャーをかけ続けて現在の環境を維持できる適正な操業をさせる戦い」はいまだに功を奏しており、操業こそさせているが目立った環境悪化は報告されていない。この戦いは、操業が終了するまでずっと続いていくことになるが、私どもは、住民・市民とともに戦いを継続している。
また、「安全性」の観点に加えて、「必要性」(無駄な公共事業ではないか)という観点から、いくつか住民訴訟を起こしており、新しい切り口として、注目に値する。
- 4 ③については、福岡県旧筑穂町(合併後の飯塚市)の産業廃棄物処分場に対する撤去の義務付け訴訟において、福岡高裁で敗訴した福岡県の上告を、最高裁が却下し、確定した。その後、福岡県は、専門委員会や住民らの意見を聞きながら、措置命令の実行を行いつつある。住民の意見が十分に反映されているとはいえないが、それでも以前よりはましであり、その意味で、「住民参加」が実現し、一定の成果を上げている。

(海・川問題)

〔1〕 熊本県下のダム問題の動向

川辺川利水訴訟弁護団 事務局長
弁護士 森 徳 和

1 川辺川ダム

(1) 川辺川ダム中止宣言と球磨川の治水対策の動向

2008（平成 20）年、蒲島郁夫熊本県知事が、川辺川ダムの中止を宣言した。

これを受けて、国、県、流域 12 市町村により、地域の宝である球磨川においてローカルな価値観を反映した川づくりを行うために、川辺川ダム以外の治水対策の現実的な手法について、極限まで検討し、地域の安全に責任を負う者の間で認識を共有することを目的として、「ダムによらない治水を検討する場」が設置された。「検討する場」は、2009（平成 21）年 1 月 13 日から 2015（平成 27）年 2 月 3 日まで、合計 12 回開催された。その過程で、治水安全度が全国的水準に達しないことが明らかになったため、蒲島知事は、「検討する場」を終わりとし、治水安全度の向上に向けて新たな形で検討を続けていくことが必要との認識を示した。

そこで、「検討する場」は、「球磨川治水対策協議会」と名称を改め、2015（平成 27）年 3 月 24 日から 2019（令和元）年 6 月 7 日まで、合計 8 回開催された。協議会と平行して、九州地方整備局局长、熊本県知事、市町村長により構成される「整備局長、知事、市町村長会議」が合計 4 回開催された。

(2) 球磨川の治水対策 10 案（組み合わせ案）

2019（令和元）年 11 月 13 日に開催された第 4 回「整備局長、知事、市町村長会議」において承認された治水対策 10 案（組み合わせ案）は、次の内容である。

検討対象とされる対策は、引堤、河道掘削等、堤防嵩上げ、遊水地、市房ダム再開発、放水路、宅地のかさ上げ等、輪中堤の 8 つとする。

組み合わせ案は、地形特性や河川の背後地状況から分割した 6 つの区間に分けて検討する。

20～30 年に 1 度の洪水に対応できるように、8 つの治水対策案のうち、引堤、河道掘削等、堤防嵩上げ、遊水地、市房ダム再開発、放水路の 6 案を中心対策案として、目標とする治水安全度に達しない区間は他の対策案で補完（補完対策案）する。補完対策案については、組み合わせも考慮する（複数の対策で補完することもある）。

今後、治水対策 10 案（組み合わせ案）から絞り込みを行うため、市町村間の意見調整を進め、共通認識を形成していく予定になっている。

(3) 球磨川の治水対策の課題

民主党政権は、2012（平成 24）年、特定多目的ダム法に基づくダム建設計画の中止を法律的に解決するため、特別措置法案を閣議決定したが、衆議院解散に伴い廃案となった。そのため、川辺川ダム建設の前提となる球磨川の河川整備基本計画は存続したままである。

蒲島知事は、「私が知事である限り、ダムの復活はない」と明言している。しかし、滋賀など 4 府県知事が中止を求め国が一時凍結した大戸川ダム（大津市）は、滋賀県の三日月大造知事が方針変更を行った結果、再開に向けて動き出している。ダム反対運動を続けている「子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会」の中島康代表は、治水対策をめぐる協議を長引かせるのは、国が再びダムに議論を持っていきたいからではないかと不信感を募らせている。

ダム建設は、政治家個人の意思によって左右される問題ではなく、県民が自らの意思で決定すべき問

題である。

2018（平成 30）年夏の西日本豪雨では愛媛県の野村ダムの緊急放流が行われた結果、肱川で犠牲者が出る被害が発生した。この被害を受けて、国土交通省は、ダムの事前放流の体制づくりを進めている。ところが、球磨川上流域に位置する市房ダムは、放流ゲートの位置が高く事前放流に適しない構造となっている。そのため、総合的な治水対策を講じる以外に効果的な対策はない。

これまでの洪水対策は、流水を川の中に封じ込めることを中心とする対策が採られてきた。しかし、地球温暖化に伴う異常気象が多発する傾向にあるなかで、想定を越えた豪雨には、封じ込め対策だけでは対応出来ない。河川が氾濫しても、人命を守り被害を減らすための対策が不可欠である。

球磨川流域の人吉市では、豪雨時の複合災害に対

応するため、全国に先駆けて事前災害防災行動計画（タイムライン/TL）の策定に着手している。TLは、いつ、誰が、何をするのかを、災害発生時から逆算して時系列にしたがって整理することにより、正確な行動や早めの避難を可能にするものである。

2017（平成 29）7月に発生した九州北部豪雨では、筑後川支流の小河川が相次いで氾濫し、多くの犠牲者を出した。尊い人命を守るためには、国土交通省が管理する一級河川を中心とした治水対策のみならず、住民生活と密接な関係にある中小河川の洪水対策が不可欠である。そして、それを実行あらしめるためには、中小河川も考慮に入れた TL を策定し、住民に周知する取り組みが不可欠である。

ダム建設と結び付けるための治水対策ではなく、流域住民の生命・財産の保護を目的とした住民本位の治水対策を講じる必要がある。

〔2〕よみがえれ！有明訴訟

よみがえれ！有明訴訟弁護団
弁護士 後 藤 富 和

1 国（農水省の異常な抵抗）

多くの国民に衝撃的な光景として刻まれた国営諫早干拓事業の潮受け堤防締め切り、いわゆる“ギロチン”から 23 年になる。

「有明海異変」と呼ばれた深刻な不漁を受けて、諫早湾近傍部の漁民らが原告となって、潮受け堤防排水門の開放を求めて起こした裁判は、一審・佐賀地裁での勝訴に続き、福岡高裁でも勝利し、2010 年 12 月、国は上告を断念して判決は確定したため、国は 3 年以内に開門を履行する義務を負った。

弁護団は毎月のように上京して農水省と面談し、開門とそれに伴う準備工事に関する交渉（意見交換会）を行った。

農水省は、あえて多額の予算と時間をかけてアセス

メントを行い「開門しても漁業環境は改善しない」という見解を公表したり、地元の長崎県を通じて開門反対派に差止訴訟や仮処分を提起させたりするなど、あの手この手で開門義務の履行に抵抗し続けた。

開門反対派の起こした開門差止訴訟・同仮処分では、被告（債務者）である国は、勝つために当然なすべき主張・立証を行わないばかりか、補助参加した我々弁護団の主張すら排斥し、まさに負けるべくして負けた。あろうことか、開門差止本訴では、長崎地裁で国が敗訴判決を受けると直ちに控訴権を放棄して差止判決を確定させるなど、「非開門」のために、なりふり構わぬ暴挙をとり続けてきた。

2 露骨な“忖度”司法

長崎地裁や福岡高裁も、国の意向を汲んだ訴訟指揮や不当判決に固執するなど露骨な“忖度”司法を行っている。

長崎地裁の和解協議では、「開門・非開門ではない第三の道」などと言いながら、開門履行請求権を放棄する代わりに再生事業への基金を創設する「基金案」（要は開門請求を放棄する“手切れ金”である）を和解指針として押しつけ、その指針に固執し続けた。協議の中で「基金案」では紛争解決が図れないことをどれだけ疎明しても、両者の言い分を聞いて、歩み寄らせるような「通常の和解協議」は行われなかった。

福岡高裁も同様で、よく意見も聞かないうちから「基金案以外に解決の道はない」などと断言し（那覇地裁の「辺野古移設以外に解決の道はない」と一緒である）実質的な和解協議を行うことができなかった。

挙げ句の果てに、最高裁で確定していた間接強制金の支払いについても、国が提起した請求異議訴訟に対して、2018年7月30日、福岡高裁は国の請求を認容する不当判決を言い渡した（一審佐賀地裁は国の敗訴）。

国の逆転勝訴の理由は、控訴審の終盤で突如国が主張し始めた「2013年8月に、すでに勝訴原告である漁民らの漁業権は消滅している（その後の権利と法的同一性はない）」という前代未聞のものであった。すなわち、2010年12月の福岡高裁開門確定判決は、はじめから、履行期限である2013年12月を前にして失効するものであった、という理屈である。

なりふり構わず間接強制金の支払いを止めようという国の意向を“忖度”した裁判所が、司法の独立などかなぐり捨てた結果の判決であった。

3 最高裁判決～闘いの舞台は福岡高裁へ～

2019年9月13日、最高裁第二章法定は、諫早湾干拓潮受堤防の開門を命じた2010年12月の福岡高裁判決に基づき間接強制への請求異議訴訟において漁業者の上告を認め、国側の請求異議を認めた2018年7月の福岡高裁判決を破棄し、福岡高裁に差し戻した。

今回、最高裁は、福岡高裁が認めた漁業権が10年で消滅するとの国側の主張を違法であると断じ破棄した。

その結果、闘いの舞台は再び福岡高裁に戻ることとなった。

4 勝利への展望～農漁防災共存の開門～

現在、干拓地の営農者が立ち上がり、開門差止訴訟から離脱し、国と長崎県に対し開門と損害賠償を求めて長崎地裁で闘っている。優良農地を造成するとの国と長崎県の宣伝に騙された干拓地の営農者は、寒冷とカモによる食害など厳しい農業を強いられている。農業者もまた諫早干拓を強行による犠牲者である。

今、国がやるべきことは、漁業者、そして農業者を騙し、さらには防災効果があると市民をも騙してきたことを反省し、有明海の再生のみならず、干拓地での農業の発展のためにも開門が必要であることを認め、関係者との話し合いの場を設定することである。

私達は、福岡高裁差戻審を有明海再生の新たな出発点として、漁業者、農業者、背後地住民の誰もが幸せになれる地域社会の再生を目指すべく、裁判のみならず、国会への働きかけ、そして、関係者の話し合いを実現すべく、闘いを続ける。

【特別報告】

石木ダム事件

弁護団 事務局

弁護士 平 山 博 久（福岡県弁護士会）

1 事案概要

石木ダム建設事業は、起業者である長崎県・佐世保市が事業認定申請をした事業である。「起業者によれば」この事業は、長崎県東彼杵群川棚町に存在する川棚川の支流である石木川の上流に石木ダムを建設することで、水道用水が不足して度々渇水被害を受けてきた佐世保市へ十分な水道用水を供給する（利水目的）、及び、石木川の流量調整を行い、これまで度々水害を起こしてきた川棚川の氾濫による水害の軽減を図る（治水目的）等を目的とした多目的ダムを建設するというものである。

2 これまでの経過

- (1) 石木ダム事件は、約 58 年前まで遡るが、途中、長崎県等による運動組織の切り崩しや、機動隊との衝突等もあったが、これまで現地居住者を中心として、世代を超えた説明要求運動の結果、未だ、ダムの本体工事には着手できていない。
- (2) 長崎県、佐世保市を起業者とする事業認定申請は、平成 21 年 11 月 9 日であり、平成 25 年 9 月 6 日、国土交通省九州地方整備局において、事業認定処分がなされた。
- (3) 弁護団が結成されたのは、同年 12 月 5 日である。

3 ダムの必要性がないこと

- (1) 弁護団結成当初は、私たちは、多数回に及ぶ公開質問状を起業者に送り、これに対する説明会を開催させてきたが、徐々に闘いの場が司法に広がっていき、現在に至るが、その前に、利水・治水の

両面から石木ダム事業の公共性がないことについても簡単に触れておく。

ア 利水面

起業者である佐世保市は、水需要予測を水増しさせることによってダムの公共性を作出しており、その他、保有水源評価も現実的に安定的に供給している水源をも不安定水源と位置付けるなど殊更保有水源を過少評価することによって、水が不足するとして、ダムの公共性を作出する姿勢を貫いている。

イ 治水面

治水面においても、川棚川と石木川の合流地点の上下で計画規模設定を 1/30（上流）、1/100（下流）としているなど治水安全度を操作することによってダムの公共性を作出しており、また、1/100 の降雨量による基準点における基本高水流量も違法に引き伸ばし計算をすることで流量を水増しさせており、現実想定されるそれと大きく乖離した流量となっている。

また、起業者は過去の水害の存在を強調することを通じて、治水目的による石木ダムの必要性を強調するものの、すでに川棚川の改修・整備は相当程度進められていることから、過去に発生した水害と同一の降雨・流量があった場合に、改修・整備が進んだ川棚川の現況であれば外水氾濫が起こらないとの結論は起業者も認めているところである。

(2) まとめ

以上の通り、石木ダムは利水面・治水面の両面から必要性のないダムであることが明らかである。

4 司法における闘い

(1) 長崎県による二度の仮処分申立

ア 長崎県は、地権者による説明要求行動が工事の妨害行為であるとして、平成 27 年 8 月 7 日、地権者 23 名を債務者として妨害行為禁止の仮処分申し立てを行い、平成 28 年 3 月、債務者のうち 16 名に通行妨害仮処分決定がなされた。

イ さらに、長崎県は、平成 28 年 10 月 28 日、先の仮処分当事者となっていない 19 名に対して、通行妨害禁止仮処分申し立て、平成 29 年 9 月 29 日、10 名について仮処分決定が出た。

(2) 取消訴訟、差止仮処分及び差止訴訟

ア 私たちは、平成 27 年 11 月 30 日、石木ダムの事業認定を取り消すことを求め、居住者を含む約 110 名が、国を被告・相手方として、取消訴訟及び執行停止申立を長崎地方裁判所本庁に提起し、平成 30 年 7 月 9 日、国の広範な裁量を認めた請求棄却判決が出された。

その後、福岡高裁において、令和元年 11 月 29 日、控訴棄却判決がなされた。その内容は地裁以上にひどい内容であった。

そのため、現在、最高裁での戦いが継続している。

イ また、私たちは、取消訴訟とは別に、さらなる運動の広がり強化を目指して、個人の尊厳・人格権等に基づき石木ダムに関する工事の差し止めを求める仮処分及び本訴を長崎地裁佐世保市に申し立てており、仮処分については、平成 28 年 12 月 20 日、現在、道路工事の一部に着手したに過ぎず、土地の取得や本体工事もなされていないなどとして、保全の必要性がないことを理由とする却下決定がなされ、差止訴訟本訴については、本年 3 月 24 日判決が予定されている。

る。現在、最高裁でこれを乗り越えるための書面を提出する予定であるが、あくまで司法は闘いの一場面ではない。

現実にダムが作られず、居住者が現実に住んでいる限り、58 年前と同じく、居住者は勝ち続けている、その状態を今後も続けるために、どのような手段があるのか、どのような闘いをすべきであるのか、について認識を共有した上、今後も地権者・支援者・専門家と一体となって、勝つまで運動を展開していく決意である。

5 今後の展開と総括

行政裁量を争う裁判においては、最高裁判例で示された広範な裁量というハードルを乗り越える必要があ

【三】特 別 報 告

神戸製鋼石炭火力発電所事件

神戸製鋼石炭火力訴訟弁護団

事務局長 杉 田 峻 介（弁護士法人あすなろ あすなろ法律事務所）

1 神戸製鋼の新設石炭火力発電所問題

株式会社神戸製鋼所（以下「神戸製鋼」）は、神戸市灘区灘浜の神戸製鉄所の敷地内において、出力合計 130 万 kW の石炭火力発電所 2 基（以下「新設発電所」）を増設することを計画し、現在、同発電所の建設を進めている。

公害弁連第 48 回総会議案書 特別報告「神戸製鋼石炭火力発電所事件」（同議案書 83 頁）に記載の通り、本件については、大気汚染物質及び CO₂ の大量排出などによる被害のおそれを理由として、平成 29 年 12 月に公害調停の申立てをし、その後、平成 30 年 9 月に民事差止訴訟、同年 11 月に行政訴訟を提起した。

2 民事差止訴訟の状況

平成 30 年 9 月に神戸地方裁判所に提起した民事訴訟は、新設発電所周辺の住民など 43 名が原告であり（小学生の子どもなども原告となる「次世代訴訟」である）、被告は、神戸製鋼、事業主体となった子会社のコベルコパワー神戸第二及び発電された電力の全量を買取る関西電力の 3 社である。調停段階で申請人となっていた他の多数の住民や関係者は「サポーター」として本訴訟と行政訴訟に協力・応援している。

本訴訟においては、①大気汚染物質（PM2.5 を含む）の排出による健康被害のおそれ、②CO₂ の排出による気候変動による被害のおそれを二本の柱とし、人格権の一内容である「健康平穏生活権」（持続的に清浄な空気を呼吸して健康に安心して生活する権利）、「安定気候享受権」（気候変動の悪影響を最小化可能なレベルにして安定した気候を享受する権利）の侵害を主張し、神戸製鋼らに対しては新設発電所の建設・稼働の差止め、関西電力に対しては発電の指示の差止めを求めている。

いる。これに対し、神戸製鋼らは、「環境への影響はほとんどない」などと主張して、原告らの請求を争っている。本訴訟は、現在、第 6 回期日を終えたところである。

大気汚染に関し、新設発電所の周辺地域は、国道 43 号線や工業地帯に隣接し、過去に深刻な大気汚染公害による影響を受けた地域が含まれる。新設発電所から排出される大気汚染物質の量及び新設発電所の稼働予定期間（30 年以上）を踏まえれば、PM2.5 などによる健康被害のおそれが強く認められる。本件においては、この点に関し、PM2.5 の拡散状況や到達濃度、これにより健康被害が生じることに関する疫学的知見などに関して、本格的な立証の段階に入っている。

気候変動については、新設発電所から年間約 700 万トンもの CO₂ が排出されることに関し、近時の地球温暖化に起因する各種の災害（風水害、酷暑等）による被害が現実化していることも踏まえ、被告らによる CO₂ の排出行為は、人権を侵害する違法な行為であることを強く主張している。この点に関しては、CO₂ の排出と気候変動、これによる災害や異常気象による被害の現実化との関係性に係る科学的知見の確立や、パリ協定の下では CO₂ を大量に排出する石炭火力発電所がもはや社会的に許容されないことなどに関し、精緻な主張・立証を行っている。

3 行政訴訟の状況

平成 30 年 11 月 19 日に大阪地方裁判所に提起した行政訴訟は、国を被告とするもので、原告は 12 名である（気候変動問題に取り組む大学生も加わっている）。

国（経済産業大臣）は、発電所の規制・監督について、電気事業法に基づく発電所の設備の規制権限・個別的な審査及び処分の権限、環境影響評価法に基づく審査

及び処分の権限を有している。新設発電所については、神戸製鋼が電気事業法及び環境影響評価法に基づき環境影響評価（以下「環境アセス」）を行っているが（会社分割により子会社のコベルコパワー神戸第二が承継）、経済産業大臣は、「環境の保全について適正な配慮がなされている」として、環境影響評価書を変更する必要がない旨の通知（＝「確定通知」）をした。この「確定通知」は行政処分であり、適正な配慮を欠くにもかかわらず違法な確定通知（処分）をしたものとして、その取り消しを求めている（取消訴訟。なお、火力発電所については新設について許可が不要であり、一方で、確定通知がなされないと工事計画の届出ができない）。これに加えて、本件においては、電気事業法による規制の不存在（経済産業省令において、火力発電所からのCO₂の排出を規制する、パリ協定に整合する基準を定めていないこと）についての違法確認も求めている（公法上の当事者訴訟）。

本件の行政訴訟のうち確定通知の取消に係る請求は、新設発電所について、これを建設・稼働する前提となる環境アセスの手続・内容を正面から争うものである。国は、国民に対して環境配慮義務を負っているところ、最新の知見に基づき、適時適切にその権限を行使し、国民の生命、健康及び財産等を保護せねばならない。環境アセスにおいては、国（処分行政庁である経済産業大臣）は、事業者の環境影響評価（これに基づく環境保全措置）に関し、事業者において可能な限りの環境配慮をするものであるか（ベストの追及がなされているか）を審査せねばならないが、本件では「フリーパス」というほかない審査がなされている。

本件における主張事項は多岐にわたるが、大気汚染については、本来PM2.5について予測・評価が実施されねばならないのにこれが全く行われていないことなどを違法事由として指摘している。気候変動に関しては、石炭火力を選択する帰結として年間約700万トンものCO₂が排出されるにもかかわらず、これが国のCO₂削減目標と整合しており問題ないと評価されていることの誤りなどを指摘している。また何よりも、計画段階配慮書手続のなかで、燃料種に係る比較検討（構造代替案の検討。たとえば天然ガス火力との比較）を行わず、結果として、「石炭」を燃料に選択することがいかに莫大な環境負荷を生じさせるかを一切比較検討していないことは、まさに環境アセスを骨抜きにするものである。この「代替案検討」の論点は、本件の最大の争点の一つであり、徹底して追及している。

国は、本件の訴訟要件（処分性、原告適格）も争っているが、既に第6回期日を終えた中、本件は本案について本格的な審理が行われている。確定通知の違法性に係る原告らの主張については、国は、「環境アセスは、事業者に、実行可能な範囲での環境配慮をさせるものである」として、新設発電所の環境アセスの内容に何ら問題がないなどと主張してきている。本件は、環境アセスの目的や事業者が行わねばならない予測・評価及び環境保全措置の内容、そしてこれらに対する国の審査の在り方そのものを争点とする、過去に例のない訴訟である。

4 近時の状況と今後の展開

本件については、大気汚染（主にPM2.5）、気候変動（CO₂排出）を2大論点としているが、両訴訟を通じて見えてくるのは、いかに事業者が経済性を優先して平然と環境を犠牲にしようとしているか、そしてこれに対する国の無策と国際的な動き（科学的知見、国際的な取り組み）から見た日本の立ち遅れである。

特に気候変動に関しては、この数年間の世界の動きは著しい。世界各地で気候変動に起因する災害や異常気象が多発し、気候変動による被害が現実化し、そして今後ますます悪化することが懸念される中、世界中の市民が企業、そして政府に対してCO₂削減が急務であると声を上げている。諸外国では気候変動をめぐる訴訟が多数提起されているが、昨年12月には、オランダ最高裁が、温室効果ガスの排出について、2020年末までに1990年比で少なくとも25%削減すべき旨をオランダ国に命じる判決を下すに至っている。

神戸製鋼の新設石炭火力発電所をめぐる本件の両訴訟は、現在、日本における「気候変動訴訟」としても国内外から注目を集めている。なお、本件に続いて、昨年5月には、東京電力フュエル&パワーと中部電力が共同出資して設立した株式会社JERAが横須賀火力発電所内の発電設備を撤去し、新たに出力合計130万kWの石炭火力発電所2基を新設する計画について、確定通知の取消しを求める行政訴訟が東京地裁に提起された。

神戸をはじめ新設発電所の周辺地域の、そしてさらには世界の環境を守るため、本件の2つの訴訟において勝訴すべく、原告らと弁護団は、今後も徹底した主張立証を行っていく。

全国公害被害者総行動実行委員会の報告

全国公害被害者総行動実行委員会
事務局長 中山 裕 二

1 はじめに

総行動実行委員会に参加する諸団体は、この一年間、全国各地で困難をかかえつつもたたかい、貴重な前進をしてきました。

昨年はアスベスト、基地爆音など重要な判決が続きました。

米軍基地訴訟では、第2次新横田基地訴訟の東京高裁判決が、公害総行動2日目である6月5日に指定され、また大気汚染公害の新しい医療費救済制度設立にむけたたたかいは、公害等調整委員会への申し立てがなされ動き出しました。

被害にふさわしい解決と補償のしくみを作るうえで、今年は、国との関係でも重要な年になります。私たちは、精一杯の奮闘をしなければならないと思います。

2 第44回全国公害被害者総行動 (2019年6月5日～6日)

第44回総行動は、情勢を反映した規模と内容で成功をおさめ、これまでの歴史と伝統を引き継ぐことができた」と総括しています。

第44回は、例年の行動に加えて、公害等調整委員会でもたたかう大気の仲間が奮闘しているトヨタ本社前で二日間のまとめの行動を行い、加えて第9行動として第2次新横田基地の東京高裁判決行動に合流しました。まさに総行動の連帯行動の見せ場となりました。

また、温暖化や原発問題など複数の団体が共同しておこなった交渉は、事前の打ち合わせを行いました。その結果、進行など改善をみましたが、さらに円滑な交渉となるよう、今年も要求項目のすり合わせ、事前打合せ、相手方との事前協議などよく準備をしていかなければなりません。

国民署名は、50,563筆で、前年より15,000筆ほど減らしてしまいました。今年は目標を8万筆にしましたので、よく準備をして取り組んでいきたいと思っています。

どのような取り組みをしたかは、行動概要をご覧ください。

3 第45回総行動にむけて

今年は、6月3日（水）、4日（木）の両日にわたって行います。総決起集会は3日午後6時からニッショウホール（虎ノ門）です。

今年は、最高裁を舞台にしたたたかいが原発、アスベスト、基地爆音と目白押しになってきます。それぞれの判決行動やそれにいたる諸行動を協力して行っていきたいと思っています。この中でも大詰めを迎えている建設アスベスト、新たな医療救済制度の確立にむけ公調委でたたかっている大気汚染公害、2022年判決モードに入った水俣病、そして事故後10年目に入る原発事故被害回復のたたかいを前面にすえた行動にする予定です。

4 今後の総行動

公害健康被害補償法（公健法）の認定患者の運動から、現在のわが国の公害・環境問題のたたかいの発展にそった運動に姿をかえていかなければならないと思っています。特に原発被害回復や気候危機の課題にも取り組んでいけるようになれるかどうかがかぎだと思っています。結成以来45年となりますが、初めて取り組むことです。実行委員会では、次回総行動まで時間をかけて、議論をすすめています。

5 おわりに

私たちの要求は、「元の身体を返せ」「あおぞらを返せ」「静かな空を返せ」「海を、川を、山を、返せ」「ふるさと・生業を返せ」といった、正当かつ極めてささやかなものです。ささやかではありますが、人間が人間としての尊厳を保ち、生きていくうえで欠かすことのできな

い要求ばかりです。

この要求こそが多くの国民のみなさんとの接点であり、協力・共同の関係を築いていけると確信しています。私たちの運動は、それぞれが、「この苦しみは私たちだけでいい」「私たちが終わりにする」と次世代に渡さな

いために人生をかけてたたかっています。ここに私たちの運動の源泉があり、最大の強みです。

今年も実行委員会の団結を強め、奮闘していく決意です。

【資 料】

2019 年第 44 回公害被害者総行動デー概要報告

※省庁、企業団体との交渉結果などについて、現在集約中です。取組み全体を通しての内容、評価については後の事務局会議および実行委員会の議論に譲りますが、この概要報告は、各会での総括の議論などに役立ててください。

第 1 日 6 月 5 日 (水)

◆第 1 行動＝環境大臣交渉 11:00

・ 国民署名提出数 50,563 筆 (昨年 65,343 筆、一昨年 39,059)

※署名は、各団体の奮闘により昨年につづき 5 万筆を突破したが目標 80,000 筆には届かなかった。統一地方選の影響も考えられるが、イ病や大気、水俣、薬害、カネミなど従前からの団体の奮闘が目立つ。アスベスト、化学兵器も奮闘、原発関係の奮起を期待したい。

＜実行委員会側出席者＞

- ・ 代表委員 (高木勲寛、袖野直悦、早川篤雄、中島孝)、中山裕二事務局長、水俣病要請 (岩崎明男)、原発被害要請 (伊東達也)、大気要請 (増田重美)、地球温暖化要請 (早川光俊弁)、アセス要請 (上田敏幸)、基地爆音訴訟 (新川清秀)、新潟ミナマタ (山崎昭正)、全国大気弁護団 (篠原義仁弁)、泉南アスベスト (村松昭夫弁)、よみがえれ有明 (國嶋洋伸弁)、ミナマタ弁護団 (園田昭人弁)、公害弁連 (白井剣弁)
- ・ 被害者の訴え (原発・津島訴訟 佐々木茂、大気・東京 石川牧子、カネミ 森田 安子)

＜環境省側出席者＞

- ・ 原田環境大臣、森本事務次官、鎌形大臣官房長、森下地球環境局長、山本地球環境再生・資源循環局長、中井総合環境政策統括官、田中水・大気環境局長、梅田環境保健部長
- ※事前折衝へ 官房長交渉・地球温暖化問題担当・原子力規制庁の位置づけを明確にする

◆第 2 行動＝デモ前行動 12:00 宣伝カー (全労連カー)

- ・ 司会：昼間、補佐 土田 大越、トランペット 松平晃 ※挨拶は省略したが公園管理よりトランペットには抗議あり。
- ・ 主催者あいさつ：昼間 実行委員会事務局次長 ※要員により公園内での整理を行った。
- ◇デモ 12:05 出発 宣伝カー 先頭 (地評カー)、中間 (千代田カー) 参加者数 500 人
- ・ デモ終結点 中山事務局長
- ※大気保健部交渉が 4 号館となったため、東電・政府交渉行き大阪のバスを利用

◆第 3 行動＝政府各省庁交渉 13:30～東電・政府合同交渉／14:00～省庁交渉※時間は交渉ごと異なる 6 省、23 の一斉交渉と東電・政府合同交渉

- | | | | |
|---------------|-----------------|------------|--------------|
| ・ 環境省総合環境政策統括 | 責任者 増田 (大気) | ・ 環境保健部長 | 責任者 上田 (大気) |
| ・ 水・大気環境局長 | 責任者 大場 (大気) | ・ 環境保健部長 | 責任者 高木 (イ病) |
| ・ 水環境閉鎖性海域対策室 | 責任者 塩飽 (瀬戸内) | ・ 自動車環境対策課 | 責任者 御供所 (基地) |
| ・ 自動車環境対策課 | 責任者 高木 (名古屋新幹線) | ・ 特殊疾病対策室長 | 責任者 元島 (水俣) |
| ・ 環境リスク評価室 | 責任者 山本 (化学兵器) | ・ 厚労省薬務局長 | 責任者 中西 (ス全協) |

- ・労働局総務課石綿対策室 責任者 村松（アスベスト）
- ・農水省生産局長 責任者 吉野（カネミ）
- ・農村振興局農地資源課 責任者 馬奈木（有明）
- ・国交省航空局 責任者 中島（第2次横田）
- ・国交省官房総務局 責任者 唐澤（アスベスト）
- ・防衛省 責任者 奥村（第2次横田）
- ・外務省日米安保条約課 責任者 奥村（第2次横田）
- ・食品安全部 責任者 高木（カネミ）
- ・農水省水利整備課 責任者 茂吉（川辺川）
- ・国交省道路局 責任者 橋本（道路）
- ・国土交通省 責任者 茂吉（川辺川）
- ・鉄道局施設課 責任者 高木（新幹線）

◇東電・政府合同交渉 責任者 伊東・菅家（総行動） 参議院議員会館1F 講堂 参加者 250人

◇農林水産省前抗議行動（よみがえれ！有明海訴訟 14:00

*来年は復興庁との交渉を位置付けたい（原発）

*規制庁など交渉参加者が少ないものがあり、特に原発関係者の参加強化など再検討が必要では？

◆第4行動 総決起集会 17:30～20:00 虎ノ門 ニッショーホール（2Fホール）

- ・参加 団体 92団体 796人（舞台上に60人）
- ・司会：山口毅大（大気公害調停弁護団・川崎合同）、堀田恵子（川崎公害患者と家族の会）
- ・責任者：中山裕二、尾崎俊之 演出：大門高子 パワーポイント：大越
- ・基調報告：中山事務局長
- ・連帯あいさつ：尾崎寛直（東京経済大学准教授）、平野祐子（主婦連副会長）
- ・オープニング 橋本のぶよ、松平晃トランペット演奏、森住卓 津島の写真などの上映とトーク
- ・団体を紹介：大気をメインに①イタイタイ病 ②大気 ③建設アスベスト ④ノーモアミナマタ ⑤有明 ⑥薬害 ⑦カネミ ⑧基地 ⑨全国道路 ⑩環境 ⑪化学兵器 ⑫原発被害の報告。＊紹介のみ（⑫公害弁連、⑬川辺川、⑭瀬戸内、⑮名古屋新幹線）
- ・政党からのメッセージ 立憲民主党、国民民主党、日本共産党、社民党、
- ・集会アピール（京谷仁美）、プラスターアピール、フィナーレ「明日は青空」
- *ニッショーホールは次回までで使用不可になる。霞が関周辺で同規模の集会を行うのは困難なため、今後の在り方についての議論をする必要がある。また、次回を周年記念のものにするかの検討が必要。
- *シナリオ完成がギリギリとなり、報告時間に対して再検討を求める作業や司会者との打合せ、パワーポイントの作成が厳しかった。シナリオは半月前までに目途をだす必要がある。動画が不安定なものがあった。
- *文化企画では、橋本のぶよさんと東京・川崎のコーラスを予定していたが、直前にコーラスがなくなった一方、松平さんのトランペット時間との調整など、予定が変更されて実施した。森住卓さんの写真・トークが大幅に超過した。
- *17:30からの交渉参加者会議は、事前の意思統一が弱かったが代表者・参加者の顔合わせを実施。
- *バスの誘導を、正面出口まえに虎ノ門病院の駐車場出口が対面にできたため、注意が必要。
- *懇親会は約80参加、値切ってトントンになったが、70名予約にする。

第2日目 6月7日（木）

◆第5行動 早朝宣伝 8:30～9:30

- ・チラシ 各300×10か所 3,000枚印刷（昨年より200枚増）
- ・場所 ①経団連前、チッソ本社前、官邸前、霞が関、農水省、国交省、外務省、経産省、文科省（以上 ハンドマイク）
- ②東電前 500枚（千代田カー）
- ・参加者 160名
- *運転手確保が困難となるなか9台のハンドマイクと1台の宣伝カーでおこなった。このため、チラシとハンドマイクをニッショーホール受付にて責任者に配布、受け取れない場合は、東電前で手渡すことをこととし一か所を除き徹底した。

*宣伝カー手配や運転ほかについて、後継者をつくり対応していく必要がある。

*今後、小型のハンドマイクでも良しとするところ、なしでも良いところの検討も必要か？

◆第6行動 東電前抗議行動、9：30～11：00

◇東電前抗議行動

- ・司会 土田 補佐（錦織） ・トランペット、多摩川太鼓
- ・発言：原発：中島孝、原発なくす全国連：木下、農民連：斎藤、建設アスベスト：吉田、新横田：中島、総行動：中山、大気：和久利、国公労連：河村、水俣：川端、横須賀：有坂、原発神奈川：松本

◆第7行動 経団連交渉、企業・各省交渉

◇7省6財界・企業へ16交渉

財界	・日本経団連	責任者 菊池	・電事連	責任者 南雲
	・石油連盟	責任者 黒岩	・自工会	責任者 大場
企業 省	・チッソ	責任者 元島	・昭和電工	責任者 高野
	・内閣官房	責任者 長尾	・官房長・地球環境局	責任者 上田
	・文部科学省	責任者 昼間	・原子力規制庁	責任者 橋本
	・厚生労働省薬務局長	責任者 阿部	・経産省産技環境局	責任者 吉川
	・外務省地球規模問題課	責任者 長谷川	・中国・モンゴル課	責任者 大谷
	・国交省道路局	責任者 大越（稔）	・環境再生・資源局	責任者 今野

◆第8行動 まとめ（トヨタ前集会）

◇まとめ行動の準備 11：30 環境省前 地評カー

司会 大島 補佐 総行動 ・トランペット、多摩川太鼓、歌：橋本のぶよ、

◇まとめ行動 12：00 環境省前 地評カー 司会 増田 補佐 池田 大越 参加約 250名

- ・トヨタへの要請行動 中山事務局長、岩崎（水俣病不知火患者会）、角田（全国大気）、菅家（原発）
- ・交渉報告①経団連 菊池（弁）、②大臣交渉 上田、③東電交渉 菅家
- ・まとめの挨拶 中山

*愛知バスに15名、大阪バスに10名を加えていただき、総行動バスに40名を乗せて東電前からトヨタへ移動した。

*高裁前への移動は総行動バス1台で約30名が移動。 *ハンドマイクの9台回収も完了した。

◆第9行動 第2次新横田基地判決行動（東京高裁前）

◇まとめ行動の準備 13：30 環境省前 地評カー

司会 横田 中杉弁護士 ・総行動からの連帯あいさつ 昼間 ・トランペット松平 参加 約200名
横田原告団、全国基地連絡会、総行動、水俣、大気、原発、地球懇ほか参加

*第9行動と位置付けたことで、従来以上に結集がはかられた。

*熱中症対策として水を配るなどの配慮を行った。医療班が1日目が医師1名、2日目医師1名、看護師1名と弱まった。特に1日は看護師の配置をお願いしたい。大きな事故は起こらなかった。

◇まとめ行動 12：00 環境省前 地評カー 司会 増田 補佐 池田 大越 参加 約250名

- ・トヨタへの要請行動 中山事務局長、岩崎（水俣病不知火患者会）、角田（全国大気）、菅家（原発）
- ・交渉報告①経団連 菊池（弁）、②大臣交渉 上田、③東電交渉 菅家
- ・まとめの挨拶 中山

*愛知バスに15名、大阪バスに10名を加えていただき、総行動バスに40名を乗せて東電前からトヨタへ移動した。

*高裁前への移動は総行動バス1台で約30名が移動。 *ハンドマイクの9台回収も完了した。

日本環境会議（JEC）の報告

JEC 理事長・一橋大学名誉教授
寺 西 俊 一

日本環境会議（JEC）は、1979年6月、(1)開かれた「学会」、(2)学際的な「学会」、(3)提言する「学会」として発足し、その後、きわめてユニークなネットワーク型の組織として、今日まで地道な活動を続けています。2019年度は、JEC 発足から「40周年」という重要な節目を迎えました。これを受けて、2019年3月2日（土）・3日（日）に「第35回日本環境会議40周年記念神戸大会」を開催しました。この大会記録は、『環境と公害』誌（岩波書店）第49巻第1号（2019年7月）に特集として掲載されています。

その後における2019年度のJECによる主な取組みは、以下のとおりでした。

- ① 2019年3月30日（土）：公害弁連・JEC・公害総行動実行委員会共催シンポジウム：「責任逃れを続ける国に責任をとらせるために～いかにして国を追い詰めるのか」（於：新宿農協会館）の開催。
- ② 2019年6月18日（火）：JEC事務局の呼びかけによる「福島原発事故の被害救済と復興を検証する会」の発足、同会発起人一同による「共同声明」の発表。
- ③ 2019年6月21日（金）：JECセミナー（JEC主催、協力：原子力市民委員会）「福島原発事故由来の除染土・除染廃棄物問題をどのように考えるか」（東洋大学白山キャンパス）の開催。
- ④ 2019年7月27日（土）：日本弁護士連合会主催＋JEC共催「原発賠償シンポジウム——原発ADRの現状、中間指針の改定、時効延長の必要性について」（於：弁護士会館2階講堂クレオ）の開催。
- ⑤ 2019年10月25日（金）：第4回『環境と公害』市民公開セミナー（「リニア中央新幹線事業を問う」）（『環境と公害』編集委員会＋JEC共催、協力：リニア中央新幹線沿線住民ネットワーク）（於：一橋講堂）の開催。
- ⑥ 2019年11月10日（日）：第5回『環境と公害』市民公開セミナー（「宮本憲一文庫と環境研究の継承」）（JEC主催、共催：金沢大学地域政策研究センター、

環境政策形成史研究プロジェクト、後援：日本科学者会議石川支部）（於：金沢大学サテライトプラザ）の開催。

なお、上記の取組みの主な内容等については、『環境と公害』誌（岩波書店刊）の第49巻第1号（2019年7月）、同49巻第2号（2019年10月）、同49巻第3号（2020年1月）において、それぞれ掲載されていますので、適宜、ご参照いただければ幸いです。

最後に、JEC 準機関誌でもある前出の『環境と公害』誌は、今年（2020年）7月、前身の『公害研究』誌の創刊から数えて「発刊50周年」という大きな節目を迎えます。これを祝して第36回JEC大会を秋に東京で開催する予定です。この大会に向けて、ぜひとも600名以上のJEC会員を実現していきたいと考えています。皆様の周りにおられる方々にJEC入会を積極的にお勧めいただければ幸いです。JEC入会の申し込みは、JECのHP（<http://www.einap.org/jec/>）から。どうぞ、よろしく願いいたします。

道路住民運動全国連絡会報告

～ 45 年目を迎え次世代に何を伝えるか～

道路住民運動全国連絡会（道路全国連）
事務局長 長 谷 川 茂 雄

1 防災・減災をお題目にした 公共事業推進の流れが止まらない

2014 年以降に進められている新たな全総（全国総合開発計画）とも言える「国土のグランドデザイン 2050」では、①急激な人口減少・少子化、②異次元の高齢化の進展、③都市間競争の激化などグローバル化の進展、④巨大災害の切迫、インフラの老朽化、⑤食料・水・エネルギーの制約、地球環境問題、⑥ ICT の劇的な進歩など技術革新の進展などを背景に「対流促進型国土の形成」を構築するとしています。その象徴は「スーパーメガリジェーション」構築としての名古屋圏と首都圏を統合した巨大都市圏造りで、その要は「リニア新幹線」や「東京外環道」をはじめとする巨大公共事業の推進です。

更に「スマートシティ & コンパクトシティ」として地方を中心に進められているのは、中心市街地への公共施設等の集中と周辺エリアの切り捨ての街づくり（中心部への集中と周辺を結ぶ道路などのインフラ整備）です。

東日本大震災以降には「防災 & 減災」が公共事業推進の口実とされ、昨今では地球温暖化の影響による水害対策としてのインフラ整備です。

このような流れの中で、政府予算上でも 2019 年度と 2020 年度は公共事業予算が 7 兆円を超える（補正を含めた場合）高水準で維持され続けています。2020 年度予算では公共事業関係費は総額 6 兆 8571 億円（防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策を含む）が計上されています。

2 節目を迎えつつある住民運動の在り方

道路全国連は 1975 年の第 1 回全国交流集会開催から昨年 2019 年には 45 年目の節目を迎えました。毎年秋

に行っている全国交流集会参加者は、他の運動団体などと同じように高齢化が進行しており、次の世代へ自分たちの運動をどう繋いでいくかも重要な課題となっています。更に、千葉外環道に見られるように各地ではこれまで「不要・不急」の道路計画として取り組んできた対象路線（高速道路、その他）が数多く供用される時代を迎えつつあり、今後の運動の在り方や会（団体）の継続問題も課題として活動を続けています。

3 依然として住民は蚊帳の外

高速道路整備や高規格幹線道路整備計画等は以前には国が勝手に決めていましたが、2012 年度から国は部分的に「計画段階評価」として、住民の意見を反映させて計画を決定する枠組みを進めてきました。しかしその実態は「ゼロ案」が無い代物で、アセスメントでゼロ案を準備しているアメリカやオーストラリア条約で公共事業を監視する仕組みがあるヨーロッパ等諸外国からはかけ離れた「住民参加」の仕組みです。

現に進行している事業では、5 年ごとに「事業再評価」という仕組みがありますが、数字マジックを屈指して費用対効果で「1.0」を下回る事業は殆ど無く、事業再評価は事業推進のお墨付きを与える場となってしまっています。

4 一般道では国策事業とは違った流れも

国の借金が 1000 兆円（2016 年度以降）を超えること等を背景に、高速道路等ではない一般道（国道を除く都道府県道等）では、半世紀以上も前に決定した道路計画の見直しを進めることを国が発信しています。2017 年度と 2018 年度には、政府の骨太方針にも「都市計画道路の見直しの加速」という文言が書き込まれ、道路計画の見直し作業（都市計画法での手続きでの廃止を

含む)が進んでいます(東京都以外)。

特に名古屋市では、県道・相生山線など工事中の道路計画も廃止手続きが行われ、20 有余年に渡る住民団体の活動が成果を勝ち取っています。

5 公害調停での成果も

横浜環状南線に取り組んできた横浜庄戸合同道路委員会の方々が、2011 年から取り組んできた公害調停では、遂に昨年に事業者である「ネクスコ & 国」と調停案の受諾で合意を結びました。主な合意内容は工事計画の変更や継続的な環境調査(主に地下水の調査)です。建設計画を止めるには至りませんでしたが、それまで一切住民側の要望を聞かなかった事業者の態度を変えさせたことは大きな成果といえます。

6 裁判で「裁量権の逸脱」と「違法性」を争う闘いが広がる

法廷での闘いで道路計画を止めた裁判として有名なのは日光太郎杉裁判ですが、それ以外の裁判ではなかなか道路計画を止めるには至っていないのも現実です。道路計画を止めた裁判として福山市の鞆の浦架橋訴訟を系列に入れることも可能かと思いますが、この事案では「公有水面埋立法」が争いの法的根拠でした。

そんな中で、起きている被害を認めさせた裁判としては、2015 年の広島国道 2 号線訴訟高裁判決があります。この裁判では大気と騒音に関して国道沿線住民だけでなく沿線勤務者にも原告適格を認めさせ、現行の騒音環境基準を下回る「室内 40 デシベル未満」でなければ、受忍限度を超えると国に損害賠償を認めさせた事案です。

(騒音の環境基準(屋外・昼間 LAeq70dB・夜間 LAeq65dB)に関し、昼間屋外値 Leq65dB、夜間室内値 Leq40dB を越える場合は、受忍限度を超えて違法である)

更に都内では現在(2020 年 2 月時点)道路裁判(都道)で 8 件、再開発関連で 5 件の裁判が取り組まれています。都内の道路裁判で共通して取り上げているのは、終戦直後に旧都市計画法で決定した際の瑕疵(違法性)を問うものです。

都内の都市計画道路の殆どは旧都市計画法 3 条に基づく手続き(主務大臣之ヲ決定シ内閣ノ認可)が取ら

れておらず、更に当初決定時の図書(図面)も無いというものです。既にいくつかの道路裁判ではこの事案に高裁での判断が下されています(違法ではない)が、裁判を数多く取り組む中で、司法に真つ当な判断を仰ぐ取り組みが続いています。

集 会 ア ピ ー ル

第45回全国交流集会は、横浜市の神奈川県立「あーすぶらざ」で開催され、29団体、78人（延べ115人）が参加した。

当集会の横浜開催はこれまで5回あったが、会場では5年前の2014年10月に続き2回目となった。この間当該地区の横浜環状道路（圏央道）の進捗状況概要は次のとおりである。5年前には当局による土地収用法に基づく事業認定申請に向けた事業説明会が強行された。これに対し住民は意見書の提出、公聴会での意見陳述を行い法的範囲内で本計画の白紙撤回・抜本的見直しを拠り所に抵抗を試みたのである。抵抗も空しく翌15年10月に不本意ながら事業認定された。その後事業説明と工事説明が各工事区域で行われた。連協加盟沿線区域では都市計画決定から20年間にわたり、工事の着工を一切許すことはなかったのである。事業認定決定を契機に連協の運動方針は白紙撤回から大きく転換し、当局の事業認定に基づく具体的な工事に対し厳しく対応し住民の環境への影響や不安を取り除くべく国交省、NEXCO東日本、横浜市と質問回答会議を随時開催し意見交換の場で依頼・要求等を行ってきた。そして今も継続中である。

こうして素案発表から30年以上を経過した現在、建設計画区域全線で工事が着工されることに。この間運動の最大の成果としては30年間高速道路を造らせることなく住環境が守れたことは住民の自負するところである。圏央道では裏高尾をはじめあきる野等々で何十年にもわたって建設阻止の運動が展開されてきたが、横浜を含め数年後に全線開通を余儀なくされることに今なお多くの関係者は忸怩（じくじ）たる思いがあるのではないだろうか。

本集会ではこれまで全国で繰り広げられてきた「住民参加の道路事業」の中で「住民が主人公であったか、何を未来に伝えるか！」をテーマに分科会で取り上げることとした。全国で住民参加の事業を展開してきたが、その中で住民が参加したがうまくいかなかった事例、住民の参加により良かったこと等を踏まえ住民参加への提言など何を未来の運動に伝え、いか

に進めていくかのヒント・助言に少しでもつながればとの思いからの企画であった。これは道路住民運動の現状の問題点を明らかにするとともに将来の方向性と展望を切り拓くことに役立つことを切に願うものである。

近年、大規模な災害が相次いでいる。今年に入っても台風・豪雨による河川の決壊、氾濫など風水害の激甚化は、多くの犠牲者と被害を出したのは記憶に新しい。地球規模での気候変動が影響していることは否定できない。自然災害が多発する日本列島で、国民の命と財産を守ることは政治の要（かなめ）であり、従来の延長線上ではない、防災・減災対策の抜本的な強化が求められるところである。こうした状況のもと公共事業を、これまでのように大型開発・新規事業優先ですすめていいのかが問われている。私たちは、安全・安心の防災・減災対策、老朽化対策を公共事業の基本に据える抜本的な改革が必要だと考える。そして実現化するために全国の市民運動と連帯して国等行政に訴えていくことをここに宣言する。

<公害・地球懇（JNEP）の活動報告>

温暖化・気候変動の被害は「公害」

気候危機・原発被害・公害総行動を一体的な運動に！

公害・地球環境問題懇談会（JNEP）

事務局次長 清水 滯

■ 1990年に結成された公害・地球懇（JNEP）は30年の節目をむかえた。「なくせ公害、守ろう地球環境」の運動目標をかかげ、公害総行動と一体的に活動する目的と役割を担って誕生した。公害弁連結成（1972年）によって1974年にスタートした公害総行動は歴史を重ね45回目をむかえている。この半世紀に及ぶ貴重な歴史と教訓をふまえ、新たな半世紀に踏み出す時期にあたっている。

■ そしてこの一年間は、年々深刻化している地球温暖化による「気候変動の危機感」をもち、「9条改憲・福島復興オリンピック」を最優先させる安倍政権の“政治シナリオ”は許さない！という「運動の緊迫感」をもって活動してきた。

具体的には、①ストップ温暖化！気候正義をめざす運動、②原発事故被害の賠償・復興と原発ゼロをめざす運動、③公害総行動の成功とあらたな前進と発展をめざす運動、の「三つの課題」に取り組んできた。

1 直面している「人類生存の危機回避」を求める新たな運動

(1) 2019年に注目されることは、「気候危機」と「福島原発事故」の深刻な被害を訴える若者の行動が世界を大きく動かし始めたことである。

◇ グレダ・トウィベリさんは、たった一人の「学校スト」を起こし、「私たちの未来を奪わないで！」と気候危機を訴えたことが世界の若者の共感を広げた。9月20日のグローバル「気候マーチ」には世界各国750万人が参加した。公害・地球懇は賛同表明をおこない、東京・国連大学前の気候マーチに参加、全国5000名の若者たちと共

に行動した。

グレダさんはその後も国連気候サミット・COP25・ダボス会議等で「気候危機」を訴え続けている。また日本の若者も「未来ある金曜日」（Friday For Future）として活動を継続し、2月には「気候サミット」を開催。福島の高校生も参加し、「福島県の再エネ100%（2040年）の計画を実現したい」と発言している。

◇ 鴨下全生さんは、原発事故に傷つき、苦しみ悩む被害を訴える手紙をローマ法王に送り、3月に謁見を実現した。公害・地球懇は2019年総会（5月11日）に招きゲスト発言をしてもらい、「JNEPニュース」で紹介した。勇気ある発言が大きな反響をよび各地の集会での発言につながった。また11月のローマ教皇来日の際には、ナガサキ・ヒロシマ訪問に続くTOKYOドーム・ミサで再会。3・11被災者代表としてスピーチの機会を得た。この訴えを受けとめたローマ教皇は帰国機内の記者会見で初めて「原発はやめるべきだ！」と反対を表明し、世界に強いメッセージをおくった。

鴨下さんはその後も「公害旗びらき」（1月10日）でスピーチをおこない、川崎公害「新春のつどい」（2月8日）に招かれるなど、各地で「原発被害」を訴え続けている。

(2) 台風15～19号の直撃を受け、「100年に一度の災害」が毎年起き、年々被害が拡大している。地球温暖化による異常気象・気候変動はいまや「気候危機」の段階ではないか。その被害は自然災害の形をとっているが「公害被害」と位置づける必要があるのではないか。公害総行動実行委員会や

「箱根合宿」の場で意見が一致し、第45回公害総行動のメインスローガンに「気候危機」が位置づけられた。

- (3) しかし、COP25（スペイン・マドリッド開催）は「残念な結果」であった。

「パリ協定」実行に背を向ける安倍政権の姿勢は厳しい批判を受けた。「石炭固執」「消極的な削減目標・対策」に対して不名誉な“化石賞”が与えられた。

このことは同時に、「こうした状況を許している要因は私たち市民運動の不十分さにもある。そう考えなければならないのではないか」と指摘する意見もあり、「原発・石炭から再エネ100%」への転換を求め、いっそう取り組みの強化が求められている。

2 いよいよ歴史的な節目の2020年をむかえた！

- (1) 人類の未来を決める「パリ協定」が実行段階に入る。IPCC「特別報告」の科学的な警告にそって、何としても気温上昇を1.5℃以下に抑える。そのための長期戦略（2050年までに排出実質ゼロ）と2030年までの削減目標と対策（石炭ゼロ）が求められ、気候危機回避は「この10年が勝負」となっている。「パリ協定」実行に背を向ける安倍政権と対峙し、「原発・石炭をベースロード電源」とするエネルギー政策（エネルギー基本計画）と政治の転換が求められている。
- (2) 核兵器の脅威・気候危機が「人類生存の二つの危機」とする認識（世界フォーラム）が共有され、核兵器廃絶・気候危機回避・社会的公正を求める“壮大な共同行動”がよびかけられた。国連NPT再検討会議の際の原水禁世界大会「ニューヨーク行動」（4月24～26日）であるが、私たち日本の市民運動には、世界唯一の被爆国として、3・11原発過酷事故をもとに、ヒロシマ・ナガサキ・フクシマを結び「原爆も原発も、人類は核と共存できない」ことを世界に訴える責任がある。人類の未来にとって2020年は、「気候危機回避・核兵器廃絶・原発ゼロ」に挑む課題が鮮明となり、若者と共に新たな市民運動に取り組む歴史的な節目となっている。

危機・困難をチャンスに変える絶好の機会が目前にある。

3 2020年の運動を新たな前進と発展のチャンスに！

- (1) 「なくせ公害、守ろう地球環境」に取り組んできた公害総行動は世界に例のない“壮大な市民運動”ではないだろうか。公害総行動の歴史的な蓄積を土台に、この前進と発展をめざす取り組みと結び、2030年までの今後10年間をみすえた展望を若者と共に考え、“新しい市民運動”をつくる基本方向の具体化を検討する。
- (2) そのためには「ストップ温暖化・原発被害者支援・公害総行動」の一体的な運動がカギとなる。①気候危機は“いのちに関わる非常事態”をもたらしている。熱中症や台風・豪雨による被害は「究極の公害」であり、②「最大最悪の公害」である福島原発事故被害の賠償・復興と原発ゼロをめざす運動と共に、③「公害の原点」のミナマタ及び大気汚染・有明・アスベスト・薬害・基地等すべての公害被害者の救済を求める公害総行動を一体的に取り組む基本方針を再確認する。
- (3) 具体的には、
- ① ストップ温暖化！気候正義をめざす運動
 - ◇ 今後とも学びを重視し、地域・学園におけるストップ温暖化！の「出前講座・学習のつどい」の取り組みを継続する。新しい市民運動のネットワークを着実に広げる。
 - ◇ 「温暖化対策推進委員会」「政策委員会」の活動を軸に、いま求められている「私たちに何ができるのか？」⇒自治体の「気候変動非常事態宣言」などの適切な提言・提起を検討する。
 - ◇ 「ニューヨーク行動」については、その目的にそって「現地の行動」に連帯しながら、前段に可能なかぎり「参加者を囲む交流会」に取り組むと同時に、「報告集会和報告活動」を本格的に準備する。
 - ◇ 6月の第45回公害総行動と第30回環境・公害セミナー（7月11日）及び秋の諸行動と結び、COP26（11月）に全力を集中する。
 - ② 福島原発事故被害の賠償・復興と原発ゼロを

めざす運動

- ◇ 原発被害者訴訟控訴審が「結審・判決」のヤマ場をむかえている。被害の封じ込め・切捨て政策を強行する「復興オリンピック」キャンペーンとのせめぎ合いが続いているなかで、国・東電の重大な過失責任を明確にした勝利判決をかちとる、賠償・原状回復（復興）の全面解決を迫る運動が展開されている。「東京・首都圏連絡会」の活動に協力し共に取り組む。
 - ◇ 原発事故の賠償・復興を求める第5回「原発と人権」集会 & 第9回フクシマ現地調査（10月3～4日・福島大学の予定）に取り組む。また「地方自治研究」全国集会 & 原発・温暖化分科会（10月3～4日・岩手大学）にも並行して取り組む。
- ③ 第45回公害総行動の成功とあらたな前進・発展をめざす運動
- ◇ 「国策の失敗」を頑として認めず、公害被害者の救済に頑として応じない政府に対して「加害責任」を徹底的に追及し解決を迫る。世界の流れに逆行する政府に対する“外圧”を強め、署名運動を中心に市民参加を広げ、世論の力を支えに、「環境大臣交渉」「東電・政府交渉」「政府・経団連・電事連交渉」などを前進させる。
 - ◇ 公害・地球懇は、会員団体・個人に参加・協力をよびかけると共に、その責任において原発被害者支援東京・首都圏連絡会やeスフト等の市民グループに要求・体制づくりに参画するよう働きかける。また、若者に参加をよびかけ、「総決起集会」でのスピーチを要請する。

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議の活動

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議 事務局長
福 本 道 夫

1 はじめに

2008年12月に「全国基地爆音訴訟原告団連絡会議」（全国基地連）を結成して、10年が経過した。この間、（初めての岩国、新田原を除いて）各地の基地爆音訴訟団は、高裁や最高裁で判決が確定した後に新たな訴訟を立ち上げ、裁判を軸とした運動の中で様々な成果をあげてきた。

2019年度は、8つの訴訟のうち5つで高裁判決が示され、5原告団の裁判闘争は収束に向かっている。と同時に、どこも最高裁に原告の一部が上告しており、裁判所の元締めである最高裁をどのように動かしていったらよいのか、また、次の訴訟をどのように構築していったらよいのかを模索している段階でもある。

2 軍事基地をめぐる情勢・動き

我が国の軍事基地の現状は、総じていえば、機能強化や拡大の一途をたどっている。そのため、軍用機による爆音被害や墜落の危険は増大している。そして、これらの状況は、2019年度も2018年度と比べて大きな変化がない。そのため、今回は報告を割愛するが、沖縄や東京・横田基地で問題になっているPFOS・PFOA問題の経過と現状について、横田基地を例に触れておきたい。

2018年12月10日、沖縄タイムスは、米軍横田基地で2012年～2017年に残留性有機フッ素化合物PFOS（ピーホス）を含む泡消火剤の量が、合計3,161リットル以上漏出していたことを報じた。また、横田基地の調査で、基地内の井戸水から高濃度のPFOSが検出されていること、2016年に基地内井戸から採取した水からPFOSと、類似のフッ素化合物PFOA（ピーホア）を合わせた汚染物質の含有量が最大35ppt（1pptは1兆分の1）だったことがわかった。

なお、米環境保護局の生涯健康勧告値は、PFOS・PFOA合計で70pptだが、米保健当局は2018年6月の

報告書で、PFOSの含有上限を7ppt、PFOAは11pptと勧告している。

また、2005年に京都大学大学院医学研究科などのチームが、横田基地近くの多摩川で最大440pptのPFOSを検出しており、横田基地からの排水を関連付ける論文を「エンバイロンメタル・サイエンス」誌で発表していたとのこともあった。

そして、2019年6月26日、毎日新聞は、米軍横田基地で2010年～2017年の8年間の間に航空機のジェット燃料が流出するなどした事故が134件以上起きていたこと、このうち日本政府・外務省に通報があったのは3件しかなかったことを報じた。これは毎日新聞が米軍の内部資料から情報公開制度を使用して入手したものをまとめたものだった。

さらに、2020年1月6日に東京都の調査で横田基地周辺の井戸2箇所で高度のPFOSとPFOAが検出されていることを朝日新聞が報じた。

これらの水汚染が明らかになっているにも拘らず、日本政府・環境省をはじめ、周辺自治体も対応が鈍いのが実態である。

なお、東京都は米軍に対して、防衛局を通して泡消火剤の使用実態回答を求めているが回答がなく、沖縄では県や防衛局が立ち入り調査を求めているが、拒否されている。

2015年に日米地位協定の環境補足協定が結ばれたにもかかわらず、その実施（立ち入り調査など）ができない日本政府、守ろうとしない米軍を、各原告団や全国基地連は追求していく予定だ。

3 全国の裁判をめぐる情勢と主な争点

冒頭で触れたように、2019年度には5つの訴訟で高裁判決が示された。判決を簡単にまとめると以下の表のようになる。

訴訟名	裁判所	判決日	飛行差止	W 値と慰謝料	将来請求	慰謝料の防音工事減額
普天間	福岡高裁那覇支部	2019/4/16	棄却	月額 75W4,500 円 ～ 80W9,000 円	×	1 室 10%、 2 室目～5% 加算、 上限 30%
新横田	東京高裁	2019/6/6	自衛隊却下、 米軍棄却	月額 75W4,000 円 ～ 85W12,000 円	×	一律 10%
嘉手納	福岡高裁那覇支部	2019/9/11	棄却	月額 75W4,500 円 ～ 95W22,500 円	×	1 室 10%、 2 室目～5% 加算、 上限 30%
岩国	広島高裁	2019/10/25	自衛隊却下、 米軍棄却	月額 75W4,500 円 ～ 95W16,000 円	×	一律 10%
第 9 次横田	東京高裁	2020/1/23	自衛隊却下、 米軍棄却	月額 75W4,500 円 ～ 85W12,000 円	×	一律 10%

※訴訟名は、（上から）第 2 次普天間米軍基地から爆音をなくす訴訟、第 2 次新横田基地公害訴訟、第三次嘉手納基地爆音差止訴訟、岩国爆音訴訟、第 9 次横田基地公害訴訟

※岩国爆音訴訟では、滑走路の沖合移設を理由としてうるささ別の地域が根拠のない裁判所判断で縮小され、慰謝料の減額につながっている。

以上のように、判決は、大きな視点では、慰謝料と防音工事減額において沖縄基準と本土基準の 2 通りの傾向が判決に反映されるようになっている。

また、全国の基地訴訟判決は、過去に 46 回示された判決で、1 回を除いた（差戻し審で原告勝訴）すべてで航空機騒音による被害が違法であると認めているにも拘らず、その原因である飛行差止めも、将来にわたる慰謝料請求も（最終的に）認められていないことが矛盾点であることに変わりはない。

これらの結果は、裁判所が問題解決を図ろうとしない意味では怠慢であり、この矛盾した結果を変えることができないのは原告側の努力不足ということになるのかもしれない。

4 政府への要請行動

全国基地連としての政府交渉は、関係省に対し基地被害の解消を目的とした要求をまとめ・交渉することであるが、過去の政府側の対応がおざなりであることから、いかに実のある交渉にしていくかが課題となり続けている。

今年度は、2019 年 6 月と 2020 年 1 月に外務・防衛・環境・国交の各省との交渉を行った。国側の対応には、相変わらず住民との隔たりを埋めようという努力が見られず、従来の申し入れ・交渉の積み重ねを感じさせないものであった。

5 まとめ

2019 年 9 月に第 1 回開催地の厚木基地周辺で全国基地連第 5 回総会を行った。

今回の総会の中で、全国弁護士から「爆音訴訟の現在と課題」、北大・松井教授から「爆音訴訟での科学的知見の使い方—その限界と可能性—」を記念講演とした。軍事基地による被害からの救済をどのように実現させるか、過去を振り返り未来を見通す中で貴重な学習機会となったことは確実で、次の訴訟を担う人材を育てていく課題を克服することも目標にし、更にたたかいを継続することを、総会で確認した。

なお、厚木基地に続き普天間基地と嘉手納基地周辺で、基地訴訟を慰謝料獲得だけのために暗躍するビジネス訴訟の動きが顕著になっており、これらの動きとどう向き合っていくかもこれからの課題となっている。

環境アセス法の動向

弁護士 藤 原 猛 爾

1 2019年3月末現在のアセス法の実施状況

環境省資料によると、2019年3月末現在で手続実施例の合計は534例、このうち手続係属中の事業は、道路9例、河川2例、鉄道1例、飛行場1例、発電所207例、処分場1例、埋立・干拓4例、面整備1例で合計226例であり、2019年度中に手続きを完了した事業は249例、手続中止が59例となっている。

手続実施例のなかで発電所が207例と多いが、大半は風力発電所の事例である。

2 発電所については、昨年度までに報告した各地の大型石炭火力発電所設置計画のうち市原火力発電所(100万kw・2017年3月中止)、高砂火力発電所(120万kw・2018年4月中止)、蘇我火力発電所(117万kw・2018年12月中止)、袖ヶ浦石炭火力発電所(200万kw・2019年1月中止)等が中止になり、兵庫県条例アセス対象であった赤穂火力発電所の石炭への燃料転換を目指した赤穂火力発電所も2017年1月に中止された。

しかし、神奈川県・横須賀石炭火力発電所(130万kw)、兵庫県内の神戸製鉄所石炭火力発電所(130万kw)ではアセス手続が終了したとして建設工事が進められており、山口県・西の沖山石炭発電所(120万kw)、島根県・三隅発電所(100万kw)等の建設手続が進められている。

さらに、大型の天然ガス火力発電所設置計画も各地で進められているほか、現在のアセス対象規模以下の中小規模の火力発電所の新設、リブレースも各地で進められている。

これらの火力発電所建設計画が設置されることによる大気汚染防止や地球温暖化対策等への悪影響が避けられない状況にある。

3 このような状況においてまた、建設予定地の住民らは、温暖化対策の観点に限らず、PM2.5等の大気

汚染物質の排出、温排水の弊害、農・漁業への悪影響、景観破壊等の高い蓋然性があるものとして、環境保全を確保する観点からアセス手続に参加し、手続を監視するとともにより良い環境の保全の実現に向けた意見提出を重ねてきている。上記の石炭火力発電所設置中止の事例は、住民らによる粘り強い運動の成果である。これらの事例からは、環境影響データのごまかし、設置ありきを前提とした部分的な事業内容の変更等で対応しようとしていることが明らかにされてきている。

4 大規模火力発電所である発電所については、天然ガス、石炭火力を問わず手続の配慮書、方法書、準備書の各段階で環境大臣が意見書を提出する例が多い。これまで実施された各発電所建設計画に関するアセス手続における環境大臣意見の趣旨・骨子は以下のようなものであった。

- ① パリ協定に基づく日本の温室効果ガスの排出削減を目指して戦略的に取り組む
- ② 電力業界全体でCO₂排出削減に取り組む実効性のある枠組みが必要である。
- ③ 2015年に決定された温暖化対策が目標とした2030年度の電力由来CO₂排出量は全体で3.6億トン、石炭火力発電所から排出されるCO₂量は2.2～2.3億トンと推計されたが、2015年度の石炭火力発電のCO₂排出量実績は2.68億トンで、すでに上記排出量推計値を上回っている。
- ④ 平成29年10月現在、約1850万kwの石炭火力発電所の新設・増築計画があり、このままだと2030年度の石炭火力発電所からのCO₂排出量は約3億トンと推計され同年の温室効果ガス削減目標を超過する可能性がある。
- ⑤ その他大気環境、水環境、廃棄物等に対する適正の環境保全措置を講じること。

以上に照らせば、環境大臣は、温暖化対策の観点から発電所設置計画に対してかなり厳しい姿勢で臨

んでいるかに見える。しかし、現在の国の温暖化対策、特に発電所の設置に関する施策は、実効性の担保がないガイドラインに過ぎない。

特に、現在の発電所設置に係る温暖化対策に関する政府の施策は、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長会議・とりまとめ」（2013年4月25日 経済産業省・環境省）及び「電気事業分野における地球温暖化対策について」環境大臣談話（2014年2月8日）によって進められている。その施策に内容は、電力会社の自主的枠組み、省エネ法等による政策、毎年度の対策効果のレビューの実施、CCS（二酸化炭素回収貯留）等の技術開発と導入の検討等といった枠組みでしかない。パリ協定に基づく我が国の目標を達成するかについての実効性確保とはほど遠い状況である。

5 最近、神戸製鉄所石炭火力発電所（130万kw）の設置に関する2つの訴訟、横須賀石炭火力発電所の設置に関する訴訟が提起された。

神戸訴訟は、(1)発電所設置者等に対する①発電所建設差し止め、②発電所稼働差し止め、③発電指示の差し止め等を求めた民事訴訟（神戸地裁、2018年9月14日提訴）、(2)経済産業大臣に対して、A：電気事業法に基づく「神戸製鉄所火力発電所に係る環境影響評価書の変更をする必要がないと認める旨の通知」（電気事業法第46条の17第2項）の取消、B：電気事業法第39条第1項に基づく主務省令に火力発電所からの二酸化炭素の排出規制に係る（パリ協定に整合する）規定を定めないことの違法確認を求め行政訴訟（大阪地裁、2018年11月19日提訴）である。

また、横須賀訴訟（2019年5月27日提訴）は、上記(2)と同様の行政訴訟である。

上記の差し止め訴訟では、原告等の被侵害利益、アセス手続の違法事由等が問題となり、行政訴訟では、原告適格、経済産業大臣による電気事業補に基づく「通知」の処分性、国による条約・批准に基づく二酸化炭素等の規制措置（基準）の設定義務の存否が争点となっているが、その内容と課題の詳細は、当該訴訟の弁護団からの総会報告に譲る。

6 現在、差し止め訴訟が継続している仙台パワース

テーション（石炭火力）では、アセスの対象事業規模を潜脱した事例である。アセス法手続を潜脱しようとする中小規模の石炭発電所の新設・増設計画が増加しているが、いまなおアセス潜脱に向けた制度見直しは実現していない。

7 上記の発電所の設置のみならず各地で公共事業等をめぐってアセス法（アセス条例）違反が争訟上の争点となっているが、アセス法は、実体的な環境保全目標や基準を定めるものではなく、事業実施者による自主的環境配慮のための手続法であるとして運用されている。このため実際の訴訟では、アセス手続を実施したか、手続が適正であったかについてはアセス法が裁判規範とされるが、当該事業計画が予定する環境配慮措置の有効性、環境保全の実行性確保等については、実体環境法の規制要件、開発根拠法が定める許認可要件の解釈、適用に委ねられている。

また、実際のアセス手続の適否については、本来「環境影響に対してベストの対応措置」を採ることを目指した検討がなされたか否かをチェックすべきであるが、代替案や環境影響に対する対策の検討については、当該「事業者の可能な範囲」で検討すればよいとの運用がなされている。換言すれば環境影響への対応は「経済との調和」という広範な裁量を容認するものとなっている。

各地の争訟案件では、アセス法の不備やアセス手続違法の手口・実態が明らかにされつつあるが、各地の経験と実績を共通のものにしていくことが必要である。

1997年の制定されたアセス法は、2011年に改正されたが、改正法は対象事業種と規模の拡大、横断条項の適用において処分庁がアセスの結果をどのように考慮したかの理由書の作成、争訟性を認める規定の導入等重要な課題を今後の検討課題として先送りした。実効性あるアセス法の改正に向けた活動も重要である。

【四】2019年度 組 織 活 動

1 活動の概要

(1) シンポジウム「責任逃れを続ける国に責任をとらせるためにいかに国を追い詰めるのか」の開催

2018年7月に下された、よみがえれ!有明訴訟の福岡高裁不当判決、11連弾の国敗訴判決にもかかわらずアスベスト被害者の救済策を定立しようとしないう国の不誠実な態度が積み重ねられる中、「責任逃れを続ける国に責任をとらせるためにいかに国を追い詰めるのか」と題するシンポを開催した。

当日は、津田二郎事務局次長の司会の下、特別報告として①南雲芳夫弁護士より「生業（なりわい）を返せ、地域を返せ!」福島原発訴訟、②國嶋洋伸弁護士より「よみがえれ!有明訴訟についての報告がなされた。



その上で、アスベスト問題、有明問題で、国に勝つための具体的な戦略を議論するパネルディスカッションを実施した（写真）。

パネリストとして、吉村良一立命館大学法務研究科教授、篠原義仁公害弁連代表委員、村松昭夫泉南アスベスト訴訟弁護団長、堀良一よみがえれ!有明訴訟弁護団から発言があり、来るべき最高裁での闘いにエールが送られた。

(2) 第49回総会

シンポジウム終了後の総会においては、役員人事で新たに笹山尚人弁護士（原発いわき）が副幹事長に、平松真二郎弁護士（原発）が事務局次長にそれぞれ選出された。

建設アスベスト訴訟、よみがえれ!有明訴訟のいずれも、最高裁での闘いを継続する必要があるが、それを法廷外で支える運動を組み立てる上で重要なシンポジウムとなった。

その他は、活動日誌に記載のとおりである。

2 2019年の活動の特徴

2019年は、よみがえれ!有明訴訟をどのように支援するかという観点からの動きが目立った年となった。

2018年7月の間接強制に対する請求異議訴訟での福岡高裁不当判決の後、闘いの場が最高裁に移る中で、最高裁の策動を視野に入れる一方で、公害弁連として、具体的な運動方針を示すことが難しい状況の中で、当初、よみがえれ!有明訴訟特集の公害弁連ニュース187号を発行する予定であったが、その矢先に「7月26日に最高裁弁論が開かれる」との情報が入ったため、ニュース編集が難しく発行が先延ばしになった。

その後、8月には有明対策会議を開き、具体的な運動方針を確認したが、9月13日によみがえれ!有明訴訟の最高裁判決が言い渡されることとなった。同最高裁判決の補足理由においては、権利濫用論が積極的に述べられるなど、今後の福岡高裁での差し戻し審での審理対策が急務であることが判明したため、それを前提として、日本環境会議と緊密に連携した上で、公害弁連としての活動を開始しようとした。

ところがその後、2020年2月11日、板井優代表委員の急逝などの事情が合い重なり、事務局としても混乱を極めたこともあり、十分な活動ができなかった。しかし、その中であって、3月15日から16日にかけて日本環境会議のメンバーとともに諫早湾現地調査が実施されたことは大きな成果であった。

- (1) 公害弁連ニュース 以上のような理由で本年は発行できなかった。
- (2) 情報と通信 同上
- (3) ホームページは、余り動きがなかったので、リンク先の充実、情報アップに努める。

3 カンパ

第二次新横田基地公害訴訟原告団・弁護団からカンパを頂きました。

また、公害弁連ニュース、総会議案書の作成で毎年お世話になっている協北印刷様からカンパを頂きました。感謝申し上げます。

【五】2020年度 活 動 方 針

(1) 大気汚染公害被害者のたたかいを発展させ、裁判闘争の成果を被害者のたたかいに結合させて、大気汚染公害の根絶と新たな被害者救済制度の確立をかちとる。

- ① 大阪西淀川・川崎・尼崎・名古屋南部判決と東京大気裁判での和解をふまえ、新たに提起した公害調停を梃子に、自動車メーカー・道路の設置・管理者等汚染原因者の負担に基づく国レベルでの、新たな被害者救済制度の確立のたたかいを進める。
- ② 公害認定患者の等級切り下げ、自動車重量税の廃止などの現行補償法改悪の動きに対しては、断固として反対してたたかう。
- ③ 全国の大気汚染地域で、実態調査、被害者掘りおこしに取り組み、東京都・川崎市での現行救済制度維持に全力を尽くすとともに、各自治体レベルでの医療費救済制度の確立を追求する。
- ④ PM2.5測定体制を早急に整備させ、PM2.5低減のための対策の早期実施を追及する。
- ⑤ 東京都をはじめとする首都圏等自治体のディーゼル規制条例を梃子に、国に対し、自動車NOX・PM法の抜本的強化をはじめとした自動車排ガス対策の強化を迫るとともに、自動車メーカーに対し、後付けの排ガス低減装置の開発・無償装着を求めるたたかいを強める。
- ⑥ 各地「道路連絡会」での実効性ある協議を推進し、大型車の交通規制、ロードプライシングの強化などの、大型車の交通総量削減対策を実現するたたかいを進める。
- ⑦ 裁判闘争の成果をふまえて、進路構造対策、道路沿道対策、周辺対策の確立と地域再生の課題に取り組む。
- ⑧ 環境教育、語り部活動を重視し、この点で国、自治体に対する要求現実行動にも取り組む。

(2) 公害道路の建設強行を許さず、裁判闘争の成果をふまえて、道路行政の抜本的転換を求める。

- ① 各地の大気汚染裁判の前進を梃子に、全国の道

路反対運動との連携を進めて、道路建設至上主義の道路行政の抜本的転換のためのたたかいに取り組む。

- ② 圏央道・広島国道2号線高架道・国分寺都市計画道路をはじめとする環境破壊、公害拡大の道路建設の強行を阻止し、道路建設をめぐるたたかいを強め、道路計画の見直しを迫る。
- ③ 「改正」土地収用法下での強引かつ非民主的な収用委員会審理に断固反対し、事業認定の違法を争わせない審理方式に対するたたかいを強化する。
- ④ 圏央道高尾山裁判の成果と経験を活かし、豊かな自然環境を破壊する無駄な公害道路を許さないため、取り組みを強める。
- ⑤ 国道43号線裁判の最高裁判決の成果をふまえて、道路騒音環境基準の見直しを求め、道路騒音・振動公害の根絶をめざす。

(3) 基地・空港などの騒音裁判に勝利し、基地、空港、新幹線などによる騒音・振動被害の根絶をめざすたたかいを強める。

- ① 平穏な生活を取り戻すため、差止請求を棄却した最高裁判決の誤りをただす差止勝利判決をかちとるため全力をつくす。
- ② 基地周辺の全被害地域に居住する住民に対し、将来請求を含む損害賠償を認めさせるたたかいを強める。
- ③ 現在訴訟を起こしていない基地周辺の騒音公害にも反対し、新訴訟を含む新たな運動を展開する。
- ④ 国およびアメリカ政府に対し日米合同委員会における騒音防止協定の遵守を徹底させるとともに、騒音コンターの縮小的見直しなど周辺対策の切り下げを阻止し、騒音発生源対策など被害そのものの縮小を迫る。
- ⑤ 低空飛行訓練やオスプレイ等の危険な軍用機の訓練に反対し、住民らの安全を守るたたかいを強める。
- ⑥ 名古屋新幹線訴訟でかちとった「和解協定書」にもとづき、発生源対策を一層強化させ、JR、国

交省、環境省などに対し、新たな被害の発生、拡大を許さないたたかいを強める。

- ⑦ 「基地公害の根絶は基地の撤去から」という立場から、沖縄県民の基地撤去のたたかい、新たな基地建設を許さないたたかいを支援する。
- ⑧ 在日米軍再編、安全保障関連法施行など、日米同盟関係の強化を口実とした基地強化の策動に反対し、騒音被害の拡大を阻止する。

(4) 不知火海沿岸住民及び阿賀野川流域住民の健康調査を国に実施させ、すべての被害者の補償を勝ち取るとともに、世界に水俣病の教訓を伝えるたたかいに取り組む

- ① 全ての水俣病患者を救済するために、不知火海沿岸住民及び阿賀野川流域住民の健康調査を国に実施させる。
- ② 加害企業チッソが保有する子会社 JNC の株式の譲渡を阻止するためのたたかいを継続する。
- ③ 水俣病患者が最後の 1 人まで補償を勝ち取るためにたたかいを継続する。
- ④ 他団体との共闘を図り、民医連、保険医協会などの医療機関をはじめ広範な医師、研究者との関係を強め、患者の立場に立った水俣病医学の確立をめざす。
- ⑤ 「総合対策医療事業」及び「水俣病患者手帳」所持者への対策事業の内容の充実、継続を求めて、引き続き取り組みを続ける。
- ⑥ 不知火海沿岸、阿賀野川流域の汚染地域の再生、復興、街づくりの課題に、加害者の責任を明らかにする立場から取り組む。
- ⑦ 全ての公害の根絶に向け、ノーモア・ミナマタを訴え、たたかいと教訓を世界に伝える。

(5) カネミ油症などの食品公害やスモン、ヤコブなどの薬害被害者の恒久対策と医療の充実をめざすたたかいを進める。

- ① 薬害ヤコブ病の被害者全員の救済を勝ちとるとともに、薬害根絶に全力をつくす。
- ② 「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づいて、全てのカネミ油症被害者が救済を受けられるよう、カネミ倉庫や国に対

して救済事項の完全実施を求めるたたかいを強化する。

- ③ スモンの全面解決を踏まえて、薬害弁連の運動とも連帯して、健康管理手当の増額を含む薬害根絶の運動を発展させる。
- ④ カネミ油症、スモン、エイズ、ヤコブなどの治療の研究開発を進める要求を支持し、難病対策の充実を求める運動を支持する。
- ⑤ 独立行政法人医薬品・医療機器総合機構制度の充実、改善をめざす。
- ⑥ 抗がん剤にも医薬品副作用被害救済制度を適用するたたかいを強力に進める。
- ⑦ 食品の安全性を求めるたたかいを消費者、農民とともに協力してたたかう。食品の安全性を確保する法制度の改善をめざし、食品衛生法などの改正を求めてたたかう。

(6) 神通川流域、安中公害など各地の重金属による汚染の監視を継続し、汚染土壌の復元を図るとともに、市街地土壌、地下水汚染問題に取り組む。

- ① 神岡鉱業所での公害防止協定に基づく立入調査を引続き成功させ、発生源対策の継続をはかっていく。
- ② 安中の土壌復元事業を計画どおりに完了させ、事業が完了した神通川流域については再汚染を防止する。
- ③ イタイイタイ病患者の認定及び要観察者の判定について認判定行政の適正化を求め、また、原因企業が運用するカドミウム腎症患者救済制度の積極的な活用をはかる。

カドミウムによる健康被害に関する環境省の調査研究を引き続き監視していく。

- ④ 重金属による人体被害、農業被害についての科学者との学際的協力を重視していく。
- ⑤ 市街地土壌・地下水汚染問題に取り組み、真に実効性のある土壌汚染対策法の制定をめざす。

(7) 自然・環境破壊の公共事業に反対するたたかいを強化し、大型公共事業の中止・見直しを迫る。

- ① 諫早湾干拓潮受堤防排水門の、一日でも早い開放、有明海の再生を目指すとともに、農業と漁業

が両立した真の有明海沿岸地域の再生を実現する。

- ② 流域住民の力で勝ち取った川辺川ダム建設中止の成果に学び、全国の無駄なダム建設計画を中止・見直しに追い込む。
- ③ 里山や干潟等、生物多様性の宝庫である自然環境に対する破壊をやめさせるべく、大型公共事業の中止・見直しを迫る。
- ④ 無駄で有害な公共事業に対する公金の支出をやめさせる。

(8) 韓国、中国をはじめとしたアジア諸国との広範かつ実践的な交流を強化する。

- ① 韓国・中国の法律家との交流を深め、3カ国の弁護士らによる会議の開催をめざす。
- ② 毎年実施されている、韓国司法修習生の公害環境研修に積極的に協力する。

(9) 官僚司法を打破し、国民のための司法を実現する改革運動を進め、非人道的な長期裁判に反対し、公害被害者の早期救済と公害根絶に役立つ勝利判決をかちとるたたかいを法廷内外で展開する。

- ① 公害等調整委員会が行政追従の姿勢を改め、公害紛争に関する専門的機関としての本来の役割に立ち返るよう求める取組みを強める。
- ② 国民主権に根ざした司法の行政に対するチェック機能の抜本的強化をはかるため、改正行政訴訟法を活用し、さらに行政訴訟改革への取組みを強める。
- ③ 法曹一元など、さらなる国民のための司法をめざす。
- ④ 裁判所の異例な人事政策や判・検事交流の実態を明らかにし、広く国民に知らせるとともに、裁判所として国民の権利擁護の立場に立たせ、正義と公平を実現させるための本来の姿を堅持させるよう裁判所の内外での努力を強めていく。
- ⑤ 「生きているうちに救済を」という公害被害者の切実な要求を実現させるために、公害裁判の長期化に断固として反対し、公害被害者の早期救済、全面解決の早期実現の必要性を裁判の内外で常に訴えて、あらゆる公害裁判での早期結審・判決の

実現に努力する。

- ⑥ 公害裁判の中で、加害企業、行政の立場を批判するとともに、裁判所の公害被害者の立場を理解しない訴訟指揮については断固として反撃する。
- ⑦ 被害者とともにたたかう公害弁護団として、日常の法廷で加害者を圧倒する活動を展開する。
- ⑧ 戦略的環境アセスメント法制定のためのたたかうとともに、地方自治体において、実効ある環境アセスメント条例の制定をめざす。

(10) 国際的視野から地球環境の破壊に反対し、環境保全のために被害者・住民・専門家などの諸団体との提携を強め、環境保全の課題の基本は現在の公害被害者の救済と公害根絶に努力することにあることを広く国民に訴えていく。

- ① 環境保全は国民的課題であるとの観点で、地球環境保全の様々な取組みに積極的に参加するとともに、わが国の公害被害者の救済と公害根絶の課題を達成することこそが地球環境保全の基礎であることを広く訴える。
- ② 地球温暖化問題では、政府、自治体、企業に対し、京都議定書及び25%の中期削減目標を完全に達成するための施策を実施させるたたかいを強力に進める。
- ③ 国内外の公害・環境破壊反対の運動や団体との連携を強め、多くの公害被害者や運動体と連携し、全国的、地域的ネットワークづくりを含め、創意をこらし多種多様な行動に積極的に取り組む。とりわけ、日本環境法律家連盟との連携を強め、自然環境保全の運動を支援する。
- ④ 全国公害被害者総行動デーの成功のために積極的に参加し協力する。
- ⑤ 医師、科学者などの専門家、とりわけ民主医療機関連合会、日本環境会議、日本科学者会議との連携を深め、公害被害者の発掘に努め、加害者の責任を明確にし、公害反対運動の実戦的理論の確立、被害者救済と公害根絶の推進に努力する。
- ⑥ 公害根絶と被害者救済に関する法制度の拡充、強化をめざし、公害問題に関する立法、行政、地方自治体などに対する提言、申入れを積極的に行っていく。
- ⑦ 知る権利を具体化した、実効性ある情報公開制

度の確立、環境権、人格権の尊重の原則の法制化、自然の権利の確立のために、積極的に取り組む。

(11) **廃棄物処理施設（最終処分場）による環境汚染問題への取り組みを強化し、住民団体の活動を支援する。**

(12) **アスベスト問題を史上最大の労災公害と位置づけて、国と大企業に対して、被害者の全面的な救済と抜本的なアスベスト対策を求めるたたかいに取り組む。**

- ① 建設アスベスト訴訟に勝利し、建設作業従事者にかかる石綿被害者補償基金制度の創設をめざす。
- ② 被害の全面的な把握を行うために、国に対して大規模な疫学調査や被害実態調査を要求する。
- ③ アスベスト被害の根絶のために、アスベスト基本法の制定とアスベスト問題を統一して扱う行政機関の設置を要求する。
- ④ シンポジウムなどの開催、全国各地での被害者の掘り起こしなど、アスベスト問題の解決に向けた取り組みを一層強化する。
- ⑤ 建築解体によるアスベスト飛散問題に積極的に取り組む。
- ⑥ 建物解体、震災によるアスベスト飛散問題や石綿肺がん認定基準問題に積極的に取り組む。

(13) **原発事故による被害者の完全救済を求めるたたかい、脱原発を進めるたたかいに取り組む。**

- ① 最大公害というべき福島原発事故による汚染地域の原状回復と被害者の完全救済を求めるたたかいに取り組む。
- ② 被害救済の前提となる、東京電力、国の責任の追及をめざす。
- ③ 低線量被曝など原発被害による健康被害の調査を求める。
- ④ 脱原発を求める訴訟、運動に連動して取り組む。

(14) **最大の環境破壊である戦争に向けた策動に反対し、平和憲法改悪を断固阻止する運動に飛躍的に取り組む。**

- ① 米軍再編、自衛隊と在日米軍の連携強化、国民投票法案上程など、改憲への地均しがなし崩し的に押し進められる情勢において、アメリカと一体となった集団的自衛権行使を狙った憲法改悪を断固阻止し、平和条項を守り発展させる運動への取り組みを強化する。
- ② 「戦争は最大の環境破壊」をキーワードに、反テロリズムと国際協調の大義名分の下に押し進められる戦争を含め、あらゆる戦争に向けた策動に反対するたたかいに取り組む。

(15) **「規制緩和」を一気に推し進めて我国の農業を破壊し、環境や国民生活に重大な悪影響を及ぼす環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への参加に反対するたたかいに取り組む。**

(16) **公害弁連の組織、体制など**

- ① 幹事会、事務局会議への参加を強めて、その内容を充実させ、各弁護団がかかえている課題、問題点を明確にし、共同の討議を通じて理論的、実践的水準を一層引き上げていく。
- ② 各公害の分野別の弁護団の交流を積極的に進めるとともに、公害弁連の担う課題、任務分担を明確にさせて、総合的なたたかいを進めていく。
- ③ 公害弁連ニュースの定期発行、情報と通信の随時発行、公害弁連ホームページの充実、法律雑誌への投稿、パンフレットなどによって、宣伝活動の強化、充実を図る。
- ④ 新規加入弁護団の増加をはかり、財政の確立に向けて抜本的な改革を検討し、組織、財政の拡大、充実を図る。
- ⑤ 役員・事務局体制を充実させる。
 - イ 幹事会の充実
 - ロ 事務局会議の充実

【六】公害関係資料

公害弁連・日本環境会議・公害総行動実行委員会 共催

責任逃れを続ける国に 責任をとらせるために いかにして国を追いつめるのか



3/30(土)

12:30 開場 13:00 開演
新宿農協会館 大会議室

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2丁目5-5



特別報告1:原発訴訟について

弁護士 南雲芳夫(『生業(なりわい)を返せ、地域を返せ!』福島原発訴訟弁護団)

特別報告2:よみがえれ有明訴訟について

弁護士 國嶋洋伸(よみがえれ有明訴訟弁護団)

パネルディスカッション

アスベスト・有明 ～国に勝つために～

パネリスト

吉村良一(立命館大学法務研究科教授)

篠原義仁(弁護士・公害弁連代表委員)

村松昭夫(弁護士・公害弁連代表委員・泉南アスベスト訴訟弁護団長)

堀良一(弁護士・よみがえれ有明訴訟弁護団)

司会 白井剣(弁護士・公害弁連幹事長)

15:50～16:30 公害弁連総会

※終了後懇親会有(5000円)



連絡：公害弁連事務局 熊本中央法律事務所 熊本市中央区京町 2-12-43

TEL. 096-322-2515/FAX. 096-322-2573

弁護士 板井 俊介

米軍大型輸送機の大阪国際空港からの飛行禁止時間帯の 深夜離陸に強く抗議する

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
国土交通大臣 石井 啓一 殿

記

6月25日午後11時過ぎに、大阪国際空港から、米軍の大型輸送機C17が離陸し、その轟音で空港周辺住民が目覚める等の被害が発生したと報道されました。

報道によると、米軍の輸送機はアメリカ大統領トランプ氏の専用車及び警護用の各種車両を輸送していたものと言われています。

大阪国際空港は、最高裁まで闘われた騒音訴訟の結果、周辺住民の平穏な環境を維持する為に、平成2年、国（運輸省）と周辺自治体11市及び住民団体（調停団）との協定で、深夜9時以降朝7時までは飛行しないことに合意し、これまで協定は守られてきました。

ところが、アメリカ大統領トランプ氏の専用車及び警護用の各種車両を輸送する為に、平成2年の協定締結以降29年間守られてきた夜9時以降の飛行禁止協定を破ったものであり、このような協定違反を許した貴殿ら安倍内閣の措置に強く抗議するものであります。

しかも、大阪国際空港は、民間空港であるにもかかわらず、軍用機の離着陸に使わせたという点で、民間空港の軍事利用という問題でもあって、二重の意味で今回の措置は許しがたい対応であり、これに対しても強く抗議します。

今回の、深夜の飛行を許すという暴挙は、安倍内閣のアメリカ大統領トランプ氏に対する特別の配慮を優先し、大阪国際空港周辺住民の静穏な環境を軽視するものであり、日本国民として到底見過ごすことは出来ません。

我々は、これまで基地及び空港周辺の住民の静穏な生活環境を守る裁判を闘い又はこれらの闘いを支援してきた団体として、今回の安倍内閣の措置に強く抗議します。

2019年7月5日

全国公害弁護団連絡会議

代表委員	中島 晃
代表委員	馬奈木 昭雄
代表委員	吉野 高幸
代表委員	篠原 義仁
代表委員	関島 保雄
代表委員	板井 優
代表委員	西村 隆雄
代表委員	村松 昭夫

全国基地爆音訴訟弁護団連絡会

事務局長	神谷 誠人
------	-------

よみがえれ！有明訴訟

7.26全面解決を求める門前&報告集会

7/26(金)15:00～
最高裁で弁論が決定！

漁業者も！農業者も！
すべての当事者が納得できる開門の
実現で、争いに終止符を！



2010年福岡高裁の開門確定判決を事実上無力化する高裁の不当判決から
ちょうど1年、最高裁が弁論を開き、判決を見直す可能性が出てきました。
最高裁判決に向け、ご支援ご協力をお願いします！

日時：2019年7月26日（金）

★門前集会 13:30～ 最高裁判所南門前

★報告集会&記者会見 17:00～

衆議院第一議員会館地下1階大会議室

（16:30頃から会館入り口で入館証を配布します）

主催：よみがえれ！有明訴訟を支援する会

共催：全国公害被害者総行動実行委員会、全国公害弁護団連絡会議

（弁護団／連絡先）〒815-0041 福岡市南区野間1-10-7福岡南法律事務所

TEL 092(554)7110 / FAX 092(554)7123

支援のみなさま、報道関係者のみなさま

よみがえれ！有明訴訟 最高裁判決期日

9. 13全面解決を求める門前&報告集会のご案内

2019年9月

よみがえれ！有明訴訟原告団・弁護団・支援する会

諫早湾の開門をめぐる請求異議訴訟の最高裁判決が9月13日に言い渡されます。2010年の開門確定判決の強制執行を許さないとした福岡高裁の不当判決に対し、最高裁が司法の矜持を守って見直しを求める判決を言い渡すことが期待されています。

一方、開門確定判決とは原告が異なる即時開門訴訟と、営農者による開門差し止め訴訟について、最高裁は7月26日付で原審の判決を受け入る不当な決定を行い、漁民側の敗訴および開門差し止め判決を確定させました。これにより国が相反する判決の板挟みとなることが確定し、公正な和解協議による解決の道しかないことが、いよいよ明確になりました。

当日は下記の通り、門前集会で最高裁に真の解決を求める声を届けるとともに、報告集会で判決内容について解説し、今後の闘いの展望について報告します。みなさまのご参集をよろしくお願いいたします。

●門前集会

日時：2019年9月13日（金）13:15～

場所：最高裁判所 正門横の公園内

※13:40～原告漁民3名、弁護団11名の入廷行動を行います（正門から）。

判決言い渡し 15:00～、終了後、南門付近で旗出しを行う予定です。

●報告集会と記者会見

日時：2019年9月13日（金）16:00～

場所：憲政記念館・会議室（東京都千代田区永田町1丁目1-1）※どなたも自由に入場できます

最寄駅：丸ノ内線・千代田線 国会議事堂前駅下車 2番出口から徒歩7分

有楽町線・半蔵門線・南北線 永田町駅下車 2番出口から徒歩5分

プログラム

16:00 記者会見

16:30 ころ～ 報告集会

●主催：よみがえれ！有明訴訟を支援する会

●共催：全国公害被害者総行動実行委員会、全国公害弁護団連絡会議、
有明海漁民・市民ネットワーク

●お問い合わせ

よみがえれ！有明訴訟弁護団 担当：國嶋（福岡南法律事務所）

TEL 092-554-7110 FAX 092-554-7123 Eメール h-kuni@way.ocn.ne.jp

全国公害弁護団連絡会議

第49回総会記念集会

のお知らせ

「今あらためて公共事業を問い直す」 ～諫早干拓とリニア中央新幹線～

“動き出したら止まらない” ムダな公共事業の典型と言われた有明海「国営諫早湾干拓事業」について、昨年、開門確定判決にもとづく請求異議事件の不当判決を破棄し、福岡高裁に差し戻しとする最高裁判決が言い渡されました。

近年、安倍政権の下で大型公共事業が盛んに行われていますが、諫早干拓とリニア中央新幹線工事を取りあげて、市民の暮らし・環境の破壊の問題とどう闘い、環境の保全・再生をどのように進めるかをみなさんと一緒に考えたいと思います（参加費は無料です）。

日時

2020年4月4日（土）

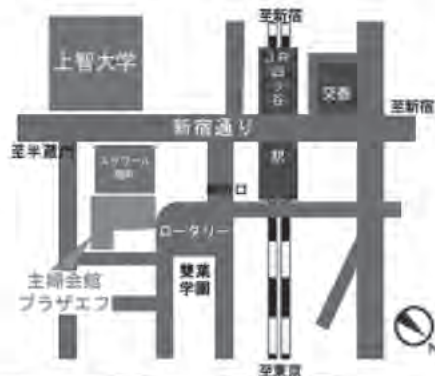
13:30～16:30

※16:30から総会行事になります。

場所

主婦会館プラザエフ
8階「スイセン」

東京都千代田区六番町15
JR四ツ谷駅（麹町口）下車・徒歩1分



【コメンテーター】

- よみがえれ！有明訴訟

寺西俊一・一橋大学名誉教授、日本環境会議理事長

- リニア中央新幹線訴訟

磯野弥生・東京経済大学名誉教授、日本環境会議代表理事

- 台風被害で顕在化した我が国河川行政の問題点に関する特別報告

梶原健嗣・愛国学園大学教授

★主催★全国公害弁護団連絡会議、全国公害被害者総行動、日本環境会議

【お問合せ】 公害弁連事務局 096-322-2515 熊本中央法律事務所 弁護士 板井俊介)

【七】 2019 年度 活 動 日 誌

公害弁連をめぐる動き	
2019	
3.30	公害弁連第 49 回総会・シンポジウム 「責任逃れを続ける国に責任を取らせるためにいかにして国を追い詰めるか」 (日本環境会議・公害総行動実行委員会・公害弁連共催)(東京・新宿農協会館)
5.17	公害弁連事務局会議(第 1 回)
6. 5 ～ 6	第 44 回全国公害被害者総行動デー
6. 6	公害弁連幹事会(第 1 回)
7. 5	米軍大型輸送機の大阪国際空港からの飛行禁止時間帯の深夜離陸への抗議声明を執行
7.26	よみがえれ! 有明訴訟最高裁弁論期日・報告集会(衆議院第一会館)
9.13	よみがえれ! 有明訴訟最高裁判決(報告集会・憲政記念館) 公害弁連事務局会議(第 2 回)
12.23	公害弁連事務局会議(第 3 回)
2020	
1.10	公害弁連幹事会(第 3 回) 公害合同旗開き
2.11	板井優代表委員逝去
2.28	公害弁連事務局会議(第 4 回)
3.15 ～ 16	日本環境会議諫早湾干拓問題検証委員会(仮称) 諫早現地視察

【八】公害弁連歴代人事一覧

決定総会	代 表 委 員		幹 事 長	副 幹 事 長	事務局長	事 務 局 次 長		
第1回 1972 (東京)	正力喜之助 (イ病)	北村利弥 (四日市公害)	渡辺喜八 (新潟水俣病)	近藤忠孝 (イ病)	豊田 誠 (イ病)			
第2回 1973 (大阪)	正力喜之助	北村利弥	渡辺喜八	近藤忠孝	豊田 誠			
第3回 1974 (名古屋)	正力喜之助		渡辺喜八	坂東克彦 (新潟水俣病)	豊田 誠			
第4回 1975 (横浜)	正力喜之助	東 敏雄 (熊本水俣病)	山本正男 (名古屋新幹線)	木村保男 (大阪国際空港)	豊田 誠			
第5回 1976 (北九州)	正力喜之助	東 敏雄	山本正男	内田茂雄 (カネミ)	豊田 誠	篠原義仁 (川崎・安中)	林 光佑 (新幹線)	石橋一晃 (空港・イ病)
第6回 1977 (東京)	正力喜之助	東 敏雄	山本正男	内田茂雄	滝井繁男 (大阪空港)・鬼迫明夫 (多奈川火電)・豊田 誠 (東京スモン)	長谷川正浩 (新幹線)	白川博清 (東京スモン)	犀川季久 (安中)
第7回 1978 (東京)	正力喜之助	東 敏雄	山本正男	野呂 汎 (四日市公害) (新幹線公害)	滝井繁男 (大阪空港)・鬼迫明夫	長谷川正浩	白川博清	能勢英樹 (イ病)
第8回 1979 (東京)	正力喜之助	東 敏雄	山本正男	野呂 汎	久保井一匡 (大阪空港)・井関和彦 (西淀川)・石橋一晃 (北陸スモン)	長谷川正浩	白川博清	中村雅人 (西淀川)
第9回 1980 (川崎)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	豊田 誠	水野武夫 (井関和彦)	長谷川正浩	白川博清	鈴木堯博 (東京スモン)
第10回 1981 (北九州)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	豊田 誠	水野武夫 (篠原義仁)	長谷川正浩	白川博清	中村雅人 (東京スモン)

決定総会	代 表 委 員			幹 事 長	副 幹 事 長		事務局長	事 務 局 次 長					
第11回 1982 (東 京)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	豊田 誠	石川康之 (名古屋新幹線)	篠原義仁	石橋一晃	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人	中本源太郎 (東北新幹線)
第12回 1983 (千 葉)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	豊田 誠	石川康之	篠原義仁	石橋一晃	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人	中本源太郎
第13回 1984 (大 阪)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	豊田 誠	石川康之	篠原義仁 高橋 勲	石橋一晃 吉野高幸	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人	中本源太郎
第14回 1985 (東 京)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	高田新太郎 (安中)	石川康之	篠原義仁 高橋 勲	石橋一晃 吉野高幸	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	早川光俊 (西淀川)	中村雅人	中本源太郎
第15回 1986 (千 葉)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	高田新太郎	石川康之	篠原義仁 高橋 勲	石橋一晃 吉野高幸	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	早川光俊	中村雅人	鈴木 守 (千葉川鉄)
第16回 1987 (千 葉)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	高田新太郎	石川康之	篠原義仁 高橋 勲	石橋一晃 吉野高幸 鈴木堯博	白川博清	鈴木 守	早川光俊	中村雅人	管野兼吉	
第17回 1988 (大 阪)	内田茂雄	梨木作次郎	関田政雄	高橋 勲 (千葉川鉄)	石川康之	篠原義仁	石橋一晃 吉野高幸 鈴木堯博	白川博清	鈴木 守	早川光俊	中村雅人	管野兼吉	
第18回 1989 (神 戸)	内田茂雄	梨木作次郎	矢島惣平 (川崎)	高橋 勲	石川康之	篠原義仁	石橋一晃 吉野高幸 鈴木堯博	白川博清	鈴木 守	早川光俊	管野兼吉	関島保雄	
第19回 1990 (熊 本)	内田茂雄	梨木作次郎	矢島惣平	井関和彦 (西淀川)	篠原義仁 中島 晃 白川博清	石橋一晃 馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木堯博	鈴木 守	早川光俊	管野兼吉	関島保雄	板井 優	
第20回 1991 (東 京)	内田茂雄	梨木作次郎	矢島惣平	井関和彦	篠原義仁 中島 晃 白川博清	石橋一晃 馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木堯博	鈴木 守	早川光俊	宮田 学	関島保雄	板井 優	

決定総会	代 表 委 員				幹 事 長	副 幹 事 長	事務局長	事 務 局 次 長							
第21回 1992 (大 阪)	内田茂雄	梨木作次郎	斉藤一好	矢島惣平	井関和彦 (西淀川)	篠原義仁 中島 晃 白川博清	石橋一晃 馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木堯博	鈴木 守	早川光俊	宮田 学	関島保雄	板井 優		
第22回 1993 (川 崎)	内田茂雄		斉藤一好	矢島惣平	井関和彦 (西淀川)	篠原義仁 中島 晃 白川博清	石橋一晃 馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木堯博	鈴木 守	早川光俊	宮田 学	関島保雄	板井 優		
第23回 1994 (岡 山)	内田茂雄	斉藤一好	矢島惣平	千場茂勝	花田啓一 中島 晃 (京都水保)	篠原義仁 吉野高幸 馬奈木昭雄	鈴木堯博 白川博清 鈴木 守	関島保雄 尾藤廣喜	板井 優	早川光俊	宮田 学	西村隆雄	村松昭夫	白井 剣 森 徳和	
第24回 1995 (大 阪)	内田茂雄	斉藤一好	矢島惣平	千場茂勝	花田啓一 中島 晃 (京都水保)	篠原義仁 吉野高幸 馬奈木昭雄	鈴木堯博 白川博清 鈴木 守	関島保雄 尾藤廣喜	板井 優	早川光俊	宮田 学	西村隆雄	村松昭夫	白井 剣 森 徳和	
第25回 1996 (熊 本)	内田茂雄	斉藤一好	矢島惣平	千場茂勝	花田 啓一 近藤 忠孝 中島 晃 (京都水保)	篠原義仁 吉野高幸 馬奈木昭雄	鈴木堯博 白川博清 鈴木 守	関島保雄 尾藤廣喜	板井 優	早川光俊	宮田 学	西村隆雄	村松昭夫	白井 剣 森 徳和	中杉喜代司 原希世巳
第26回 1997 (東 京)	内田茂雄	斉藤一好	千場茂勝	井関和彦	加藤 満生 篠原義仁	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜	鈴木堯博 鈴木 守	白川博清 関島保雄	村松昭夫	早川光俊	宮田 学	西村隆雄	松野信夫 籠橋隆明	中杉喜代司 原希世巳	
第27回 1998 (神 戸)	内田茂雄	斉藤一好	千場茂勝	井関和彦	加藤 満生 篠原義仁	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜	鈴木堯博 鈴木 守	白川博清 関島保雄	村松昭夫	早川光俊	宮田 学	西村隆雄	松野信夫 籠橋隆明	中杉喜代司 原希世巳	
第28回 1999 (名古屋)	内田茂雄	斉藤一好	千場茂勝	井関和彦	加藤 満生 篠原義仁	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜	鈴木堯博 鈴木 守	白川博清 関島保雄	村松昭夫	早川光俊	宮田 学	西村隆雄	松野信夫 籠橋隆明	中杉喜代司 原希世巳	
第29回 2000 (名古屋)	内田茂雄	斉藤一好	千場茂勝	井関和彦	加藤 満生 篠原義仁	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜	鈴木堯博 鈴木 守	白川博清 関島保雄	村松昭夫	早川光俊	宮田 学	西村隆雄	松野信夫 籠橋隆明	中杉喜代司 原希世巳	
第30回 2001 (東京八王子)	内田茂雄	斉藤一好	千場茂勝	井関和彦	加藤 満生 馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木 守	鈴木堯博 関島保雄	白川博清 尾藤廣喜	西村隆雄	宮田 学	籠橋隆明 山本 孝 松浦信平	白井 剣 中杉喜代司 加納 力	森 徳和 原希世巳 大江京子	松野信夫 久保博道 岩井羊一	
第31回 2002 (東 京)	内田茂雄	斉藤一好	千場茂勝	井関和彦	加藤 満生 馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木 守	鈴木堯博 関島保雄	白川博清 尾藤廣喜	西村隆雄	宮田 学	籠橋隆明 山本 孝 松浦信平	白井 剣 中杉喜代司 加納 力	森 徳和 原希世巳 大江京子	松野信夫 久保博道 岩井羊一	

決定総会	顧問	代表委員			幹事長	副幹事長			事務局長		事務局次長		
第32回 2003 (人吉)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 近藤忠孝 加藤満生 豊田 誠	榎本信行 中島 晃 馬奈木昭雄 吉野高幸	板井 優	鈴木堯博 関島保雄 早川光俊	白川博清 尾藤廣喜 高木健康	鈴木 守 村松昭夫	西村隆雄	宮田 学 籠橋隆明 山本 孝 松浦信平	白井 剣 中杉喜代司 加納 力 高橋 徹	森 徳和 原希世巳 大江京子	松野信夫 久保博道 岩井羊一	
第33回 2004 (熊本)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田 誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	板井 優	鈴木堯博 関島保雄 早川光俊	白川博清 尾藤廣喜 高木健康	鈴木 守 村松昭夫	西村隆雄	白井 剣 森 徳和 籠橋隆明	中杉喜代司 原希世巳 久保博道	加納 力 大江京子 岩井羊一	高橋 徹 松浦信平 後藤富和	
第34回 2005 (東京)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田 誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	関島保雄	鈴木堯博 尾藤廣喜 高木健康	白川博清 村松昭夫 西村隆雄	鈴木 守 早川光俊	西村隆雄	白井 剣 森 徳和 籠橋隆明 松尾文彦	中杉喜代司 原希世巳 久保博道	加納 力 大江京子 岩井羊一	高橋 徹 松浦信平 後藤富和	
第35回 2006 (大阪)	斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田 誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	関島保雄	鈴木堯博 尾藤廣喜 高木健康	白川博清 村松昭夫 西村隆雄	鈴木 守 早川光俊	中杉喜代司	白井 剣 加納 力 後藤富和	森 徳和 大江京子 島戸圭輔	岩井羊一 高橋 徹 板井俊介	松浦信平 松尾文彦	
第36回 2007 (東京)	斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田 誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	関島保雄	鈴木堯博 尾藤廣喜 高木健康	白川博清 村松昭夫 西村隆雄	鈴木 守 早川光俊 宮田 学	中杉喜代司	白井 剣 加納 力 後藤富和	森 徳和 大江京子 島戸圭輔	岩井羊一 高橋 徹 板井俊介	松浦信平 松尾文彦	
第37回 2008 (諫早)	千場茂勝 花田啓一	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	加藤満生 中島 晃 篠原義仁 豊田 誠 馬奈木昭雄 鈴木堯博	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田 学	鈴木 守 高木健康	尾藤廣喜 西村隆雄	中杉喜代司	阿部哲二 加納 力 後藤富和	白井 剣 大江京子 島戸圭輔	森 徳和 高橋 徹 板井俊介	松浦信平 松尾文彦 中村輝久	
第38回 2009 (東京)	千場茂勝 花田啓一	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	加藤満生 中島 晃 篠原義仁 豊田 誠 馬奈木昭雄 鈴木堯博	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田 学	鈴木 守 高木健康	尾藤廣喜 西村隆雄	中杉喜代司	阿部哲二 加納 力 島戸圭輔	白井 剣 伊藤明子 板井俊介	森 徳和 松尾文彦 中村輝久	松浦信平 後藤富和 吉岡孝太郎	
第39回 2010 (沖縄)	千場茂勝 花田啓一	加藤満生 中島 晃 篠原義仁	榎本信行 吉野高幸	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田 学	鈴木 守 高木健康	尾藤廣喜 西村隆雄 原希世巳	中杉喜代司	阿部哲二 加納 力 島戸圭輔	白井 剣 伊藤明子 板井俊介	森 徳和 松尾文彦 中村輝久	松浦信平 後藤富和 吉岡孝太郎	
第40回 2011 (東京)	千場茂勝 花田啓一 加藤満生	近藤忠孝 中島 晃 篠原義仁	榎本信行 吉野高幸	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田 学	鈴木 守 高木健康 原希世巳	尾藤廣喜 西村隆雄 中杉喜代司	阿部哲二	白井 剣 伊藤明子 中村輝久 橋澤加世	森 徳和 松尾文彦 吉岡孝太郎	松浦信平 後藤富和 津田二郎	加納 力 板井俊介 長瀬信明	
第41回 2012 (東京)	千場茂勝 花田啓一 加藤満生 近藤忠孝 豊田 誠 榎本信行	中島 晃 吉野高幸 鈴木堯博 関島保雄	馬奈木昭雄 篠原義仁 板井 優	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田 学 白井 剣 南雲芳夫	鈴木 守 高木健康 原希世巳 森 徳和 尾崎俊之	尾藤廣喜 西村隆雄 中杉喜代司 広田次男	阿部哲二	松浦信平 後藤富和 津田二郎 馬奈木敬太郎	加納 力 板井俊介 長瀬信明	伊藤明子 中村輝久 橋澤加世	松尾文彦 吉岡孝太郎 中川素充	

決定総会	顧 問	代 表 委 員	幹 事 長	幹 事	事務局長	事 務 局 次 長	
第42回 2013 (東京)	千場茂勝 花田啓一 加藤満生 近藤忠孝 豊田 誠 榎本信行	中島 晃 馬奈木昭雄 吉野高幸 篠原義仁	鈴木堯博 板井 優 関島保雄	村松昭夫 白川博清 早川光俊 高木健康 西村隆雄 宮田 学	原希世巳 中杉喜代司 白井 劍 森 徳和 松尾文彦	中川素充 広田次男 南雲芳夫 尾崎俊之	阿部哲二 松浦信平 加納 力 伊藤明子 後藤富和 板井俊介 中村輝久 吉岡孝太郎 津田二郎 長瀬信明 橋澤加世 馬奈木蔵太郎 秋元理匡 深井剛志
第43回 2014 (東京)	千場茂勝 花田啓一 豊田 誠	中島 晃 馬奈木昭雄 吉野高幸 篠原義仁	鈴木堯博 板井 優 関島保雄	中杉喜代司 村松昭夫 白川博清 早川光俊 高木健康 西村隆雄	宮田 学 原希世巳 白井 劍 森 徳和 松尾文彦	中川素充 広田次男 南雲芳夫 尾崎俊之	阿部哲二 松浦信平 加納 力 伊藤明子 笹山尚人 後藤富和 板井俊介 中村輝久 吉岡孝太郎 津田二郎 長瀬信明 橋澤加世 馬奈木蔵太郎 深井剛志
第44回 2015 (福島)	千場茂勝 花田啓一 豊田 誠	中島 晃 馬奈木昭雄 吉野高幸 篠原義仁	鈴木堯博 板井 優 関島保雄	中杉喜代司 村松昭夫 白川博清 早川光俊 高木健康 西村隆雄	宮田 学 原希世巳 白井 劍 森 徳和 松尾文彦	中川素充 広田次男 南雲芳夫 尾崎俊之	阿部哲二 松浦信平 加納 力 伊藤明子 笹山尚人 後藤富和 板井俊介 中村輝久 吉岡孝太郎 津田二郎 長瀬信明 橋澤加世 馬奈木蔵太郎 深井剛志
第45回 2016 (熊本)	千場茂勝 花田啓一 豊田 誠	中島 晃 馬奈木昭雄 吉野高幸 篠原義仁	鈴木堯博 板井 優 関島保雄	中杉喜代司 村松昭夫 白川博清 早川光俊 高木健康 西村隆雄	宮田 学 原希世巳 白井 劍 森 徳和 松尾文彦	中川素充 広田次男 南雲芳夫 尾崎俊之	板井俊介 中村輝久 吉岡孝太郎 津田二郎 長瀬信明 橋澤加世 馬奈木蔵太郎 深井剛志
第46回 2017 (東京)	花田啓一 豊田 誠	中島 晃 馬奈木昭雄 吉野高幸 篠原義仁	鈴木堯博 板井 優 関島保雄	中杉喜代司 村松昭夫 白川博清 早川光俊 高木健康 西村隆雄 宮田 学	原希世巳 白井 劍 森 徳和 東島浩幸 中川素充	広田次男 南雲芳夫 尾崎俊之 吉野隆二郎 金高 望	津田二郎 馬奈木蔵太郎 深井剛志 東 圭介 伊藤明子 笹山尚人 後藤富和 中村輝久
第47回 2018 (東京)	豊田 誠 鈴木堯博	中島 晃 馬奈木昭雄 吉野高幸 篠原義仁	関島保雄 板井 優 西村隆雄 村松昭夫	白井 劍 阿部哲二 尾崎俊之 金高 望 中川素充	中杉喜代司 南雲芳夫 早川光俊 原希世巳	東島浩幸 吉野隆二郎 米倉 勉	東 圭介 國嶋洋伸 水谷陽子 伊藤明子 中村輝久 津田二郎 馬奈木蔵太郎
第48回 2019 (東京)	豊田 誠 鈴木堯博	中島 晃 馬奈木昭雄 篠原義仁 吉野高幸	関島保雄 西村隆雄 村松昭夫 中杉喜代司	白井 劍 副幹事長 笹山尚人	南雲芳夫 早川光俊 原希世巳 東島浩幸	吉野隆二郎 米倉 勉	東 圭介 國嶋洋伸 平松真二郎 伊藤明子 中村輝久 津田二郎 馬奈木蔵太郎

【九】公 害 弁 連 規 約

1. (名 称) 本会は全国公害弁護団連絡会議(略称、公害弁連)といい、事務局を東京都におく。
2. (組 織) 本会は公害根絶のために活動している弁護団(調査団を含む)により組織する。
3. (目 的) 本会は公害弁護団の自主性を尊重し、公害訴訟、公害調査その他公害をなくすために必要な理論的実践的諸問題を法律家の立場から相互に研究し、且つ、必要に応じ支援協力することを目的とする。
4. (運 営) (1) 本会は総会を年1回開催し、人事財政等運営上の重要事項を協議する。
(2) 本会は前記の目的を達するため必要に応じ連絡会議を開催する。
5. (役 員) (1) 本会は顧問、代表委員若干名および各弁護団より幹事1名を選出する。
(2) 幹事会の互選により幹事長1名を選出する。
(3) 事務局として、事務局長および事務局員若干名をおく。
6. (財 政) 本会の財政は会費その他の寄付金による。
 会費は、各弁護団あたり年1口(10000円)以上とする。
7. 本会の規約改正は総会の決議により行う。

